

ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第17回）会議録

平成24年4月26日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長	西口 雪夫	副委員長	柴田 安宣
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤
委員	町田 康則		

2 議長の出席

なし

3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

4 証人として出席した者

証人	久野 敦	(補佐人)	有賀 隆之
証人	大杉 仁	(補佐人)	箭内 隆道

5 書記

書記長	宮崎 季之	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

6 委員会に付した事件

- (1) 証人尋問
- (2) その他

7 議事の経過

○委員長（西口雪夫君）

開会前に皆さんに申し上げます。この調査特別委員会は、真相究明のため議会独自の調査権を委任されたものであります。特に本日は関係人のご出頭を願って証言を求めることになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、報道各位、関係各位に申し上げます。本日の委員会における撮影等につきましては、あらかじめ協力依頼をしたとおりであります。重ねてご協

力をお願いいたします。

傍聴人の皆さんにお願い申し上げます。委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

ただいまからごみ処理施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

なお、久野敦様からお手元に配付のとおり、補佐人同伴許可願が提出されております。

お諮りいたします。補佐人の同伴を許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○委員長（西口雪夫君）

ご異議なしと認めます。よって、補佐人の同伴を許可することに決定いたしました。

それでは、証人を入室させてください。

(証人入室)

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところをご出頭いただき、誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねいたします。先ほど記載いただきました出頭カードについて間違いありませんか。

○証人（久野 敦君）

間違いございません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、証言を求める前に、証人に申し上げます。証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意してご証言をください。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

ここで、報道機関各位に申し上げます。テレビカメラ、写真等の撮影を中止してください。

傍聴人も含め、全員起立願います。

それでは、久野敦証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（久野 敦君）

宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成24年4月26日 久野敦。

○委員長（西口雪夫君）

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

（宣誓書署名捺印）

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

また、こちらから質問しているとき、また、証言をされる際も着席のまま結構でございます。

証言をされる際には委員長の許可は必要としませんが、補佐人へ相談される際には委員長の許可を必要とします。また、補佐人へ相談されることは法的な助言のみ許可させていただきますので、ご承知おきください。

補佐人に申し上げます。補佐人は、証人が委員長の許可を得て相談をした際に、証人に対して助言をすることはできますが、委員会において発言をすることは認められておりません。発言される場合には退場を命じることもありますので、ご承知おきください。

なお、録音しておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えいただきたいと思っております。

なお、本委員会の調査機関が組合発足の平成11年からと非常に長期間にわたる調査を行いましたので、それぞれの期間を区切って調査をしていただきました。調査期間ごとに調査に当たられました委員の方に主尋問をしていただき、その後、各委員から補足質問をさせていただきますので、ご承知おきください。

それでは、これから具体的に質問をさせていただきます。

まず、久野敦氏への質問を松永委員よりさせていただきます。

○委員（松永隆志君）

どうもおはようございます。諫早市議会の松永でございます。今回緊張されていると思っておりますけれども、楽にしてお答えいただければと思っております。

前回は佐藤証人にもお話ししていただきまして、大体私も理解してきたところが多々ございます。若干、疑問に思ったところもございまして、佐藤証人と同じようなパターンでお伺いしていきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

まず、久野証人に、この県央県南のクリーンセンターですね、この施設に係わる業務といたしますかね、携わられたのは、いつからいつまでですか。

○証人（久野 敦君）

私は、入札当時はNKK日本鋼管に在籍しておりまして、本件に関しては担当しておりませんでした。その後、JFEに統合してから、平成16年の4月に福岡にある九州支社に赴任して、そこからこちらの担当をしました。そこから2007年ですから、平成19年ですか、の11月に本社に帰任するまで約3年半ですね、こちらのほうを担当いたしました。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、佐藤証人に伺ったんですけれども、久野さんの仕事というのは営業担当ということで、こちらの担当であって、ここに常駐しておられたわけではないですね。

○証人（久野 敦君）

ないです。常に福岡の九州支社におりました。

○委員（松永隆志君）

ああ、福岡の九州支社におられたと。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

具体的にこの組合との関係で、どういうことで業務されていたんですか。

○証人（久野 敦君）

営業ですので、主に契約関係ですね。あと営業ですから色々な業務、現場から依頼があったものについて、営業のほうからやってくれと言われれば、それに対応したということです。

○委員（松永隆志君）

佐藤証人からも契約とか覚書関係の詳細になりますと、これは営業のほうでやっておられたので、久野さんに聞いてくれということで、回答がございましたので、その点について伺いたいと思います。

ちなみに、今、現在はどのような仕事ですか。

○証人（久野 敦君）

今、海外の営業をやっているまして、実は4月1日からドイツのフランクフルト、まだ赴任前なんですけれども、来月からはそちらのほうに行く予定にしています。

○委員（松永隆志君）

海外にもこういうふうなごみ処理施設を造られているのですか。

○証人（久野 敦君）

そうです。営業はごみ処理施設の営業です。

○委員（松永隆志君）

ちなみにもう1つ、サーモセレクトについてもやっておられるんですか。

○証人（久野 敦君）

私、ヨーロッパを担当しているんですけども、サーモセレクトとの契約上は、ヨーロッパではサーモセレクトは売れませんので。私、海外の今やっている営業ではサーモセレクトは売れないということです。

○委員（松永隆志君）

具体的に今、JFEとしては主力というのは、もうサーモセレクトじゃなくて、この前、佐藤証人も、実際のところ、平成17年以降サーモセレクトも、ここぐらいが最終だったような話だった。

○証人（久野 敦君）

現実問題として受注はできていませんけれども、基本的に営業、今、国内営業がどういう方針なのか、正直私は担当外なのでお答えできませんが、お客様のニーズに合わせて、ストーカ炉でもガス化炉でも、ニーズが合えばそれをお出しするというものですから、ただ、今の営業方針はよくわかっておりません。

○委員（松永隆志君）

何か佐藤さんのお話では、ちょっと私も色々ホームページを調べたりしたら、もう売っていないんですね、サーモセレクト。

○証人（久野 敦君）

ああ、そうですか、ちょっと私、今、ホームページ。

○委員（松永隆志君）

もう売られないのかな、佐藤証人に聞いたら、割と合わない機械、儲けが少ないと言われたかな、なんかそんな表現で言われたと思いましたので、そうかなと。

それから、佐藤証人も同じように、本当はもうおられる前に済んだことなんですけど、発注仕様書とか応札条件、ここの辺に直接係わりはあられたと思いますけれども、契約とか営業でならば当然知っておられたということでご質問しますので、まず、甲第3号証をご提示願います。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第3号証の提示をお願いします。

（証人へ甲第3号証を提示）

○委員（松永隆志君）

発注仕様書と言ったら、ここの組合がこんな焼却施設といますか、処理

施設が欲しいからということで示したものがこの発注仕様書ですね。それはもうご理解いただけると思います。

そして、この3ページをお開きください。開いていただけましたか。ここに、県央県南クリーンセンター建設に当たって、まずどういうふうな処理能力の機械が欲しいかということで記載してございます。公称能力で指定されたごみ質の範囲内、これは次のページに書いてありますけれども、1, 100kcalから2,800kcalの、これはもう地域の家庭ごみですから、これだけ幅がある。これを大体日量で300tの処理能力を有するものが欲しいということで、この300tというのはどういうふうな計算されたのかと言ったら、中をご覧くださいますと、平成21年はその地域から大体日量221t出てくるだろうと。そしてかけるの365日とすると80,665t、これを365日で毎日処理したら221tだけれども、そんなことの施設としていくんやったら、施設の稼働率で見ると、計算していくと、大体1日300tの処理能力があればいいだろうということで出されたと思います。これが発注仕様書、これももうご覧になられたことあったと思うんですけども。

○証人（久野 敦君）

この部分は見えております。

○委員（松永隆志君）

結局、これが言ってみれば、注文側からの大前提の注文としてあったわけですね。

そして、次に甲第4号証。

○委員長（西口雪夫君）

甲第4号証をお願いします。

（証人へ甲第4号証を提示）

○委員（松永隆志君）

この応札条件の2ページに、これが、先ほどは発注仕様書で能力等を示した中身が書いてある。今度は入札に参加される方に、経費の面で、ここも幾らでも金使ってそういうできるわけじゃなし、一応税金で各市負担しながら着工しているので、一応どれぐらいの経費でやれるような施設を造ることで示すためのこの応札条件。

2ページのごみ焼却施設、年間6億7,500万円、こう書いてありますね。そして、これは応札される場合は、ごみ焼却施設の年間平均経費なんです、これは。6億7,500万円以内で納まるよう経費の内訳書を提出してください。年間経費と平均経費の内訳を出してくださいということで、これができないならば、満たすことができないときには、もう応札に参加しなく

ていいですよ、こちらから指名取消しますよということがこの次のページ、3ページに書いてあります。

そして先ほどの続き、一応提出される年間経費は保証事項となります。これはもう間違いございませんね。だから、年間処理量、先ほど言った処理能力、そして経費的には年間平均6億7,500万円以内に納まるような施設を造ってくださいというのがこの組合からの要望なんです。というところまでではご存じですよ。

○証人（久野 敦君）

最初に申し上げたとおり、私、当時はNKKで、後から知って、そういう意味では、ここに書いてあるのはそのとおりだと思います。

○委員（松永隆志君）

NKKから来られて、その当時ここで担当しておられたのは前任は藤田さんですかね。

○証人（久野 敦君）

藤田ですね、はい。

○委員（松永隆志君）

藤田さんがこの辺は全部担当されていたと。

○証人（久野 敦君）

と聞いています。

○委員（松永隆志君）

それ引継がれて、契約関係ですから、当然お客といいますか、注文側の要望というのはちゃんとそれで理解されていたと。そして、それに対して甲第5号証、これは年間経費内訳書ということで、川崎製鉄大阪支社長名で平成14年の10月22日だったですかね。これが言ってみれば年間平均ですね、6億7,500万円以内で納めてくださいということで出したら、川鉄さんからは、トン当たり7,271円、年間で80,665tでいきますと5億8,651万8,000円でできますよと。言ってみれば、もうこちらから提出したものよりも大幅に安くて処理できる施設ということで提出して来られたんです。これも見られていますか。間違いありませんね。出されているんだからですね。だから、この資料そのものに間違いはございませんですね。

○証人（久野 敦君）

これを出したということであれば。

ただ、私が聞いている中では、1回6億7,500万円に近い数字で出したら、もっと下げて出してこいと言われて、もう1回出したというような話は聞いていますけれども。

○委員（松永隆志君）

ああ、それはどなたから。

○証人（久野 敦君）

私は佐藤から聞きましたが、佐藤は藤田から聞いたということで。

○委員（松永隆志君）

そしたら、藤田さんが1回6億7,500万円という形で組合のほうに提出したら、もっと下げてくれと言われたということなんですか。

○証人（久野 敦君）

と聞いていますけれども。

○委員（松永隆志君）

そのときの組合の担当というのはだれでございますか。

○証人（久野 敦君）

いや、又聞きなどでわかりません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、藤田さんでも聞かんといけんですね。

そして、それに基づいて、今度は甲第8号証。

○委員長（西口雪夫君）

性能保証の覚書をお願いします。

（証人へ覚書を提示）

○委員（松永隆志君）

これは、性能保証に関する覚書でございます。これはご記憶ありますか。

○証人（久野 敦君）

記憶あります。

○委員（松永隆志君）

これは、この覚書の作業というんですか、携わっていますか。

○証人（久野 敦君）

私が赴任したのは平成16年の4月以降ですから、そのときにはもう変更覚書の協議は、協議中でしたので、それから私は参加したことになります。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そのときは既にもう覚書の締結はとうに過ぎていた。

○証人（久野 敦君）

こちらのほうですか。

○委員（松永隆志君）

はい。

○証人（久野 敦君）

だったと思いますけれども。

○委員（松永隆志君）

実際に書面としては見たけれども、この作成には携わっていないわけね。

○証人（久野 敦君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

それが、この前、佐藤証人にお伺いしたら、びっくりするような証言がありまして、この覚書は15年末か16年に入ってから締結したんだと。そんなこと佐藤証人が言ったんです。

○証人（久野 敦君）

私は佐藤からではなくて、ちょっと藤田ではない、もう1人担当がいたんですけれども、変更覚書を担当していた者がいて、その者から当時の状況を聞いたときに、佐藤が言ったような話は聞いたことがあります。

○委員（松永隆志君）

そしたら、15年末から16年にかけて、とにかく1年ぐらい遅れてこの覚書の締結がされたと。

○証人（久野 敦君）

そうですね、1年ぐらいだったかどうかは、私も正確な日時は覚えていませんけれども、実際、私が聞いている中では、元々変更覚書の協議もずっとやっていたけれども、実施設計等で当然色んなお客様から、組合さんからの要望があって仕様が変わってきたりとか、そういったものもあったんで、ずっとそういう協議をしてきました。ただ、組合さんからも契約をすぐに何かしら残さなきゃいけないというのもあったんで、こういうものを結んだというふうに聞いています。

ただ、それは変更覚書があるという前提でこれを結んだというふうに聞いていますけれども。

○委員（松永隆志君）

その覚書というのは、応札条件にすぐに結びましょうということで出されている書類なんですね、そもそも。応札条件のときに覚書締結ということで、実は覚書の中身といいますと、そこに書いてあって、先ほど言いました年間経費内訳書5億8,700万円、それを明記してあるだけのものなんですね、基本的に。

○証人（久野 敦君）

応札条件ですか。

○委員（松永隆志君）

応札条件の後ろに覚書のひな形があるんです。そこに空欄があって、先ほどの覚書を見て、応札条件の後ろを見たいと思いますけど。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってくださいね。応札条件の後ろを見てください。案と。
(証人へ応札条件の後ろを提示)

○委員（松永隆志君）

それで、ざっと書いてあって、基本的にこれと全く同じなんですね。

○証人（久野 敦君）

これは担当から聞いたものなので、私がおの場で聞いたわけじゃないですけども、基本的にこちらの覚書どおりでは、実際の稼働後にはごみも変動するし、そういった変動に対応できていない、このまま使ってもですね。なので、こういった変更覚書というものを協議しましょうと。もちろん実施設計で変わってくるものもありますし、そういう協議をずっとしていたというふうに認識しています。

○委員（松永隆志君）

そしたらですよ、覚書そのものは本来すぐにすべきものなんですよ、契約と同時に。

○証人（久野 敦君）

ですから、このまま結んでも実際の稼働になったときにどういうふうに精算すればいいのかとか、ごみ質が変動したらどういうふうに精算するのかとか、そういったものが全くこれではできないということで、組合さんと協議を進めていたということです。

ただ、組合さんとしてはやっぱり何かそういう契約を結ばないと、これは想像ですが、議会等へも説明しなきゃいけなかったでしょうし、そういうことで結びたいという要望から、ちょっと言葉は不適切かもしれませんが、場つなぎ的にこういったものを結んだんじゃないかと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、その覚書というのは、そちらの言葉からいくと、場つなぎ的に、場つなぎならばですよ、そもそもすぐ契約と同時に契約があって、この覚書の期日というのは平成14年12月2日になっているんですね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

契約直後ね。なぜかと言ったら、応札条件に示してあるような形ですね。すぐ結びましょうという契約になると、そして、その押さえの金額は、6億7,500万円とこちらはこの案には書いていないけれども、川崎製鉄のほうから5億8,700万円となっているというから、その金額ですぐに結んだというふうに私が理解していたんですけども、今のお話では、そうじゃなくて、それじゃ結べないよということで川鉄さんのほうから言って、そ

れで延びていたんですよ。

○証人（久野 敦君）

結べないよというか、協議をしていたということですね。

○委員（松永隆志君）

ああ、そしたら、それが大体1年間続いていたんですよ

○証人（久野 敦君）

1年だったのかどうか、1年ぐらいだったと思いますけれども。

○委員（松永隆志君）

うん。しかしですよ、1年続いていたら、結んだのが例えば15年の秋冬から16年としますと、そのときには川崎製鉄自体存在しないです。

○証人（久野 敦君）

JFEになっています。

○委員（松永隆志君）

うん。そしたら、この覚書の一番後ろのあれは川崎製鉄と結んだわけですよ。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

これは、もうそのときは存在しなかった会社だけど、印鑑だけそのときのものだったわけですか。

○証人（久野 敦君）

当時、どういうふう担当がこういったもの、印鑑を押したか、決裁したかどうかは、私はちょっと担当じゃないのでわかりません。

○委員（松永隆志君）

しかし、そういうことが確かになされたんだよという言葉。

○証人（久野 敦君）

聞いたところですね。

○委員（松永隆志君）

聞いたのですか。

○委員長（西口雪夫君）

証人ね、注意して発言してくださいね。もし虚偽の陳述があった場合は、後でこっち告訴しなくてははいけませんので、注意をしてくださいね。後でまた調べます。

○委員（松永隆志君）

わかりました。ということは、その件については、ほかの方々からお尋ねしたいと思いますけれども、佐藤証人の証言と同様に、この性能保証に関

して覚書自体が結ばれたのは、この日付よりも大体1年ぐらい後だということで、佐藤証人と同じ、それはもう直接いなかったからあれだけども、しかし、16年4月までにはもうとにかく結ばれていたのはもう結ばれていた。

○証人（久野 敦君）

だと思いますけれども、そのタイミングでこれを見たかどうかはちょっと記憶にはないですが、あったとは思いますが。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員、ちょっと1点、私、確かめたいんですが。（「はい」の声あり）
先ほど年間経費見積書ですね、それを川崎製鉄さんが5億8,652万円を出しておられますけれども、こちらの組合のほうからもう少し下げて提示をしてくれと言われたと先ほど言われましたね。ほかのタクマさんが14年10月付で出されたのが6億7,500万円ちょうどなんですね。そして新日本製鉄さんも6億7,500万円ちょうどなんですね。そして荏原さんも6億7,490万円、10万円引くんですけれども、そしてあと日立造船さんがずっと1年目で4億2,158万円から15年ずっと上がって行って、平均で6億7,500万円提示されているんです。ここだけ、おたくだけが、川崎さんだけが5億8,652万円というひどく下げた数字を出されているんです。これ本当だれかこっちの組合から、いわゆるさっきの間違いないですかね。

○証人（久野 敦君）

私はそういうふうに確かに聞いておりますので。

○委員長（西口雪夫君）

おたくはどちらから聞いたんですか。

○証人（久野 敦君）

佐藤から聞きました。

○委員長（西口雪夫君）

佐藤さんからですね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

○委員（松永隆志君）

今の話からいきますと、再度金額についても調べておく、この辺については調べ直す必要があるかと思っています。

本来6億7,500万円以内ならば、要するに、入札ですから、何も再度勉強してきて下げる必要なんて全くないことだからですね。

○証人（久野 敦君）

私も思います。

○委員（松永隆志君）

指示を出すということ自体、そういう不思議に思われた。わかりました。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

○証人（久野 敦君）

すみません。どういう場面で、公式な場面なのか、電話なのか、そういったことは全く認識しておりませんので。

○委員（松永隆志君）

久野証人としては、聞かれた範囲内で、それはもう記憶違いなんかもあるかもしれませんが、証言としてはその辺のことを確認させていただければと思います。

そして甲第9号証提示願います。

○委員長（西口雪夫君）

実施設計書の提示をお願いします。

（証人へ甲第9号証を提示）

○委員（松永隆志君）

もうこの辺になると、大体よくご存じのことと思います。

○証人（久野 敦君）

営業担当としては余り詳しくは。

○委員（松永隆志君）

営業担当としては、詳しくはない、というのはわかります。

ここの1の2の1を開きますと、先ほどの応札に至ることまでが書いてあります。言ってみれば、これは実施設計図書、これはもうJFEが出されているわけですね。もうこういう形で造りますと。そこで出されている性能というのは全くもう300t、日量3炉で300t。そして計画ごみ質も低質ごみから高質ごみということで、もううちは発注どおりでございましてということを出されています。

そして、今度は2の3の8になりますと。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってくださいね。提示。

（証人に2の3の8を提示）

○委員（松永隆志君）

ここに、用役収支が記載されているんですね。ここを見ていきますと、本当ならば用役はこちら側からの応札条件6億7,500万円が、年間経費内訳書を見ていきますと5億8,700万円ということで出されて、そんな金額でずっと押さえた。そして覚書まで金額だったのが、ここで量に変わったんですね。それが先ほど言われた話の内容と思うんですけども、実際、これはどういうふうに変ったんですか。

○証人（久野 敦君）

先ほど申し上げたとおり、ごみ質、用役に関しましては、我々が電力会社と契約したいとか、ガス会社と契約してやるものではなく、組合さんが契約しますから、当然単価を組合さんが決めることになります、交渉でですね。そういった意味では、我々が額を保証するよりかは、量を保証したほうがいいでしょうと。

もう1つは、ごみの変動によって変わりますから、ごみ量、ごみ質のですね。そういったところで、量保証したと聞いているはずですよ。

○委員（松永隆志君）

そしたら、額じゃなくて、使う量としてはJFEとしては保証しているふうになるんですかね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

それで、もう1つ、佐藤証人の発言で、佐藤証人は着任当時から6億7,500万円年間経費、そして5億8,700万円でしたか、そういった年間経費内訳書について、そういうものに出されている年間の平均経費、これじゃとても処理できないよというふうな感じを持っていた。もっと掛るんだよ。だから、これは、この計算そもそもの計算が2,000kcalで80,665tで計算したものであって、ごみ質も変動するんだから、それは経費だってどんどん違うよと。だから、この6億7,500万円じゃないんだよということを言われたんです。到底それじゃ済まないよということを聞いたことがあります。だから、それについては組合さんにも理解してもらわなくちゃいけない。それが言ってみれば、変更覚書の協議の経緯みたいなことを言われたんです。その辺はどうなんですか。

○証人（久野 敦君）

ええ、元々そういうふうに担当者から引き継いで私も協議に参加したつもりです。

○委員（松永隆志君）

そしたら、量に置きかえるというのは、JFEの意図ではそもそも掛る経

費6億7,500万円みたいな金額は、頭を押さえるですね。そういうものを取っ払うために量でやられるということだった、協議の目的としては。実際、その6億7,500万円、そして年間経費内訳書に示しておられる5億8,700万円ですか、これじゃ到底できないよというのを、もう佐藤証人の発言では、もうその時点で、そういうことを組合さんはちょっと誤解しておるから、その辺をあれするためにきちっと量で押さえるようにしましたと。

○証人（久野 敦君）

超えるからというか、どういう設計の計算の仕方で、当時、私も担当外だったんで、どういう根拠で示した数字かは認識していませんけれども、私に変更覚書協議で認識していたのは、あくまでメンテナンスや人件費に関してはそのまま当初の年間経費内訳書に即して額として保証することを残し、用役に関しては、ごみ質やごみ量の変動に対応できるように量保証した。それを分けて考えたということだけしか私は認識しておりません。

○委員（松永隆志君）

そしたらですよ、今、組合側から聞きますと、じゃあれはもう応札条件からスタートして覚書、そして変更覚書に至るも、覚書から変更覚書に至ったのは、今まで金額で押さえたのをあえて、その押さえが難しいものに対しては量で押さえるように変えたんですよと、そこは間違いない。

○証人（久野 敦君）

間違いないです。

○委員（松永隆志君）

そして組合が主張する。しかしながら、そもそもの応札条件のこの6億7,500万円、そしてそこから出された5億8,700万円というのは、そもそもその中では生きているんだよというふうな主張。

○証人（久野 敦君）

それは生きているというか、一部は生きていますけれども、5億8,700万円ですか、という総額は、もう変更覚書上はどこにも出てこないと思います。変更覚書で出てくる数字はあったと思いますけれども。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そちらでしているJFEとしては、その保証事項について具体的にちょっと教えてもらいますか。そういうものについてはどれくらい増えたらどちらのほうに経費を持つ。今、問題になっているのは、裁判でも経費の問題ですよ、用役費が嵩んだもんで。その辺の負担、JFEとはそもそもどこまでは自分たち負担、保証事項の範囲。これまでというのが、それを変更覚書協議の中でされたというんですか。

○証人（久野 敦君）

まさにそれ、裁判で今、争点になっているところですので、ちょっとこの場ではお答えを差し控えさせていただきたいんですけど。

○委員（松永隆志君）

裁判で確かに争点になっているんですけども、何もその争点を覆して突っ込んだ質問はしませんので、そちらのその当時の考えだけでもお聞かせ願いたい。こういうことなんですよと。

○証人（久野 敦君）

この変更覚書に書いてあるとおり、維持補修費、人件費、その資料ございますか。

○委員（松永隆志君）

変更覚書資料甲第10号証。

○委員長（西口雪夫君）

甲第10号証を提示してください。

（証人へ甲第10号証を提示）

○証人（久野 敦君）

ここの4ページの、まず④ですね、運転経費及び維持補修費の保証については、本施設とも正式引渡しを3年ごとに精算及び見直しを行い、その3年間の総額を14億6,100万円以内とする。この中に運転経費、それから、維持補修費についてはこのように額で保証しております。

ただ、もちろん前提条件というのがございますので、それが年間80,665t、これはあくまで年間我々がごみ処理をしなきゃいけない保証するんですか、これが前提条件になります。

○委員（松永隆志君）

だから、それ以下だったらよろしいんですか。

○証人（久野 敦君）

それ以下であれば、もちろんごみ処理ですから、色んな状況あるかもしれませんが。例えば、地震があったりとか、色んなごみ焼きだとか、そういったものは個別に協議するといはいえ、基本的な前提条件があくまでそうです。

○委員（松永隆志君）

というふうなことでこの変更覚書が結ばれたということですけども、結局、それは今までの年間経費内訳書でそちらから出された金額、それが生きている覚書、この金額での保証内容というものを取っ払って、協議の結果としては、JFEとしてはそのまま残すといったら大変なことになったと思います。

○証人（久野 敦君）

取っ払ってはいませんが。

○委員（松永隆志君）

取っ払ってはおられないんですか。

○証人（久野 敦君）

ちゃんとそういった応札条件から協議して、脈々とかこういうものは残しながら、もちろん使用がアップして経費が増えるものについては認めてもらい、関係ないものについては除き、その決まったものが今言った金額になったと。用役に関しては量で保証するということです。

○委員（松永隆志君）

その考え方ですね、当然変更覚書の協議の中でですよ、議論されたと思うんです。一番問題は、その総額保証で6億7,500万円、年間平均経費、これでやってください。そしてそれを5億8,400万円ですみますよと言うて、そちら出されたんです。そして、それが生きていて覚書が結ばれた。そして変更覚書に至ったときに、それじゃちょっとできませんからということで量に押さえを変えた。言ってみれば保証内容の変更ですよ。

○証人（久野 敦君）

できませんよというか、測定方法、計算方法といいますか、全く無視して新しいものを造ったわけではございません。

○委員（松永隆志君）

しかし、保証内容の変更であることはお認めになる。

○証人（久野 敦君）

保証内容ですか。

○委員（松永隆志君）

うん、保証事項の変更と言ったらいいんですかね。今まで金額で保証していたものを、量に関して保証に変更する。

○証人（久野 敦君）

それは用役ですね。それ以外のものは額でこうやって保証していますよね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そういうものの協議の中身、そして言ってみれば、組合側に対してそういうことで変更しますよというのは、当然協議の中で説明していかれながら進められたと思うんですね。

○証人（久野 敦君）

当然そうですね。

ただ、すみません。それは私が赴任した4月以降は、もう既にその大枠、骨子は固まっていたので、どういう説明をしたのかというのは、私は担当から聞いた限りで、こういうふうに変わってきていますというのを聞いています。

○委員（松永隆志君）

なるほどですね。

○証人（久野 敦君）

ですから、私が説明したことではないですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、甲第18号証を提示してください。

○委員長（西口雪夫君）

甲第18号証、土井勝好氏の陳述書をお願いします。

（証人へ甲第18号証、陳述書を提出）

○委員（松永隆志君）

土井勝好さんというのはご存じですね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

よく業務的にも連絡とられていたという方の証言、17ページのほうに、過去にこんなことが答弁されています。本格稼働間もない平成17年5月ごろのことでした。変更覚書の協議を行っていた担当者の久野さんが電話会話の中で、唐突に用役量の罰則は変更覚書、今、さっき言われたとおりのことですけれども、3ページの②の前提条件と異なれば、4ページの⑤によって適用されませんと言い出した。つまり、2,000kcal、年間80,665t、ここが保証みたいなことと言われたということでびっくりしましたという話が証言されておるんですよ。言ってみれば、それまでの変更協議の内容を充分ご存知、大枠は決まっていたけれどもと言われますけれども、日常のパートナーのところに、この誤解をしておられるのをわからなかったんですか。わからなかったと言われたらもうそれまでなんですけど。

○証人（久野 敦君）

前提条件と異なればという意味ではそのとおりだと思いますけれども。

○委員（松永隆志君）

そして、その下のほうで（3）の前、また本格稼働後1年も経たない時期に、久野さんのご発言ですけれども、変更覚書で罰則をなくさなければ会社負担が大きく大変なことになる。そう聞いたと言われるけど、そんなこと言われたんですか。

○証人（久野 敦君）

全く記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

それに類するような会話をしたことも。

○証人（久野 敦君）

記憶にないですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、久野さんは記憶にあられるかということは、言ったかもしれないけれども、記憶にないということですか。

○証人（久野 敦君）

記憶は、記憶にないということしか言いようがありません。

○委員（松永隆志君）

記憶にないということは、言ったかもしれないけれども、記憶にない。

○証人（久野 敦君）

記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

はい。これは言っていないということではないわけですね。絶対こんな言うはず、こんな感覚は持たなかったなかつたというならば、言っていなかったというけれども、記憶にない。

○証人（久野 敦君）

記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

ただ、少なくとも土井さんの証言では、久野さんは、罰則をなくしたことによって会社負担が大きく軽減されている。これは変更覚書をやってよかったんだなということを言ったと陳述されておりますので、その辺知っておられるかどうか。

○証人（久野 敦君）

罰則はなくしていませんけれども。

○委員（松永隆志君）

もうそういうふうなご理解ならばまああれですけれども、まあ、言われたか言われなかったかは記憶にないということで。

そしてもう1回話を覚書のところに戻したいと思います。覚書の協議というものにはもう参加されていなかったんですけれども、覚書の基礎になるものというのは何なんですか。今日の先ほどの会話の中でもやっておりましたけれども、結局、金額ですよ。

○証人（久野 敦君）

金額と量ですね。

○委員（松永隆志君）

はい。そして特に覚書、お手元にあるかと思えますけれども、覚書できち

っと押さえてあるところが5億8,700万円というこの金額ですよ。これは、佐藤さんの話では、これについてはこんなに経費ではできないよ、大体トン当たり7,000円なんてものは、本来、直接こういう言い方はされませんでしたけれども、そういう趣旨の発言があったんですよ。今、組合は大体トン当たり1万3,000円ぐらいで、非常にほかに比べたらお安い経費で済んでいるでしょうという言い方されたものですから、結局は、そもそもの発想が7,000円なんていうのは、そもそもそんな経費でできるはずがないよ。そして、組合経費の3億5,000万円、あれを割っていきますと大体8千何百円ですか、8,000円ちょっとなんですよ。だから、その程度でもできないよというのが、佐藤さん技術担当だったから、そう思われたのか、その辺について疑問に思われませんでしたか。こんな経費でできるわけがないよ。

○証人（久野 敦君）

正直私はサーモセレクトの費用がどれぐらい掛るのか、元々NKK出身でしたし、わからない中で、これでできると言えばやらなきゃいけないですし、私があくまで変更覚書で認識していたのは、出した数字に対して理由が見つかるものについては上げてもらい、用役量については、できるだけ組合さんに了解もらって用役量を保証し、別にこれだけ掛るから上げるためにやったとか、そういった協議は一切していません。

○委員（松永隆志君）

ということは、久野さんのそのときの目的というのは、用役量保証に切り替えたというのは、会社の負担を軽減させるため、その前提にあったのが先ほど言ったように、とてもこの5億8,700万円、この経費でできるわけではない。それを実態に近い数字、経費に戻すためにやったということではないですか。

○証人（久野 敦君）

実際幾ら掛るのか、そのときは何もわかりませんので。

○委員（松永隆志君）

実際稼働されてませんからね。

○証人（久野 敦君）

私の仕事としてはいかにリスクを少なくするのか、我々の責任でない部分ですよ、そういったものを契約上ちゃんとチェックして、こういった文書にしていくというのが私の仕事です。

○委員（松永隆志君）

そしたら、実際、稼働とかしていない前にですよ、その量とかなんかで押さえられるというのは、これ実施設計書じゃないわけですよ。

○証人（久野 敦君）

実施設計書ですか。

○委員（松永隆志君）

はい、数量とかなんかありますけれども、本当ならば1年間ぐらい稼働させて、これぐらいの経費、これぐらいの量がかかりますねということで協議して押さえるというのが、ほんとは1番リスクが少ないでしょう。

○証人（久野 敦君）

我々からしてみたらそうです。

ただ、それを許していただければそうしたかもしれません。

○委員（松永隆志君）

それは、組合側からはそういうことは話されませんでしたか。

○証人（久野 敦君）

具体的にそういう話が出た記憶はないです。

○委員（松永隆志君）

そしたら、変更覚書の協議というのは、久野さんが係わられた16年4月から16年の12月だったですね、その中で何回ぐらい協議されていたんですか。

○証人（久野 敦君）

大体1カ月か2カ月に1回ですから、5、6回ですかね。ちょっと正確な日数は覚えておりません。

○委員（松永隆志君）

甲第30号証の3を提示してください。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第30号証の3、変更覚書の協議をお願いします。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○委員（松永隆志君）

確かに久野さんは16年5月12日の協議から参加されているんですね。

○証人（久野 敦君）

はい、そうですね。

○委員（松永隆志君）

言われたとおり、4月にこちらの担当になられている。そして、その後はずうっと漏らさず、こちらにだれがだれだったかわからないところもあるんですけれども、あとは全部参加されていると思うんですよ。

○証人（久野 敦君）

ええ。

○委員（松永隆志君）

結局、言われたような今の量で押さえようとか、一番ここで裁判の争点になっているようなところは、もう久野さんが来られる前に全部済んでいた、大枠はということですね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この辺で一番の責任者はだれだったんですか。そちらの J F E では、奥村さんかもしれませんか。

○証人（久野 敦君）

そうですね、奥村が一番、当時の部長ですから。

○委員（松永隆志君）

奥村さんというのがこの辺で一番。

それで、佐藤さんにお伺いしたら、自分は契約かなんかは担当ではなくて、営業担当が大体、そのときの営業担当はだれですかね。伊藤さんですか。

○証人（久野 敦君）

九州支社にいたのは伊藤ですけれども。

○委員（松永隆志君）

久野さんの考えでしたら、この人ならばよう知っておるだろうという人をご推薦いただくような方がおられたらですね。

○証人（久野 敦君）

まあ、大分時は経っていますので、どこまで本人の記憶があるかわかりませんが、私がこの件について引き継いだのは奥村ですね。

○委員（松永隆志君）

奥村さんというのがやっぱり一番お詳しいですかね。

それで、この後の回数からいったら、久野さん参加されたほうが後段で一番大詰めのはずなんですよ。参加された回数のほうがですよ。16年の5月という。なぜかという、この変更覚書の協議そのものが15年の9月にスタートして6回あっている。その後、10回ぐらいはもう参加されていたわけですたいね。ですので、実はその10回参加されたところでどんな話があったんですか。

○証人（久野 敦君）

主に変更覚書の文言の修正ですね。細かい文言、かなり神経を使っていたので、そこでやりとりしていました。

○委員（松永隆志君）

それで、その後ろを1枚お開きになっていただきますと、今の甲第30号証、横長いのが今の協議のものです。その1枚開きますと、組合側が記録し

ている協議内容というのがずうっとメモ的なもので、そんな詳しい議事録的なものじゃありませんけれども、そのときそのときにこういう話をして、ということがございましたよというのを書いてある。

そしたら、川鉄さんというか、JFE側にはこれは全く存在しないんですね。あったかもしれないけれども、もう年月が経っているからということで、だから、その辺の中身を証明するものといったら3つ、書面的なものではこれしかないということですね。

○証人（久野 敦君）

組合さんとして証明されていますね。

○委員（松永隆志君）

そうそうそう。そしたら、JFEとしては、その中身としての証明するものはそういう書類的なものはないのか。

○証人（久野 敦君）

私を知る限りではわかりません。

○委員（松永隆志君）

わかりませんね。この協議内容において、今、言ったように、もう一回確認しますけれども、言ってみれば、作業的なもので、金額から量に置きかえて作業を続けられた。

○証人（久野 敦君）

私が来る前にもうそういう大枠は作業として済んでいまして、私が来たときには文言の修正だったので、こういった書面にファイルを送りながら、ここは訂正しましたよと、そういった作業だったので、特に議事録は残っていません。

○委員（松永隆志君）

ですから、もう担当同士の何か作業ファイルみたいな。

○証人（久野 敦君）

担当同士とは言っても、出席された方は、結構毎回課長、係長、局長も参加されていますけれども、皆さん出てこられています。

○委員（松永隆志君）

久野さんが見られてですよ、組合側でもうその主たる人、もうこの人の意見で大体組合はなっていたぞというようなキーマンでだれだったんですか。

○証人（久野 敦君）

すみませんが、よくわかりませんでした。

○委員（松永隆志君）

主に発言されて、組合側の意見とかなんかを言ってこられたのはどなたなんですかという質問に変えますと。ここに名簿がありますので、見られてで

すね。

○証人（久野 敦君）

やはりよく知っていらっしゃったのは重野課長だったですね。

○委員（松永隆志君）

ああ、重野さんですね。

○委員長（西口雪夫君）

ここで、委員会を休憩します。

11時から再開いたします。休憩します。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

それでは、休憩前に続きまして委員会を再開いたします。

松永委員からの質問を続けてください。

○委員（松永隆志君）

それでは、覚書にちょっと戻りまして、まあ、覚書がですね、日付的には締結されたのは14年の12月2日なんですけれど、そうじゃなくて1年後ぐらいに、それは延びた理由というのは、先ほど言われたようなことでしょうかけれども、もう1回その辺ちょっと、なぜそこまで延びたのかという聞かれた内容について、もう1回。

○証人（久野 敦君）

私が聞いている限りでは、1年というのはほぼ実施設計が終わったころということですから、実施設計が終わった段階で、実際の稼働に近い形の覚書を結ぶ、これは当然のことだと思いますから、それでそれぐらいかかったと思います。

○委員（松永隆志君）

ということは、どちらからですね、その覚書の締結というのを延ばすような話をされたんでしょうか。

○証人（久野 敦君）

延ばすといいますか、何といいますか、協議をしていたわけですね。その覚書を結ぶに当たって、こういう実施設計を踏まえた形でやらなきゃいけない。そういった協議をしていたので、当然それが本来であれば覚書になるはずですね、変更ではなくて。ただし、組合さんからも、それは契約の後にすぐに結ばなきゃいけないものであるのと、とりあえず残さなきゃいけないということで、今の当初覚書というのが存在しているというふうに私は理解しています。

○委員（松永隆志君）

そしたら、もう1回、甲第8号証の頭の1ページ目の覚書の「なお、可及的速やかに」という文言がございますね。「実施設計の内容を踏まえ、本覚書の項目、内容を追加、修正後、性能保証に関する覚書の変更を締結するものとする。」という文言を入れましょうということは、これはJFEからのご提案でこうなったということで理解してよろしいですね。

○証人（久野 敦君）

その辺どういったやりとりがあったのか、私は詳しく聞いておりませんが、正確にはちょっとお答えできないんですけども。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。そしたら、甲第10号証の性能保証に関する覚書の変更なんですけれども、先ほど言われた4ページの特に説明されました⑤物価上昇の項目ですね、性能保証に係る用役量、運転経費及び維持補修費の保証という、ここの中身が大幅に覚書から変更覚書の中で変更されているわけですよ。そして、⑤のこの記述というのはいつごろやられたんでしょうか。

○証人（久野 敦君）

すみません、正確な記憶はないですが、既にあったのか、私が来てからそういう文言が入ったのか、ちょっと記憶にないです。

○委員（松永隆志君）

言ってみれば、ここが一番重要な、先ほどご主張されている中身から言ってもですね、この⑤というのが一番みそと言えはみそなんですよね、この辺の解釈にしたって。そういうふうな重要な事項があなたが担当される16年の5月の会議以前に決まっていたのか、いや、それ以降、自分も協議に加わってこの事項というのは加えてきましたよと、その辺の記憶はないですか。

○証人（久野 敦君）

このとおりの文言があったかどうかというのは記憶にないんですけども、何回もやりとりして変わっていますので、最終的にこれが落ちついたのは私は当然でしたが、ちょっとここで思い当たることとしては、元々変更後、私が来たときに入っていた内容で、罰則が適用されないと書いていますけれども、不可抗力事項、免責事項というのが元々あって、それをかなり細かく、後ろのほうで細かく前提条件も記載、規定しているので、それはもう文言は必要ないだろうと組合さんから言われたので、じゃあ、それをなくすかわりに、ここで前提条件が変われば免責事項、罰則は適用されないと、そういうふうに変えた記憶は、そこだけあるんですけど。

○委員（松永隆志君）

ああ、そういうこと。組合からの。

○証人（久野 敦君）

そういうやりとりがあったということですね。

○委員（松永隆志君）

とのやりとりの中でこれが生まれたと。

○証人（久野 敦君）

そうです。結果としてはすべてそうですけれども、我々が一方的に変えてやったわけではないので。

○委員（松永隆志君）

そしたら、それはいつだったかわからないけれども、そういうやりとりをやったと。

○証人（久野 敦君）

まあ、常にやりとりの中で生まれたものですから、いついつにこれをやりましたというのは、正直言って記憶が定かではない。

○委員（松永隆志君）

まあ、いついつじゃなくても、来られた後か前かもわからない。

○証人（久野 敦君）

その部分は、私がいましたから覚えてはいますけれども。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。じゃあ、この変更覚書で、先ほどの土井さんの認識等はもう記憶にあられないけれども、そういうところで認識の差があったはずなんですよね、組合側と。言ってみれば、組合側を代表するような認識というのが、その協議に土井さんもずっと参加しておられますよね、協議のパートナー側として。その主は重野さん、そして、その下に係長だった土井さんなんかは、まさしくそういう認識はされずにこの条項を読んでおられるんですよね。その辺はその協議の中で認識がこの人たちずれているなど、こっちの思いと違うなど、そういうところでの議論はなかったんですか。

○証人（久野 敦君）

特にそういった思いはなかったですが、今、言われているのは、要は80,665t、2,000kcalという前提条件が組合さんとしては認識していなかったということですか。

○委員（松永隆志君）

これはもう前提条件も何も年間平均みたいなもので、その量というものを出すときに80,665tあって、そしてという前提条件というのは、そういう基準的なもので考えているのが組合の認識なんですね。

○証人（久野 敦君）

それは誤認だと思います。あくまで我々、保証となると、当然その前提条件というのが必要になってきますから、それを超えれば、それぐらい大事な

数字だと思っています。

○委員（松永隆志君）

そしたら当然ですよ、ごみ量にしるごみ質にしる、こう変動があつて、その変動幅を押さえるために、この④の20%なんていうのが、これは覚書の中にもあるわけですよ。（「はい」の声あり）そういうのを見ていきましようというのが組合側も当初から考えていたわけですよ。当然経費が上がることもあるだろうけれども、20%ぐらいならばその範囲で納まるようにと。

○証人（久野 敦君）

そもそも20%の根拠というのも私はよくわからなかったんですけども、ここに元々書いてあったんで、それを踏襲するしかなかったということですね。我々としては必要と認められれば20%を超えてもやりたい思いはありましたけれども。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この20%条項なんていうのも、佐藤さんも言われたんですよ。20%であろうが30%であろうが50%でもそんなの関係ないみたいなんです、もうそういう問題じゃないんですよと今、言われたような感覚でちょっと言われたもんで、そしたら、この20%というのは何だろうかと思つたら、それはあくまで組合が言っているだけのことで、JFEとしてはこの20%条項というものについては何ら、今、言われたような感覚でおられたということですよ。

○証人（久野 敦君）

20%という文言が元々に入っていたので、私、最初に申し上げたとおり、当初、元々のオリジナルのですね、原案とそういったものに即して協議していましたから、それを逸脱して協議はしていなかったはずなので。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この20%とか含めてですよ、組合さんの誤認というか、JFEが考えていたところと違うところというのを、その協議というのはそういうのをすり合わせる場でしょう。（「はい」の声あり）なぜそのすり合わせが行われなかったんですか。

○証人（久野 敦君）

その20%のところのすり合わせですか。

○委員（松永隆志君）

いや、20%を初め、このすべてにおいての経費についての、先ほど誤認と言われた中身やなんかについてのすり合わせを。

○証人（久野 敦君）

それは前提条件が80,665 tを上回るという話は一切出なかったです。我々も80,665 tを当然下回るものだ。我々の常識ではですね、大体ごみ処理計画、ごみ処理施設を設計するに当たって当初規模を決める算定のごみ処理量というのは相当、相当と言ったら語弊がありますが、余裕を持って造られるべき。ですから、80,665 tがフルに来るとか、そういった認識は全くしておりませんでした。ですから、そういった協議の場でもそれを超えるという、超えたらどうするとか、そういう議論というのはなかったです。

○委員（松永隆志君）

しかし、そこでちょっと疑問に思うのが、80,665 tというのは、ここが平成21年に出される量が221 t、日量、365日でトータル年間で80,665 t。

○委員長（西口雪夫君）

書記、すみません。甲第25号証の組合におけるごみ量推計をお願いします。提示をしてください。

（証人へ甲第25号証の提示）

○委員（松永隆志君）

その資料を見ながらお考えいただきたいんですけども、何も80,665 tが上限だなんていうことは、そもそもの計画としてないわけですよ。ですので、実際の処理日数とかなんかを勘案していきながら、1日300 tの処理が必要です。それは221 tを超えて300 t近く処理するときもあればそれを下回るときもあるような、ごみの量とあれでの、その能力を有してほしいというのがこちらからの提示で、何も80,665 tが頭と思われていたならば、なぜそれを組合側にぶつけないんですか。

○証人（久野 敦君）

すみません。思われたというか、そういったことすら考えていませんでした。その80,665 tを超えるということを全く皆さん認識されていませんでした。だから、どちらもそういう話がなかったんです。まさに、すみません、こちらの資料はですね。

○委員長（西口雪夫君）

それ見られましたか。

○証人（久野 敦君）

いや、当時は見ておりませんでした。

○委員長（西口雪夫君）

見ておられない。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

組合とすれば、21年度の予想ごみ量が221.14なんですね。見ていただければ26年度は229.53t、増えてくる予定にしているんですよ。それからいけば、365掛けたら80,600より大分上がりますね。あくまでもこれは21年度の計画ごみ量なんですよ、221tは。

○証人（久野 敦君）

計画ごみ量です。どういう計画想定で、かなり厳し目に見たのか、余裕を持って見たのか、その辺は全く私たち関与しないのでわからないんですけども、あくまで80,665tという数字は我々から提示したものじゃないと思うんですけど。

○委員（松永隆志君）

当然です。80,665tは、その当時の計画からこちらから提示したものであって、それは80,665tが大体年間これぐらいの、21年でトータルこれぐらいになるでしょうと。ですから、それはあくまでもその想定で、だから、それから余裕を持って日量300tという炉をお願いしているわけですよ。

○証人（久野 敦君）

余裕を持たせるのは、それは環境省さんが規定されている計算式でやっているということですね。

○委員長（西口雪夫君）

実稼働率というのはご存じですね、もちろん。

○証人（久野 敦君）

実稼働率といいますと。

○委員長（西口雪夫君）

280日、年間稼働率。

○証人（久野 敦君）

ああ、それは環境省が設定している規模の算定式ですね。

○委員長（西口雪夫君）

当時、この221tの365日の意味はご存じやったでしょう、もちろん。

○証人（久野 敦君）

意味といいますか、それは補助金をいただくために規模を算定するとき通常使う計算式です。その280日間動かしなさいとか、そういった認識はないと思います。

○委員長（西口雪夫君）

おたくはですね、330日も運転可能と言われていたんですよ、この施設

は。

○証人（久野 敦君）

それはだれが言ったんですか。

○委員長（西口雪夫君）

川崎製鉄のチラシ、ちょっと見て、これは甲第1号証の、後でちょっと探しますが、私が。ちょっとそっちで質問しよって。

○委員（松永隆志君）

まあ、セールストークというのも色々あろうかと思います。

そして、特に鋼管から来られて、合併ときのあれで川鉄さんがどういうふうな売り込みで、どういうふうな能力を有しているというふうにこの組合に対して説明していたかということについても、その辺はもうご存じないということですよ。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

実際担当されて、その後ですね、実際稼働後トラブルが起きて、そして、年間経費やなんかでの問題が起きて今、裁判に至っています。そういうのも見られてですよ、この施設そのもの、まあ、川鉄さんもえらいのを造られたなど、正直内心想われてもそうとは言われんと思いますけれども、実際のところですね、この機械、この施設については処理能力、これについてはですね、改善、改良、そしてその前に補強工事というのをずうっとやっていきながら、こう来ていますけれども、この補強工事をしなければ今の量に至らなかったと、これはお認めになられますですね。

○証人（久野 敦君）

いいえ、当時は、補強工事はそもそも当時94,000t、少なくとも90,000tを超えるということを経営さんから言われて、そのためには何をしたらいいのかということやってきたものなので、そういう前提で造っています。今、幸いにしてそこまでいっていない、ごみが来ていないので、検証できませんけれども、始めから今の運転ができていれば要らなかったかもしれない。それは今ここで言ってもしょうがないと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、改善改良工事は、これは当然必要な工事だったわけですよ。

○証人（久野 敦君）

改善改良工事というのは、うちが、JFEが平成19年にしたのですか。当時はもうずうっとごみ処理を継続し続けてきたせいで、炉の状態も悪くて1回リセットしなきゃいけないと、ピットも減らして。で、リセットした段

階で今こういう状態になっているわけですから、結果的には必要だったと。あのままいったらもうずうっとメンテナンスができないというか、状態だったと思います。それを一旦リセットしたということです。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そういうふうな一連の改良とか改善とか、これは平成17年4月1日、稼働後に起きた状況というのは、言ってみれば施設の初期トラブルとお考えですか、それとも、いやいや、この施設そのものをやっぱり改善せんばいかん、改良しなくちゃいけない施設だったんだよと思われませんか。

○証人（久野 敦君）

色々な要因はあると思いますが、少なくとも施設の稼働時にごみ量がたくさん来て、そこでスムーズにごみ処理ができなかったということから始まっていますので、根っこはそこにあつたと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたらスムーズにごみ量が来て、そして、そのごみ質についても問題なければスムーズにいつて、こういう問題は起きなかったということですか。

○証人（久野 敦君）

と思っております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、ここ後で話があります処理経費についても同じようなお考えなんですか。

○証人（久野 敦君）

基本的に我々はこの前提条件であれば、当然それにのっとってやらなきゃいけないと思っています。

○委員（松永隆志君）

その前提条件というのが80,665tで、そして2,000kcalならば、その5億8,700万円か、それで処理できると。

○証人（久野 敦君）

5億8,700万じゃなくて、変更覚書で規定された数。

○委員（松永隆志君）

そもそも5億8,700万円だったら、どんなあれでも難しいということですよ。

○証人（久野 敦君）

あくまであれは変更覚書の数字を保証したという意味です。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そもそもこの5億8,700万円という年間経費内訳書を出されるときの根拠というのは、JFEとしては全然それは引継いでいないわけ

ですよね。

○証人（久野 敦君）

引継いでいない、私が知る限りでは変更覚書の途中から協議していましたが、その中身については特に聞いていません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この変更覚書で書いてある用役量とかこれにつきましては、ここに書いてあるとおりの保証を今でもJFEはやろうと、それはもう当然のことだというふうに。

○証人（久野 敦君）

それが残っているのであればですね、それが有効であれば。

○委員（松永隆志君）

わかりました。私のほうからは以上です。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、補足質問に行きます。はいどうぞ、町田委員。

○委員（町田康則君）

それでは、雲仙市の町田です。まず、先ほどから問題になっております変更覚書のときには、証人はずっと係わっておられたんでしょう。

○証人（久野 敦君）

ですから、平成16年の4月、5月ですね。

○委員（町田康則君）

変更覚書、この中では16年の12月22日になっていますけど、その前だったとしても、それには係わっていたと言っていらっしゃいましたですね。

そこで、リスクを少なくしているのが私の仕事だと先ほどの中に言葉が出ておりましたね。JFEのリスクを少なくすると。

○証人（久野 敦君）

リスクといいますか、要は我々の責任じゃないところで負担させられるところがないようにという意味です。

○委員（町田康則君）

まず、お聞きしますのは、甲第13号証をちょっとやってください。2ページ。

（証人へ甲第13号証を提示）

○委員（町田康則君）

石河環境エンジニアリングがこの4年間の運転報告書を書いております。

その2ページを見てください。

そこにごみの量がありますね。ごみの量は、まず計画ごみ量は80,665t、これは私どもはもっと本当は1炉300tですから、かなりの量が処

理できる能力を持った施設だと思っているんですけど、証人が言われる計画量として比べた場合、17年度が80,665tを100%とした場合に103.5%です。そして18年度も104.7%、3年間の合計ですと101.8%、そんなに10%も20%も増えているんだったら、確かに色んなのでトラブルに色々言えるでしょうけど、そんなに量多くないんですよ。ですから、それについて量が多かったとか、色々言われたのは、それはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。これについてはどうですか。

○証人（久野 敦君）

まず、この中に長崎市に委託したごみというのは入っていらっしゃるんですか。

○委員（町田康則君）

この中に長崎市に6月から8月に2,538tありますね。これはこの中には入っておりませんよ。

○証人（久野 敦君）

19年分も入っていないということですね。

○委員（町田康則君）

ただし、これは搬入量の中にはこれ自体は入っておりますよ。

○証人（久野 敦君）

ああ、入っているんですか。わかりました。

まず、17年度に関しましては、トータルすればこのような数字になっているんですけども、最初の3カ月から半年にかけては相当量来ると、このまま続ければ94,000t近く来るというふうに組合さんから言われたのは事実です。ですから、結果的にこの量に最後は下がっていますけれども、季節変動もあったのかもしれませんが、最初のごみは私が聞いた記憶では佐世保のナンバーが搬入してきたとかですね、そんなことも聞いていますから、やはり相当量の94,000tであれば2割近くになるんでしょうかね、ごみが来ていたのは事実です。

○委員（町田康則君）

いや、数値的に搬入量自体がこれだけしかないんですから、結果的には設備としてきちっと機能しとれば、そのトラブルなんて起こるわけではないんですよ。

○証人（久野 敦君）

ですから、その稼働当初は2割ぐらい多いごみが来ていたというのは事実ですけど。それは最終的に、ごみが最後に減ったのか減量されたのか、元々来るはずなかったものが来なただけなのか、それはわかりませんが、最後の結果としてはこうですが、稼働当初は多かったのは事実です。

○委員（町田康則君）

先ほどから変更覚書の話がずっと出ていたんですが、変更覚書のほうには証人は係わっていらしたんでしょう。

○証人（久野 敦君）

ですから、16年の4月以降です。

○委員（町田康則君）

その変更覚書の中に、そこに持っていらっしゃいますね、これは甲第10号証、その後ろのほうに別紙で保証内容が書いてありますね。先ほどから言われるように、年間80,665tを処理する場合に電気はこれでは2のほうに発電量が4,000kw、使用電力量が4,000kw、電力量は0kwとなると書いてありますね。

○証人（久野 敦君）

すみません、何ページですか。

○委員（町田康則君）

1ページです。いちばん最初です。

○証人（久野 敦君）

別紙ですか。

○委員（町田康則君）

はい。その真ん中にありますね。これ電気は要らないと、電気は要りませんよと言ってあるのに実際17年に電力量がものすごく掛っているんですよ。金額にして2億3,877万7,000円掛っています。そして、ガス代もです。ガス代は次のページ、ガス量1の3の上のほうの3行目を見てください。ガス量は年間、これ幾らですかね、1,566,400kg。

○証人（久野 敦君）

100万ですね。

○委員（町田康則君）

すみません。1,566,400kgとなると。ここまでは保証すると、保証範囲と書いてありますね。

○証人（久野 敦君）

この前提ではですね。

○委員（町田康則君）

前提では實際上、ガス代が年間1万幾らかじゃなくてガス代も相当掛っている。それは結果的には、電気代もガス代もここまでないと書いているのに実際上は掛っている、それについてはどう思われます。

○証人（久野 敦君）

その点については、今まさに裁判で費用の問題については争点になってい

ますので、ちょっとコメントは控えさせていただきたいです。

○委員（町田康則君）

いえいえ、あなたが変更覚書で電気料もガス代もここまでは保証しますよという量を言っているんですよ。

○証人（久野 敦君）

そういう意味では、このグラフでごみ質の変動で示していますけれども、それにのっとって保証範囲は変動するという認識です。ただ、金額については、申しわけありませんが、裁判中なのでコメントは控えさせていただきます。

○委員（町田康則君）

ごみの量がね、實際上10%じゃなくて、初年度で3.5%、次のとき4.7%、次は10%切っていますね。3年間のトータルでも1.8%しか増えていないんですよ、多くないんですよ。それなのに。

○証人（久野 敦君）

量だけではなくてごみ質の問題があると思います。

○委員（町田康則君）

ごみ質の問題と言われますね。ごみ質の問題で、ここのごみがほかのところ、全国のほかのところと比べておかしい、違うというのを言えますか。

○証人（久野 敦君）

色んなところでごみ質は違うと思います。一緒のごみ質はないと思いますけれども。

○委員（町田康則君）

ごみ質はないと言われて、ごみ質のカロリーをJFEがずっと、すみません、これは甲第40号証の1を。

○委員長（西口雪夫君）

甲第40号証の1、運転記録ですね。

○委員（町田康則君）

そこで、これは稼働してからのごみカロリーをずっとって、ごみカロリーと、この白のところは皆JFEがはかられた量ですね。

○委員長（西口雪夫君）

書記、提示してください、わかりますか。

（証人へ甲第40号証の1を提示）

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

○委員（町田康則君）

それで、2,000kcalよりも多いんですよ、最初の。2,000k

c a l 多いということはより燃えやすいということですよ。1, 100とかいう数字だったらわかりますけど、カロリーの的にも逆に悪くないですよ。それなのに、この5月もそうですけど、4月、5月、そうかと思うと、このカロリー計算というのはきちっとされていたんですよ、J F E側で、そこはどうですか。

○証人（久野 敦君）

現場にてどういうふうに管理していたのかは、ちょっと私が支社の立場だったので、よく認識しておりません。

○委員（町田康則君）

あなたが見てですよ、これはJ F Eの発表ですから。

○証人（久野 敦君）

ああ、そうですか。

○委員（町田康則君）

ええ、こちらがしたわけじゃないですから。

○証人（久野 敦君）

すみません。それはだれが出したのかがちょっとわかりませんので。

○委員（町田康則君）

その中でね、今度、24分の11というところが、下のほうに数字が書いてあるでしょう。9月の5日、6日を見てください。このときはまだ証人はおられたですもんね。9月の5日、6日にごみピットへ、設備事業のところ、5日に汚水漏れ確認とありますね。設備事業、ブルーのところ。そして、その次の日に汚水、J F Eへごみピット排水投入指摘、排水投入認めるとなっていますね。そして、これは佐藤証人のほうにも聞いたら、このときのごみカロリーが1, 457です。これは写真でもあったんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第51号証、ごみピットからの汚水までの説明図と写真を提示してください。

（証人へ甲第51号証を提示）

○委員（町田康則君）

ごみピットへ排水を入れたということを認めていらっしゃるんですよ、このときも。それについてはどうですか。

○証人（久野 敦君）

しかし、現場でやったことなので、社としてはこの件に関しては関与していませんけれども。

○委員（町田康則君）

現場としてはと言われたけれども、会社としてですよ、J F Eに運営を任

せていますよね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（町田康則君）

そことしてやられたんですよ。

○証人（久野 敦君）

当初はごみ量が多くてピットはごみが溢れて止めることができなかったということで、ずっと運転するためには外に放流するわけにもいかなかったでしょうし、そういった意味でいたし方なく一旦入れたんではないかと思いません。

○委員（町田康則君）

ほかの専門家の意見の中には、バキュームカーで産業用廃棄物として持っていくには金が掛るから、多分ピットの中に入れてんじゃないかという意見もあるんですけど。

○証人（久野 敦君）

そういう認識じゃなかったと思いますけど。

○委員（町田康則君）

その量が溢れるぐらいですから、もうピットが溢れるぐらい入れているんですよ。

○証人（久野 敦君）

ピットから水が溢れる。

○委員（町田康則君）

そうです。

○証人（久野 敦君）

いや、実際そうじゃないと思いますけど。

○委員（町田康則君）

実際そうじゃないじゃなくて、本当にそうなんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

その写真を見ていただいてですね、ピットが18メートルの深さがあります。2つとも出てきているんですね。そして、もういっちょの後のやつがP S A室を見ていただければ13.3メートルの高さから水漏れが起きているんですね。写真見てください。はい、どうぞ。

○委員（町田康則君）

この量といたら20mプールで何杯分もなるという量だと。そんなに水入れて、ぷかぷか実際、こうつかんだらざーっという感じで、ぷかぷかごみが浮いていたという何人もの証言があります。そういう状態にしたのはJ F

Eなんですよ。

○証人（久野 敦君）

それは何度も言いますとおり、ごみを処理しなきゃいけないということで止められなかったと。

○委員（町田康則君）

いいえ、止められなかったって、このときは9月です。その前に長崎市へごみをやったのは6月から8月、2, 538 tやっています。ずっと減らしてきているんですよ。9月にこんなにしなければならぬほどあったわけじゃないでしょう。

○証人（久野 敦君）

すみません。私が指示したわけでもございませぬし、ちょっとその辺に関しては、私は関与していないんですけど。

○委員（町田康則君）

これだけのごみをですよ、あなたも少なくとも営業でおれば、ごみピットに溢れるぐらい水が入っている状態というのはどう思われます。

○証人（久野 敦君）

ごみを処理するべきものか、水を出さないべきなのか、要はストップさせるのか、どちらかをとるとすればいたし方ない選択だったんじゃないかと思えますけれども、当時はごみを処理しなきゃいけなかったのです。

○委員（町田康則君）

いや、水をそんなに入れること自体はこれを燃えなくなるようにするようなものでしょう。

○証人（久野 敦君）

燃えなくなる、実際は処理しておりましたけれども。

○委員（町田康則君）

ある程度の水分があるのはわかりますよ。しかし、ピットが溢れるぐらいに水を入れるということは、この機械を本当に動かそうと思うんだったら、それはどうかして排水を処理業者に持って行って外に持っていくのが本当じゃないですか。

○証人（久野 敦君）

結果的にはそのように処理したと思えますけれども。

○委員（町田康則君）

はい、そうです。結果的には、最終的にそれを指摘されて認めて、それから処理しているんですよ。だから、溢れるぐらい水が入った状態でどうして燃やすことができますか。ごみ質がごみ質と言われるけど、ごみ質が悪いのは、そういう状態にしたんですよ、J F Eが。

○証人（久野 敦君）

その後、抜いてからは。

○委員（町田康則君）

これですね、8月ぐらいから入っているんですよ、ずうっと。1回きりじゃない、何か月もかかっている。そこがね、ごみ質と言われるけど、排水をごみピットへ溢れるほど入れるというのは、まず、それでごみ質が悪いというのは言えないと思う。

このことが、ピットへ排水を入れたことが原因でトラブルもかなり起こっています。私たちがこの百条委員会になりまして、こう調べさせてもらって色んなところを見てでも、もちろんガスダクトの閉塞ですね、それから色んな炉水の壁の水漏れですとか、これは無理して色んなことをしたからというのが石河さん、この環境エンジニアリングの中にあるんですよ。

○証人（久野 敦君）

すべてがそのごみのピットの水が由来したかどうかというのは、ちょっとわかりませんけれども。

○委員（町田康則君）

ごみピットの水は別として、その中にずうっと専門家の意見を聞いているのがあるんですけど、その中で、これは元々1炉100t、300tをするように造っていなかったという意見があるんですけど、それについてはどうですか。

○証人（久野 敦君）

いいえ、ちゃんと300t処理できる施設だと思うんですけども。

○委員（町田康則君）

300t処理する施設だったら、すみません、どなただったかな、高田さんの、甲第21号証、2ページをちょっと見てください。

○委員長（西口雪夫君）

高田徳一さんの陳述書、お願いします。陳述書。

（証人へ甲第21号証を提示）

○委員（町田康則君）

2ページのところを見られるとわかると思いますが、このときに4月稼働して間もないころです。4月14日、15日ごろ処理量が向上せず、ピット内のごみ量が増加してきたため、3炉での運転を申し入れたと書いてありますね。これに対し、大杉所長は運転操作に従事する者は不馴れであるため等の理由を述べ、また、3炉に切り替えるには人を増やす必要があるため、そのためには金も掛ると、本社と協議させてほしいと。元々ね、3炉運転することもあるということは当然あるのに、こんな3炉を運転するのに何日か待

ったんですよ。

○証人（久野 敦君）

元々ベースは2炉運転だという認識でしたから、それは経済的に運転するためですけど、そういう運転計画を示していたはずですよ。

○委員（町田康則君）

そうですね。どうもこれは3炉を元々、今、証人が言われたように、3炉運転するようにはなっていなかったんじゃないかなと。

○証人（久野 敦君）

ちょっと区別してお答えしますが、まず、300t性能が出る施設であるということは性能試験で引渡し前に試験をして合格して、そして、引渡している。その後、維持補修、維持管理するに当たっては、この変更覚書という保証事項がありますから、そこで80,665tという数量保証をするためにどういうふうに運転するのかというのは我々のほうも考えて、2炉ベースでやっていきたいというふうに考えただけです。この2炉を2炉しか動かさないとか、そういうふうに言ったことはございません。

○委員（町田康則君）

今、大杉所長の言葉の中にも、元々証人が言われたように2炉しか考えていなかったから、3炉運転して、すぐしてくださいと、ごみの量が多いじゃないですかと言われたら、ちょっと本社で確認、それ自体がおかしいじゃないですか。

○証人（久野 敦君）

ちょっと大杉がこのように言ったかどうかというのは、私は直接聞いていないのでわかりませんが、私がそのとき聞いていた中では、ごみがこのまま増え続けるのか、一時的なものなのか、その辺判断に困っていたはずですので、それで一気に3炉にするよりはちょっと様子を見たかったんじゃないかと思います。

○委員（町田康則君）

いや、最初から3炉運転するように造ってなければおかしいでしょう。そして、そのために何かごみの量が多くと、4月前にそんだけ来ていたというのはわかっているんだから、前もって搬入、持ってきていたのは4月前ですよ。

○証人（久野 敦君）

それは試運転ですよ。

○委員（町田康則君）

ええ、試運転のときに多かったって佐藤さんも言われたんですよ。だから、そういうふうに来ているんだから3炉運転してでもとにかく処理しなくちゃ

と思うのが普通じゃないですか。

○証人（久野 敦君）

いや、それは試運転から稼働のときにどういったごみ量で想定していたのかというのは、私はわかりませんが、試運転のときとまた稼働の流れで、これはごみはこれぐらい来るという判断はなかったと思いますけど。

○委員長（西口雪夫君）

すみません。試運転が3月16日ですね。それはまだ始まって、17日から引渡性能試験始まっていますね。それで、3月16日が302t処理できているんですね。そして、3月17日が311tです。それで、あと287t処理できています。ところが、本格稼働しました4月1日から4月18日まで2炉運転、平均処理量193tなんですね。これは何ですか。

○証人（久野 敦君）

193t、2炉でですか。

○委員長（西口雪夫君）

2炉です。

○証人（久野 敦君）

なぜかと言われても、その。

○委員長（西口雪夫君）

ごみ質が変わったんですか、その間に。10日も経っていないんですよ。

○証人（久野 敦君）

ちょっとその根拠というものは、私はよくわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

それで、4月19日から3炉運転を始めています。5月の22日まで3炉運転やったら300t、ここでできているんですね、試験運転では。ところが、平均207tなんですよ、その間の処理量が。わずかこれ1カ月経っていないんですね、日にちが。引渡性能試験からごみ質が急に変わるわけないでしょう。その辺はどうなんですか、どう思いますか。

○証人（久野 敦君）

正確な理由というのは、ちょっと私は技術屋ではないですし、何が原因だったのかわかりませんが、聞いている話では溶けにくい産廃ごみだとか、そういったものが投入されていたということは聞いています。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、もう一点、先に戻りますけど、その80,665tですね、当時この意味を理解しておられましたか。その80,665tがどういった数字で出されたかというのは。

○証人（久野 敦君）

いや、どういった数字で出されたかという疑念はなかったです。あくまで前提条件だと思っていました。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、今、裁判で争っているのは80,665t、基準ごみでカロリーが1kcal上でも下でもだめとか、あるいは80,665tより1tでもごみが多かったり少なかったりしたら罰則が適用されないといった、何か論争をされているように思うとったんですけれども、今の思いは違うんですか、そちらの考えは。

○証人（久野 敦君）

まあ、裁判のお話なので、ちょっとどこまで話しているのかわからないので、ちょっと弁護士さんと相談してよろしいでしょうか。

○委員長（西口雪夫君）

法的なことですか。

○証人（久野 敦君）

ですから、裁判に係わること。

（証人と補佐人相談中）

○証人（久野 敦君）

失礼いたしました。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

○証人（久野 敦君）

あくまで書面上で言えば、変更覚書ではそのように書いていますから、そこが争点になったのは事実ですけれども、実際として当時協議している内容としては、当然我々は落としどころも考えながら組合さんと協議するのは事実です。ですから、80,665tを超えた数字に対して保証はしていませんけれども、じゃ、増えた分をどういうふうに精算しましょうかとかいうのは組合さんと協議していました。

○委員長（西口雪夫君）

一応2,000kcalでごみが1tでも多かったり少なかったり、80,665t、これは不可能とっていらっしゃいますね。

○証人（久野 敦君）

不可能。

○委員長（西口雪夫君）

80,665tに合わせるというのは、1年間のごみ量を。

○証人（久野 敦君）

いや、当然それは下げてくださいなんですけれども、不可能というのは、

すみません。

○委員長（西口雪夫君）

いや、80、665 tにぴしっと合わせるというのは無理と、可能じゃないですね、不可能でしょう。

○証人（久野 敦君）

65 tぴったり合わせるんですか。

○委員長（西口雪夫君）

80、000にぴったり合わせるのは。

○証人（久野 敦君）

それは現実的じゃないですね。

○委員長（西口雪夫君）

ということですね。はい、わかりました。

○委員（町田康則君）

ごみの量、ごみ質ですね、ごみ質はずうっとこれJFEも検証されていたんですよね。先ほど、甲第40号証の1では、20ページ、下から24分の20というのを見てください。日付で言うと2006年の1月1日からありますね。これはずうっとごみカロリーは日々変動しています。なのにこのときは10日、11日まで全部2,000 kcalですね。こういうことってないでしょう。連続して2,000 kcalはあり得ないと上に書いてありますね。これは測っていないんじゃないですか。

○証人（久野 敦君）

私はよくわかりません。

○委員（町田康則君）

いや、それまでずうっとこれ見てて、ほかのところ、ずうっとその下のところを見てても毎日違うんですよ、同じ数字というのはないんですよ、そんなに。2,000 kcalずうっとというのは、これは測っていないということでしょう。

○証人（久野 敦君）

いや、よくわかりません。

○委員（町田康則君）

よくわかりませんというよりも。

○証人（久野 敦君）

いや、私、現場に常にいたわけではありませんので。

○委員（町田康則君）

いや、現場じゃなくて、あなたがこれを売り込むほうとして、ごみキロカロリーを毎日JFEが測っている。そして、それを報告しているのに毎日2、

000kcalでしたと、このときはということはありません。

○証人（久野 敦君）

それはすみません、よくわからないんですけども、あり得るかもしれません。

○委員長（西口雪夫君）

次の質問に行ってください。

○委員（町田康則君）

私は、これは測っていないと思いますよ。測っていたんだったら、こんなにきちっと何日も続くことはないですし、それはいいとしてね。そして、この施設が、こう色んなので見ると、シリカ除去装置設備等は元々JFEはPSAの酸素発生装置も使用した経験がなかったというのがあったり、それから、酸素発生装置も元々3炉運転するときのためのようになっていなかったと。ということは、今、先ほど証人が言われた。

○証人（久野 敦君）

すみません。それはどこでだれがそういう発言を。

○委員（町田康則君）

石河環境エンジニアリングの方がちょっと言っていらっしゃったんですけど。

○証人（久野 敦君）

それはないと思いますけど。PSAが、酸素発生装置が2炉分しかないということですか。そういうことはないと思いますけれども。

○委員（町田康則君）

2炉運転を。

○証人（久野 敦君）

2基ですけども、確かに300t出たということが先ほど試運転でも立証されているとおり、3炉分の容量はちゃんとあるはずですよ。

○委員（町田康則君）

3炉分の酸素発生装置にしてでも、3炉運転した場合には足りないというふうに推察されると。それで足りないから、当然酸素をほかから持ってきて色々したということになっているんですよ。

○証人（久野 敦君）

事実、試運転では300t達成していますので。

○委員（町田康則君）

いや、もちろん試運転ではね、して、それから1カ月も経たないうちにそんなふうになって、實際上、それからトラブルがずっと続いていますよね。

○証人（久野 敦君）

炉の状態だとか、そういったものが関係したかもしれませんけれども、ごみ量が多かったということで、液酸のほうは使用した経緯がございます。

○委員長（西口雪夫君）

PSAはどちら、これが初めてだったんですか、PSAの酸素発生装置の作業というのは。

○証人（久野 敦君）

すみません。ちょっと私はよく存じ上げません。

○委員長（西口雪夫君）

私が調べた中では、ドイツのカールスルーエでも千葉の実証炉も深冷分離方式を採用されているんですね。それでここだけが。

○証人（久野 敦君）

ここだけかどうか。すみません、私は実際のエンジニアと確認しないとわからないです。

○委員長（西口雪夫君）

発注仕様書では3基と要望しているんですね、発注仕様書の段階では。ところが、実施設計で2基になっとなったものでこちらが指摘をしとるんですね。甲第27号証と甲第28号証をちょっとお願いします。

（証人へ甲第27号証、甲第28号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

ここで指摘をされているんですね、甲第28号証の3ページをちょっと見てください。酸素発生装置の基数ですね。真ん中からちょっと下にあります。酸素発生装置の基数を見直してください。とありますね、その中で回答がですね、酸素発生装置は最終図面ではプラットホーム下部に3基設置すると計画していますが、設備能力は同じとして、設置スペース等を考慮して2基とする案も考えております。ということで、2基を設置されているんですね。ところが、3炉運転したときには酸素が足らんもんで毎日10t車が2回ぐらい上がってきましたね、当時ですね。そして、酸素処理施設を造ったわけですね。ただ、今、2炉運転が通常になってきたもんで、今その設備は無用になっていると思うんですけれども、当時はその能力が発揮できとらんかったんじゃないですかね、どうですか。

○証人（久野 敦君）

まあ、ここにも書いてある設備能力は同じとしてと。

○委員長（西口雪夫君）

能力が同じだったら、当時、酸素を持ってくる必要なかったでしょう。

○証人（久野 敦君）

ですから、そのごみ量だったりとかごみ質だったりとか、そういったこと

があつて炉の状況も悪くなって。

○委員長（西口雪夫君）

ごみ質は当局が測ったら2, 000 kcalあるんですよ。

○証人（久野 敦君）

ですから、炉の状況にもよると思いますけど。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにありませんか。松永委員。

○委員（松永隆志君）

また、ちょっと変更覚書の話に戻りますけど、変更覚書というのが公表されなかったんですよ、しばらくずうっと。本来ならば覚書から可及的速やかにその変更覚書を結びましょうとなっていて、そして、その結果が組合議会の中でも公表されました。それはなぜかと組合側に聞きましたら、公表は控えてほしいという提案がJFEからなされていた。当然、その当時担当された営業担当の方が、この辺、佐藤証人に聞きましたら、当然その辺でしたんだろうということでしたけれども、これも実際そうだったんですか。

○証人（久野 敦君）

特に私たちのほうとしては積極的に開示を拒んだということはないです。

ただ、あくまで組合さんのほうが組合議会に示すべきかどうかを考えるものであつて、我々としてはそれをとめるということはないです。ただ、実際、当然事務局長も3年後には開示しなきゃいけないと言われていましたので、まあ、我々としては別にいずれ開示されるものであればどのタイミングでも構わないと思っていましたけど。

○委員（松永隆志君）

それちょっと今のお話はおかしいのは、なぜ公表しないかといったら、この炉の性能やなんかわかるようなものであつて企業秘密とかなんかそういうものがあるから、やっぱりあんまり外にこの数値的なものとかなんか出されては困るよというお話があつたというふうな証言があつておるんですけど。

○証人（久野 敦君）

確かに住民の方とか外部の方に対しては、そういった数値的な部分はありませんけれども、あくまで組合議会のほうに提示すべきかどうかというのは組合さんのご判断を尊重すべきだと認識していました。

○委員長（西口雪夫君）

すみません。ここでちょっと証人にお聞きしますけれども、予定はどうでしょうか、昼からの予定は。

○証人（久野 敦君）

すみません。あと何時間ぐらいでしょうか。

○委員長（西口雪夫君）

今のあれで、まだ後のあれが入っていませんので、1時間か1時間半ぐらい予定をさせていただければ助かります。また後日来ていただくよりは今日時間を延長させていただければ助かるんですけども、よろしいでしょうか。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、ここで休憩に入りまして、午後1時から委員会を再開します。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

補足質問をお願い申し上げます。松永委員。

○委員（松永隆志君）

先ほどの続きですけど、先ほどの証言を確認しますと、変更覚書の公表については、JFE側から特に公表を差し控えてほしいということは、少なくとも、久野さんの範疇の中ではそういうことは言わなかったと。

○証人（久野 敦君）

やりとりの中では、組合さんのほうから主導化と言われると難しいですけども、要は、3年が終わるまではこれは公表しないほうがいいよねというようなところから、我々としてはそれに従ったという感じですかね。

○委員（松永隆志君）

ということは、それを言い出されたのは、組合のほうだったということですか。

○証人（久野 敦君）

そうです。我々のほうから積極的には。

○委員（松永隆志君）

ここは意見が違うもので、はっきりさせておかないと、どちらかが本当を言って、どちらかがうそを言っているということになりますので。

○証人（久野 敦君）

いや、私ほうそは言っておりません。

○委員（松永隆志君）

そしたら、組合側のほうからその公表というのは言われて、特段、JFEから申し上げたつもりはないと。

○証人（久野 敦君）

積極的には拒んだ覚えはありません。ただ、それに同意したと、同調した

ということですね。

○委員長（西口雪夫君）

その方の役職とか名前はわかりませんか。

○証人（久野 敦君）

何人かおられたかもしれませんが、当時の局長か課長はいたかもし
れませんが。

○委員長（西口雪夫君）

当時の局長といいますと、木原さん。

○証人（久野 敦君）

いや、高田局長です。そこに総務課長がいらっしやっただどうかは記憶が
ないんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

重野さんが平成17年の3月31日までこちらに勤務されていました。

○証人（久野 敦君）

重野さんではないですね。

○委員長（西口雪夫君）

重野さんじゃない。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、続けます。

変更覚書の甲第10号証の提示をお願いします。

○委員長（西口雪夫君）

提示をしてください。

（証人へ甲第10号証を提示）

○委員（松永隆志君）

先ほどから、変更覚書に新たに加えられた、4ページの⑤の規定があるこ
とによって、先ほどから何回もお聞きしておりますけれども、言われている
ように、2,000kcalで、年間80,665t処理するという、この
前提条件があって、それから例えば1kcalでも、1tでもオーバーする
と罰則規定は適用されないということになるんですか。

○証人（久野 敦君）

書面上ではそうです。

ちょっとすみません、補足しますと、1kcal増えた、減ったというの
は、用役量では、それは変動で精算しますというふうに規定されていますけ
れども。

○委員（松永隆志君）

もう一回確認しますと、罰則規定が適用されないということは、もうここで決めて。

○証人（久野 敦君）

保証事項じゃないということですね。

○委員（松永隆志君）

保証事項じゃないということですね。

○証人（久野 敦君）

増えたら保証事項とはなくなると。

○委員（松永隆志君）

先ほどは、量が下ならいいけれども、上ならとか、ちょろつと言われたんですけれども、そうじゃなく。

○証人（久野 敦君）

それは協議の場で、要は、前提条件から逸脱してしまった以上は、これをもとに議論はできないけれども、じゃあ、実際にどの程度費用負担が発生するのかとか、その辺の協議は組合さんとやっておりました。だから、1 t 増えたから、我々は処理をしませんとか、そういった態度をとった覚えはありません。

○委員（松永隆志君）

保証事項というのが処理する、しないじゃなくて、結局それに要する経費の問題としてのものですよね。

○証人（久野 敦君）

そうですね。はい。それは協議をしていたつもりですけれども。

○委員（松永隆志君）

そしたら、量的なものは先ほども言われたように、80,665 t なんて、きっちりできないよというご質問があったら、そうですねということで、そして、2,000 kcal というのも、そんなにぴったり全部のごみ質を2,000 kcal なんてすることも、これも無理だということ。

○証人（久野 敦君）

ですから、それが変動しても対応できるように、用役量でカロリーとの変動、それを示したのが変更覚書です。

○委員（松永隆志君）

しかし、それはこの罰則が適用されませんよと、その1点以外のところでは。

○証人（久野 敦君）

用役量に関しては、それで計算されますけれども。

○委員（松永隆志君）

ということで、その内容について、組合としてもその協議の中で本当に理解していたんですか。

○証人（久野 敦君）

そのはずだと思いますが。

○委員（松永隆志君）

そのはずということで、しかし、後になって今、だれに聞いても、そういう証言が出てきていないんですよね。具体的にこれは罰則が適用されませんよというような会話とか発言はJFEのほうからきちっと説明されましたか。

○証人（久野 敦君）

説明も何も、ここに書いてありますので、その議論をしていましたから。

○委員（松永隆志君）

その経過の中でですよ。

○証人（久野 敦君）

知らないということはありませんと思いますけれども。

○委員（松永隆志君）

その経過の中で、具体的に、これ以外のところは罰則が適用されませんよという説明はされていないということですよ。

○証人（久野 敦君）

ちょっと質問の意図が。

○委員（松永隆志君）

私どもがそれをされたか、されていないかというところの根拠にするのは、あくまでも残っている文書なんですよ。

○証人（久野 敦君）

そうですね。ですから、これは残っていますから。

○委員（松永隆志君）

いやいや、これじゃなくて、協議の経過としてのものは、先ほどもお示したような組合側が残している記録なんですよ。そして、そういうふうな保証事項の大きな変更ということは、やっぱり組合側としては、本来ならば、応札条件とか何かで提示した額であれば、年間平均これだけの金額でということを押さえをかけたつもりで組合側はいるわけですよ。

○証人（久野 敦君）

その辺の認識の差で、今、裁判になっているんじゃないか。

○委員（松永隆志君）

だから認識の差があるならば、こういう協議の場以外でも、そのご説明と、いうのを組合側に当然何度となくされたと思うんですよ。例えば、担当の課

長さんなりと、公式の全部の場合じゃなくても、日ごろからされていたんじゃないですか。

○証人（久野 敦君）

私がこの協議に加わってからは、文言の調整で何度も修正して、加えたところは色をつけたりとか線を引いたりとか、そういうやりとりをしていますから、1個1個文言はチェックしているはずですが。それを説明していないかという、説明していることになると思うんですけども。

○委員（松永隆志君）

説明していることになるんであって、理解はしていなかったというふうに思われるんですか。

○証人（久野 敦君）

それは、先方の理解力の問題だと思いますが。

○委員（松永隆志君）

そして、こういうのが出来上がったら、一応全体を通じて双方で確認しながら、この文言についてはこういうことだよという押さえをやったはずですよ。

○証人（久野 敦君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

それは行われましたか。

○証人（久野 敦君）

毎回やっていましたけれども。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そういう押さえについての組合側の記録としては、この罰則規定が適用されないというようなことの文言は、記録として1つも残っていないんですよ。ということは、そういうのはされなかったという組合側の主張の根拠はそこにあるんですよ。そしたら、JFEとしては、そういうのは記録としてちゃんと残していましたよと、JFEの記録もありますよ、メモでも結構ですから、そういうふうな当時のあれとして、何か記録でもとっていたか。

○証人（久野 敦君）

記録といいますか、出来上がりの成果物にそのように書かれているもので議論していたわけなので、あえて報告書に書かなかったのかもしれないし、必要ないと思って書かなかったのかもしれないし、我々はその部分でサインをしていませんから、それを確認していませんので、我々としてはこれが成果物として、これで議論していましたと言うしかないですね。

○委員（松永隆志君）

わかりました。ただ、組合としての反応も、今、言ったように、協議の場ではもう当然のこととして進行していった、その認識があったかどうかは別としてですね。

それと、ごみ質が2,000kcalで80,665t、これをきっちり行うということは、先ほどからずうっと話をお伺いしていると、それは言ってみれば、それにぴったり押さえるなんてことは、技術的にも不可能なことだよと、それはもう間違いございませんですよ。

○証人（久野 敦君）

80,665t以下で来ることは当然考えていました。ただ、毎年80,665tが来るということは、当然想定はしています。想定というか、それは。

○委員（松永隆志君）

そしたら、その80,665t、これはもう久野さんの認識で結構ですから、これはどういうふうな数字なんですか。なぜ80,665tという数字が出てきたと思いますか。

○証人（久野 敦君）

それは組合さんから提示されたんじゃないですか。

○委員（松永隆志君）

だから、組合はこういうふうな中身で、この80,665tを出したのかというのは、こっちの発注仕様書や何かでもずうっと詳しく述べてあるわけですよ。そして、この80,665tは、日量221t、これが平成21年の量。

○証人（久野 敦君）

それは、当時、私は認識していませんでしたので。

○委員（松永隆志君）

しかし、やっぱり当時営業でこういうふうな契約とか、さっきも言われたように、こういう交渉ごとに当たられるんですから、ユーザーさんというか、相手方の元々の基本的な考えとか何かについての把握はされずに、ただただ事務的に処理されたということですか。

○証人（久野 敦君）

組合から出されたものを受け取っただけです。それを基にして、我々のほうではじいだけです。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そもそもJFEのその辺の認識はなかったということでしょう。

○証人（久野 敦君）

80, 665 tを超えるという認識ですか。

○委員（松永隆志君）

はい。

○証人（久野 敦君）

ないですね。

○委員（松永隆志君）

それがおかしいんじゃないですか。元々こちらは応札条件提示前に発注仕様書や何かで、そして、ほかのメーカーや何かもお呼びしたときに、その辺については詳しく説明してあるわけですよ。担当が違うかもしれませんが、あなたじゃなかったかもしれませんけれども。

○証人（久野 敦君）

担当外です。

○委員（松永隆志君）

そういうふうに依頼主のご要望を認識していなかったというならば、そもそもその前提条件として考えられていること自体が依頼主と違う前提条件を立てているということでしょう。

○証人（久野 敦君）

依頼主の前提条件は80, 665 tじゃないんですか。

○委員（松永隆志君）

80, 665 tというのは、あくまでも21年の想定量。

そしたらば、21年は80, 665 t、22年になったら、80, 665 tになった、そしたらば、それはもうだめですよ、アウトという考え方なんですか。

○証人（久野 敦君）

ですから、1 tでも超えたら、我々は一切何もしませんと言っているわけじゃなくて、その分は協議しましょうと。また、恒久的に前提条件が異なるのであれば、またそれはそれで協議しましょうということを明記されていると思いますけれども。

○委員（松永隆志君）

そしたら、少なくとも、罰則は適用されなくなるけれども、後は協議しましょうというのがそちらのお考えだったということですか。

○証人（久野 敦君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、元々に戻って、応札条件の年間経費、平均の経費でお願いしますよというのは、言ってみれば、少なくとも、前の担当者は認識していた

かもしれないけれども、久野さんに至っては、もう全然その辺のところ何かは知らなかった。

○証人（久野 敦君）

文言どおり受け取って、それをこれにまとめたということですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、もう1回応札条件の文言をよく見ると、あれは年間の平均経費でお願いしますよと書いてあるわけですね。その辺のところは、言ってみれば、もう過去の文書だったから、見ておられなかったということによろしいですか。

○証人（久野 敦君）

結果、今、やっているものが正とすれば、特に今、言われても、我々としてはこれで議論するしかないということですね。

○委員（松永隆志君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

いいですか。

○委員（松永隆志君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員。

○委員（町田康則君）

そしたら、先ほども言ったんですけど、変更覚書のところに係わっていらっしやる。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（町田康則君）

変更覚書の中では、電力量は使用量が4,000kw、発電量が4,000kwで0だというふうになっていますよね。甲第10号証の後ろのほうの。

○証人（久野 敦君）

ですから、それはグラフで示しているとおりに、変動しますと。

○委員（町田康則君）

はい。ですから。

○証人（久野 敦君）

基準ごみ2,000kcalのときはそうですという意味です。

○委員（町田康則君）

はい。それで、ガスが1,566.4tと。ただし、実際上は、それより

電気代も多くなった分については、当然この罰則規定はやらなくても、その超過分についてはこっちで払ってくださいよと、それはわかるんですよ。80,665tを超える分については払ってくださいよと、それはわかるんですけど、その前の段階では、そちらが払うということを保証されているんでしょう、当然。

○証人（久野 敦君）

その前の段階というと。

○委員（町田康則君）

80,665t内のごみの燃やすガス代、電気代については保証しますということなんでしょう。

○証人（久野 敦君）

ですから、ごみ量とごみカロリー、こういったもので幾らぐらいになるのか、そういう協議をやっていたんですが、結果的にはまともらずに、今、裁判になっているということですね。

○委員（町田康則君）

2,000kcalというのは、あくまでもこちらが提出した普通のごみ1,100kcalから2,800kcalの間をとって、それが標準ごみですよ。その間で移動するのはわかっているわけですから、そちらの言われるように、ごみ質というのは、取ったときで違うんですよと、佐藤さんも言ってらした。だから、当然2,000kcalが絶対ということはないわけですよ。

○証人（久野 敦君）

それは、1つの基準ごみの場合がこうで。

○委員（町田康則君）

そうです。

○証人（久野 敦君）

変動した場合はこうで、間をとって。

○委員（町田康則君）

そして、ずうっと調べてみれば、2,000kcal以上のときが多いんですよ。

○証人（久野 敦君）

そうだったですかね。

○委員（町田康則君）

ええ。

○証人（久野 敦君）

いや、そうとも言えないと思います。

○委員（町田康則君）

ですから、JFEがピットに水を入れたとき、あのときが1,600kcalとか、ぐうっと下がっているんですけど、1,400kcalとか。

○証人（久野 敦君）

水を抜いた後も2,000kcalを下回ったときがあったと思います。

○委員（町田康則君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

4年間のあれを出してくれんかな。4年間のカロリー提示。

すみません、甲第13号証の7ページをちょっと提示をしてください。

（証人へ甲第13号証を提示）

○委員（町田康則君）

7ページの17年度、18年度、19年度を見ると、第2回の17年度の8月15日が1,630kcalですけど、あとは大体において、右側のほうに平均を書いていますけど、1,998kcalとか2,074kcalとか2,020kcalとか、3年度内においても2,000kcalを超えているんですよ。

○証人（久野 敦君）

20年度は1,650kcal。

○委員（町田康則君）

はい。2,000kcalがどうしてなのかというのは、こちらも今のところわからないんですけどね。

私が言っているのは、最初に始めたのが17年ですから、トラブルが起こったのは、17年、18年のときなんです。当然証人もおられた、この会議なんかにも出席されているときなんです。

ごみ質にしてでも、量が多い分についてはこちらが保証しますというのは、決められた量よりも量が増えた分については組合が払ってください、それはわかりますよ、当然ですよ。しかし、その前に決められた、電気だって全然使わなくていいと言っているんだから。

○証人（久野 敦君）

ですから、これは平均をとって2,000kcalですけど、日々変動するんですから。

○委員（町田康則君）

いや、だから、2,000kcalというのは難しいと言っているでしょう。

○証人（久野 敦君）

ですから、日々変動する。

○委員（町田康則君）

日々変動するんだから。

○証人（久野 敦君）

その変動をキャッチアップして、それを保証とリンクさせて精算しましょうということが変更覚書です。

○委員（町田康則君）

ええ。ですから、平均でも大体2, 000kcalを超えているか、近くじゃないですか。

○証人（久野 敦君）

年間4回だけとったと。こちらでは日々とっていると。

○委員（町田康則君）

いや、だから、こちらで書いた、おたくの報告書の中でも、2, 000kcalが10日間ぐらい続いているというのはまずおかしいとさっき言ったでしょう。

○証人（久野 敦君）

それはちょっと私はわかりませんので。ただ、それ以外のところを見ていただくと、結構変動していますけれども。

○委員（町田康則君）

ごみピットの中に、もういいです。

そしたら、すみません、先ほど引渡性能試験というので合格だったと言っていたらっしゃいましたね。だから、これは色んなので、この施設は合格なんだと。

甲第18号証、土井さんの証言の7ページをちょっと。それと、甲第11号証。

（証人へ甲第18号証、甲第11号証を提示）

まず、甲第11号証は、これはJFEからの報告ですね。そして、いしばん最後のページを見てください。緊急作動試験、合格となっていますね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（町田康則君）

合格なんですけど、もう1つの甲第18号証の7ページを見てください。

土井さんの陳述書です。その中に、非常用発電設備ラジエーターファンというのが2番にありますね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（町田康則君）

平成18年9月ですから、まだおられたんですね。そのとき台風13号によって停電が起こったと。そしたら、そのときに、非常用発電装置が正常に始動しましたが、実際、おかしくなったと。そこで、調べてみたら、ファンが50Hz仕様の製品が使用されていたと。これはご存じでしたか。

○証人（久野 敦君）

今回、百条委員会の中で知らされました。

○委員（町田康則君）

知りませんでしたか。

○証人（久野 敦君）

実際に、非常用発電機の問題があったとは聞いていましたけれども、詳しいことは私は知りませんでした、存じ上げませんでした。

○委員（町田康則君）

實際上、はまっていたのが、ここの九州地区では60Hzですよ。50Hz仕様ののがはまっているというのは、試験としては合格ですというのは言えるんですか。

○証人（久野 敦君）

すみません、私はこの件に関しては特に関与していないので、わかりません。

○委員（町田康則君）

わかりませんか。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（町田康則君）

いや、JFEが試験して、もう合格となっている、当然こちらも信じていますよね。それなのに、實際上、台風があつて停電してみたら、ちゃんと作動しない。作動しないので調べてみたら、別のヘルツのがはまっていた。それは、どう考えても、そちらの最初のこういう引渡性能試験の中できちっとされていなかったということを証明するものじゃないですか。

○証人（久野 敦君）

担当していないので、わかりません。

○委員（町田康則君）

もう一度言います。あなたは営業をやっているから、よくわかっているでしょうけど、JFEというのは、年間どれだけ売上をされているんですか。

○証人（久野 敦君）

約3,000億円だったと思いますけど。

○委員（町田康則君）

それは。

○証人（久野 敦君）

J F Eエンジニアリングですか。

○委員（町田康則君）

J F Eホールディングスです。

○証人（久野 敦君）

ホールディングスですか。3兆円ぐらいですかね。

○委員（町田康則君）

そうですね。3兆円から3兆3,000億円ぐらいの間で推移していますね。純利益で3,000億円ぐらいありますね。

○証人（久野 敦君）

記憶していません。

○委員（町田康則君）

そして、そのJ F Eホールディングスが平成20年の2月4日の新聞によりますと、今後17年分、特別損益として500億円計上していますね。

○証人（久野 敦君）

たしか、正確な数字は覚えていませんが。

○委員（町田康則君）

それはご存じですね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員（町田康則君）

今後、17年にわたって、特別損失引当金として、一括計上しています。これはここにも書いてあるんですけど、岡山、埼玉など、国内4カ所でJ F Eエンジニアリングが操業と保守を最長で24年まで請け負う契約になっている。そのために、操業保守のコストが受注時の見込みより大幅に膨らみ、今後も赤字を出し続けることが確定的となったために出したということですけど、それは間違いないですね。

○証人（久野 敦君）

それは何の資料ですかね。

○委員（町田康則君）

日経です。

○証人（久野 敦君）

ああ、そうですか。

○委員（町田康則君）

はい。会計報告書とかで書いてあることが我々の公式コメントだと思いますので、ちょっと日経新聞の言い回しが正しいかどうかはわかりません。

○委員（町田康則君）

これは、きちっとした形を税務署にも説明し、どこでと言わないと、これは利益からこの分を引くわけですから、きちっとした格好で、あなたは言えないかもしれないけど、本当はそれ以上の、社長だったら、これは言えるんですかね。どこに使うというために。

○証人（久野 敦君）

会計報告書に明記されていると思うんですけども、それをどういうふう
に記者が酌み取って書くかどうかはわかりませんので、我々の公式コメント
というのは、それを見ていただければよろしいかと思えます。

○委員（町田康則君）

いや、ですから、特損で500億円もね。全国では、自治体の4カ所なん
ですよ。それに対して、500億円と言っているんですよ。そしたら、これ
自体が、ある意味で、今、ものすごく経費が掛っているということで特損ま
で出しているわけですから、この製品は当然ドイツで造られたものをこのJ
F E、川鉄さんのほうでまた改良されたかもしれないけど、実際上は、こう
いうふうにもどこでも経費が掛っている。私どももよそのところからのも取り
ました。掛っています。だからこそ、ここに出したんだと思うんですけどね、
そこについてだけ。

○証人（久野 敦君）

それは個人的な意見を求められているんですか。

○委員（町田康則君）

いやいや、あなたが営業マンとして、本当は社長に、当然私どもは26万
人の代表の前管理者もここに証人尋問として呼ぶようになっていきますから、
あなたが答えられなかったら、J F Eホールディングスの社長を呼んで、こ
の特損はどこに充てるつもりでしたんですかと、聞くしかないんですよ。

○証人（久野 敦君）

私は、その件に関しては、事実を聞かされているだけなので、それ以上の
ことはちょっとよくわからないんですけども。どこに幾らをかけるとか、
そういったことはわからない立場にあるんですが。

○委員（町田康則君）

このJ F Eホールディングスは、会社としては新日鉄に次いで日本で2番
目に大きいですよ。

○証人（久野 敦君）

製鉄メーカーではですね。

○委員（町田康則君）

はい。メーカーとしてですね。ですから、日本を代表する、世界にはばたく企業であって、ここでこんなふうなトラブルが起こっていることを、やっぱりいかにそれに対して対応するのがまずいと思いますよ。

今、トヨタなんかでも、何か。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、時間がありますので、ほかの人に代わってください。

○委員（町田康則君）

ですから、そのJFEの対応に対して、今、裁判をやっていますけど、實際上、色んなトラブルが起こったときもおられた、今、さっき言ったみたいに、水もピットの中に入れた、それでラジエーターファンが違った、そういうのを聞かれてどう思いますか。

○証人（久野 敦君）

個人的な意見ですか。

○委員（町田康則君）

うん、個人的でいいです。個人的で結構です。

○証人（久野 敦君）

我々は、今まで5年間ですか、一生懸命処理をして、現場も一生懸命ごみを減らす努力をして、我々は改善改良工事も自前でして、このごみ処理施設を運転するというふうに真摯に対応してきたつもりです。

ですから、おっしゃられたとおり、我々も社会責任のある立場に会社がありますし、どこにも逃げるつもりはありませんし、しっかり対応してきたつもりです。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっといいですか。また元に戻るかもしれませんが、応札条件の提示がこちらが6億7,500万円やったですね。おたくが5億8,700万円の提示をされましたね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それで、もうこれは変更されて、14億6,100万円、3年間の維持補修費と運転経費ですね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

ということは、4億8,700万円ということですので、1億。

○証人（久野 敦君）

1年間。

○委員長（西口雪夫君）

1年間で用役費が賄えればいいということですね、大体が。元々の計算からいけばですよ。

○証人（久野 敦君）

分けたらということですか。

○委員長（西口雪夫君）

元々組合の考えとすればですよ。

○証人（久野 敦君）

計算上、そうなります。

○委員長（西口雪夫君）

それで、ここに応札提示額がありますけれども、電気が基本料金と改善費を合わせて約4,200万円ですか。そして、ガス料金が6,500万円なんです。約1億円をちょっとオーバーしていますけれども。この範囲内でおさまれば、組合としてもそう高くなかったなと思うんですけども、実際、こちらはまだ運転する前で、全く情報が入ってきていないんですね。組合のほうは稼働する前ですから。

そして、おたくが提出したこの資料、甲第1号証の4の25ページをちょっと提示をお願いします。それと、甲第1号証の2の5ページの提示をお願いします。

（証人へ甲第1号証の2、甲第1号証の4を提示）

そこの下のほうに、おたくから出されておったパンフレットなんですけれども、さらにランニングコスト面でも廃棄物の持つエネルギーで溶融が可能なため新たな熱源は必要としないなど、従来に比べ大幅な削減を可能にしますとありますね。

そして、甲第1号証の4の25ページをちょっと見ていただければ、このプロセスの特徴のところに外部エネルギーとありますね。

○証人（久野 敦君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

これは不要としてあるんですね。熱源としてコークス使用とあるんですけども、これが不要ということは要らないと理解してよろしいんですか。これは宣伝のパンフレットなんですけど。

○証人（久野 敦君）

ちょっと私はこれを初めて見るので、だれが作ったのかもわかりませんの

で。

○委員長（西口雪夫君）

組合にこれが提出されているんですね。熱源が要らない、エネルギーも要らないと判断されるべきなんですけれども、これが6,500万円で済んだらいいですけれども、17年度はガスが3億2,800万円なんですね。ちょうど約5倍です。18年度が5.51倍、3億6,000万円、19年度が5.81倍の3億8,000万円ですね。これはどう思われますか。こんな数字。

○証人（久野 敦君）

ですから、その辺はごみ量とごみ質を勘案して、協議を進めてきたつもりなんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

ごみ質だけでこれだけの違いが出ますか。

○証人（久野 敦君）

それで、今、裁判で色々協議をしているということしか、ちょっと今は言えません。

○委員長（西口雪夫君）

それと、もう1つ、甲第36号証の5の1ページを提示してください。

（証人へ甲第36号証の5を提示）

○委員長（西口雪夫君）

これはメーカーヒアリングの川崎製鉄のほうを見てください。一番最後から2つ目ですね。これは下のほうを見ていただきますと、ガスエンジンが約1,500kwの5基、こことちょうど一緒ですね、7,500kwですね。発電効率が30%以上、発電力量が2,679kw、消費電力が2,085kwということで、600kw売電できるようなデータなんですね。こういったデータが、当時、組合にはこれしかないんですよ。パーセントとかですね。実際、電気が4,200万円で済んでいればいいんですけれども、平成17年度が1億1,300万円、7.89倍、平成18年度が1億8,400万円、12.8倍です。19年度が1億5,800万円で10.95倍、ごみがちょっと多かったぐらいでこれだけの電気、あるいはガスが要るといふのは異常に思うんですけど、どうですか。

○証人（久野 敦君）

ここについてもガスと同じように、今、裁判でまさに議論しているところだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

今、1点だけお聞きしたいんですけれども、今、多分組合が負担しておる

料金と別に、人件費、話によれば、ちょっと多めに採用されておるような感じを受けますので、そういった面でどれくらいのおたくが出しておる金額というのはある程度わかりませんか。

○証人（久野 敦君）

ちょっと今、手元に資料がないので、わかりません。

○委員長（西口雪夫君）

後に大杉さんがいるから、私はよかです、後であれします。

○副委員長（柴田安宣君）

先ほどこの変更覚書並びに覚書に関しては、組合のほうから隠しておったほうがいいですよと言われたというふうなことですけれども、実は、平成19年の9月の第2回の組合議会の中で、ここの管理者が答弁されているんですけれども、これは性能保証に関する覚書の締結をしておりますがということであって、JFEについて、今、公開しますと、企業のノウハウ、または精算方法や保証内容等が3カ年精算でありますので、今公開いたしますと混乱する可能性があることから、JFEから提供については控えてもらいたいとの要望がっております。したがって、可能な限り、記載をしております性能保証に関する概要版をご覧いただきたいというふうなことで、ここの管理者がそう答弁してあるんですよ。

ですから、おたくのほうから頼まれて、混乱もしちゃいかんだろうし、また企業のノウハウということもあって、それを公開しては、こっちのほうじゃなくて、JFEのほうから要望されて公開できませんと。しかも、概要版で対応されていると。

このときは、翌年の20年の2月20日の議会で初めて公開されたわけです。そこは、今度は覚書と変更覚書と2つ同時に公表されたわけです。それは、組合議会からすれば、初めて見た人間ばかりだったものですから、どこまで、色んな取り返しをしながら、何で公表できなかったのかと、不思議でならなかったわけですが、やはり今、聞いても、同じような答えなんですか。あなたたちのJFEのほうから公開は控えてくださいということじゃなかったんですかね。

○証人（久野 敦君）

前半おっしゃられた、精算前に公表すると混乱を招くからというのは、逆に組合さんからそういう話があって、それに対して、我々もそうかもしれないなど。ただ、いずれ見せるものであれば、一度、ちょっといつだったか忘れましたが、我々の九州支社に組合さんと一緒に組合議員さんたちも来られて、その話も議論したことがあったんですけれども、そのときに、今、ある委員の方から、今、変更覚書というものが存在しているんだったら、見せて

みろと。多分組合議員はしていないと思ったんでしょうね。正直、私は、じゃあ、見せようかなと思ったぐらいで。ただ、そこで当時の高田局長も今はちょっと見せられませんからということで制されたという記憶があります。

○副委員長（柴田安宣君）

お伺いしますけれども、今、委員長が指摘された、甲第1号証の4の25ページを提示させてください。

（証人へ甲第1号証の4を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

先ほどは、委員長は左側の新日鉄のほうを指されたんですけれども、私は右のほうを見ていただきたいと思うんですけど、このごみの質が1, 500 kcalの数字をはっきり示して、それで、つまり1, 500 kcal以上のごみ質があれば、外部エネルギーは不要というふうなことで書いてありますよね。

○証人（久野 敦君）

はい、書いています。

○副委員長（柴田安宣君）

ですから、この炉は1, 500 kcalのごみを投入した場合は、ガスエンジンで外部から持ってくるエネルギーは必要ないと。これは基準ごみと言われておる2, 000 kcalじゃないんですよ。1, 500 kcalであっても、外部エネルギーは不要というふうなことで、これを型式の説明の中に書いてあるものですから、このことは理解してあったと思うんですけど、当時は、新日本鋼管とすればそうなんですけれども、ただ会社が出すパンフレットの中でこれを出すということは、責任を持った数字だと思うんですけども、いかがですかね。

○証人（久野 敦君）

すみません、当時はこれにタッチしておりませんでしたし、違う会社だったので、どういう根拠で出したかは、私はわかりかねます。

○副委員長（柴田安宣君）

それで、もう1つ伺いたいんですけれども。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

甲第30号証の3の後ろのほうを見ていただければ、ずうっと協議をされて、議事録ということで、こういう形で残っております。その中で、組合のほうから常に情報提示を求められておるようでございます。あなたの来られた後に、文言の修正だけじゃなくて、例えば、電気がどうなっているのか、千葉工場の分がどうだとか、ごみの質がどうだとか、それから罰則規定とか

いう文言がずっとあるんですけれども、そういう具体的に修正だけじゃなくて、資料として請求された分を、そのときは請求されたとおりの資料を提供されましたか。

○証人（久野 敦君）

組合さんから要望があったものですか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○証人（久野 敦君）

もちろん、そうですけれども、用役に関しての資料、別紙の部分ですね。それに関しては、ほぼ私が来る前に提示されていたので、その修正という形になっています。

○副委員長（柴田安宣君）

この6ページあたりのほうで、真ん中辺にあります。

○証人（久野 敦君）

すみません、ページが振っていないので、何月何日。

○副委員長（柴田安宣君）

振っていないんですけど、数えてもらって。

○委員長（西口雪夫君）

8月12日でもいいですか。

○副委員長（柴田安宣君）

そうですね。7月28日になっておる。

○委員長（西口雪夫君）

いや、そいけん、8月12日の日付のやつですね。

○副委員長（柴田安宣君）

8月12日は。

○委員長（西口雪夫君）

いやいや、これでいいんです。右側に平成16年8月12日木曜日とあって、7月28日の協議をとしてありますから。

○副委員長（柴田安宣君）

ああ、そう。この中で、罰則の修正とか精算の方法案とかということであっておりますけれども、こういうことで、もう当初から20%相当の上限とか罰則等の修正とか運転管理のそういうもろもろの修正協議ということがあっておりますけれども、こういうところに用いる資料というのも出されておるんですか。

○証人（久野 敦君）

資料ですか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。参考になる資料。

○証人（久野 敦君）

いいえ、特に記憶はないですね。修正というのは文言の修正であって、グラフを修正したのは、ちょっと私の記憶がないです。

○副委員長（柴田安宣君）

ああ、そう。

○証人（久野 敦君）

ええ。すみません、その部分は、グラフ等ですから、この前証言した佐藤のほうが技術でやっていたと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

それでいけば、その次の7ページですね。ガスエンジンの維持補修費についてということでここに挙がっておりますけれども、この中で、内容についてをガスエンジンのメンテナンスというところとか、そういうことについての要求が後ろのほうでも出ているみたいですが、こういうメンテナンスはどれぐらいのコストが掛るとかということについての説明はあっています。だけど、これに基づく、根拠のあるような数字等も出されておるんですか。

○証人（久野 敦君）

最終的に、3年間分の3年間分のガスエンジンの定期的なメンテナンスですかね、一部出したと思いますけど。金額というよりか、どこをどれぐらいの間隔で点検するのとか、このタイミングで出してはいないと思いますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

一応50分で終わりたいと思いますので、簡潔にお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

10ページをお願いします。

○委員長（西口雪夫君）

10月15日のやつですか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。この真ん中辺で、千葉プラントの実績と千葉プラントにないものがあるということで、その中で、ガスエンジンの実績がないからわからないとか、カールスルーエの情報がありますかとかいうふうなことで質問をされておりますけれども、千葉工場の内容のデータとかなんとも出してもらえないかという意見だろうと思うんですよ。そういうことに対して、またガスエンジンは実績がないからわからないとかいう答弁があっているみたいですが、これはこのとおりなんですか。

○証人（久野 敦君）

すみません、ちょっとここには書いてあるんですが、こういう議論があったかどうかというのは記憶にないんですけども。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

であれば、参考資料、乙第1号証。

（証人へ乙第1号証を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

組合が変更覚書を取り交わすに当たって、2回も3回もガスエンジンについてのデータとか、そういう内容についての説明をいただきたいという声をここで出してあるみたいです。ところが、おたくのメーカーは既にわからんとか実績がないと言われたから、ここにあります。後ろのほうの参考資料を見てみてください。これでは、ガスエンジンについては平成11年9月からおたくの会社が稼働していると。それで、発電率が100%負荷のときで、バランスを示すことからいけば、発電効率は37%を達成していると、その中で、真ん中辺から後ろのほうに書いてあります。

従来の都市ガス使用のガスエンジンと比較しても、同等の発電効率を達成したと。同時に、35%の熱回収もあり、総合効率は72%に達するということです。それから、50%負荷の効率は33%で、100%負荷と比較すれば、4%減ぐらいで稼働しておるといふ、本当に素晴らしいデータが出ております。

それと、その下のほうに、結論ということで裏のほうにあります。熱分解ガス低位発熱量が約1,500 kcalから2,200 kcalの範囲内で、発熱変動が3%程度でも、一定の発電運転の継続は可能であると。また、②として、100%負荷時の発電効率が37%で、50%負荷時33%程度であり、都市ガス仕様のエンジンと比較しても同等な発電効率であるというふうなことで、もうそのガスエンジンを使えば、LNGを使った発電と同じような発電効率があるということが学会にも発表されてあるわけです。

そういうことを事実上、2001年にやりながら、組合と協議をするときに、そういう実績はありませんとか、千葉工場の分は使っていませんとかいうふうなことで公にしないで、こちら側のほうに必要な実績を出していないとなれば、これはどういうふうに解釈すればいいんですかね。

○証人（久野 敦君）

いや、ちょっと私もこれを見たのが初めてですし、当時、ガスエンジンで色んな資料を出せと言われた記憶は、私はなく、技術的な内容ですので、もしかしたら佐藤のほうにあったかもしれませんが、ちょっと私は担当して

いません。

○副委員長（柴田安宣君）

これからいきますと、2,000kcalなくても、このエンジンは十分稼働していけるというふうに理解するエンジンであるわけですから、私はそういうふうに解釈をします。

○委員長（西口雪夫君）

最後の質問にしてください。

○委員（上田 篤君）

上田と申します。先ほど久野証人が補強工事について、組合のほうから90,000tを超えるごみの処理量を要求されたので、補強工事を行ったと言われましたけれども、これは確かですか。

○証人（久野 敦君）

はい、確かです。

○委員（上田 篤君）

それはいつ、どういう場で言われたんですか。

○証人（久野 敦君）

6月か7月か、ちょっと夏だったと思いますけれども、このままいったら、94,000tぐらいになると。そのためにはどうしたらいいんだということのご相談を受けたので、それにはこういう対策をする必要がありますという項目を作って、その中で、今の4つの補強工事については組合さんのほうから、これは組合から費用を出すと、それ以外はJFEの責任でやってくれということで進めたものです。

○委員（上田 篤君）

じゃあ、そういう正式な契約を取り交わしたわけですね。

○証人（久野 敦君）

正式な契約は、その後に1つ1つ交わしましたが。その場では、そういう議論になって、そこから色々仕様を決めたりとか、見積もりをお出ししたりとか、正式な契約手続をとっています。

○委員（上田 篤君）

先ほどは、改善改良工事については自前でやったと言われましたよね、JFEの自前でですね。

○証人（久野 敦君）

ええ。

○委員（上田 篤君）

この改善改良工事と補強工事というのは、やっぱり性質が違うものなんですか。

○証人（久野 敦君）

そうですね。補強工事については、ごみ量が94,000t来る前提で考えた場合にやらなきゃいけないことということで、組合さんも合意していただいた。改善改良工事に関しましては、当時はもうずうっとごみを処理して、炉を止めずに、ちゃんとしたメンテナンスもできずに動いていましたので、かなり炉の状況が悪かったと。このままいったら、ずうっとこの負のスパイラルがついてしまうと。ただ、その原因が組合さん側にすべてあるのか、我々にあるのか、どうしても議論しても決着しないと。このお金はどうすべきかとか。

そういう中で、我々のほうでもう判断して、ちゃんとしたメンテナンスをさせていただいて、炉をリセットしたいと。その上で、しっかりとした操業に戻りたいと。これは我々のトップが決めたことですから、それで対応した次第です。廃棄は違います。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員、あとまだ大杉証人がいらっしゃいますので、そちらでお聞きしていただきたいと思います。

以上で、久野敦証人に対する尋問を終了します。

証人におかれましては、長時間にわたり、ご協力いただき、ありがとうございます。心からお礼申し上げます。証人、ご退席ください。

（証人退席）

休憩をとりまして、2時から委員会を再開します。

（午後1時52分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

傍聴人の皆さんにお願いいたします。

委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は退場していただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

これより議事に入ります。

なお、証人の大杉仁氏より、お手元に配付のとおり補佐人同伴許可願が提出されております。

お諮りいたします。補佐人の同伴の許可をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

異議なしと認めます。よって、補佐人の同伴を許可することに決定いたしました。

それでは、証人の入室をさせてください。

（証人入室）

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところご出頭いただき、誠にありがとうございます。何とぞ当委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようにご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねいたします。

先ほど記載いただきました出頭カードについて間違いはありませんか。

○証人（大杉 仁君）

間違いありません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならぬことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言をください。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

ここで、報道機関各位に申し上げます。テレビカメラ、写真等の撮影を中止してください。

傍聴人を含め全員ご起立願います。

それでは、大杉仁証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（大杉 仁君）

宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成24年4月26日 大杉仁。

○委員長（西口雪夫君）

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名、捺印をしてください。

（宣誓書署名捺印）

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求めた範囲を超えないようお願いいたします。

また、こちらから質問しているとき、また証言をされる際も着席のままです。

証言をされる際には委員長の許可を必要としませんが、補佐人へ相談される際には委員長の許可を必要とします。

また、補佐人へ相談されることは法的な助言のみに許可させていただきますので、ご承知おきください。

補佐人に申し上げます。

補佐人は、証人が委員長の許可を得て相談をした際に証人に対して助言をすることはできますが、委員会において発言をすることは認められておりません。発言される場合には退場を命じることもありますので、ご承知おきください。

なお、録音をしておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

それでは、これから具体的に質問に入らせていただきます。

大杉仁氏の質問をまず松永委員よりお願いいたします。

○委員（松永隆志君）

どうもこんにちは。お疲れさまでございます。諫早市議会議員の松永でございます。よろしく申し上げます。

まず、大杉証人のこのクリーンセンターに関する係わり、いつぐらいからいつぐらい、そして、どういう業務に携わっておられましたか、その辺をお答えください。

○証人（大杉 仁君）

2004年の10月、何日か忘れましたが、ぐらいから諫早のほうに居を移しまして試運転の取りまとめを行いました。2005年の4月から竣工いたしましたして、2008年の6月エンドまでこの施設の所長をさせていただきました。

○委員（松永隆志君）

ということは、2005年、ちょうど本格稼働から3年ぐらいの間のこの所長をしておられたということですね。

○証人（大杉 仁君）

はい、現場の所長をしておりました。

○委員（松永隆志君）

今現在は、どちらにおられますか。

○証人（大杉 仁君）

今現在は、4月からやっぱり同じ産廃をやっているところなんですけど、4月から子会社に出向いたしました。

○委員（松永隆志君）

そこはサーモセレクトのある。

○証人（大杉 仁君）

サーモセレクトもやっていますし、メタン発酵だとか、それから、そういうのを何ていうんですかね、汚泥処理みたいなやつだとか、それをやっています。

○委員（松永隆志君）

ここのデモ機といいますか、実証機のあれではないんですか。

○証人（大杉 仁君）

99年ぐらいに立ち上げたやつなんですけど、千葉のそこも私の今見ているところの施設です。

○委員（松永隆志君）

今の千葉では、このサーモセレクトの当初は実証機と言われた機械、毎日何千人も視察が来られるような機械が据わっていたそこで、今もその機械は動いているんですか。

○証人（大杉 仁君）

産廃でやっております。操業しております。

○委員（松永隆志君）

それは今は余人には見せんようにしておられるんですか。

○証人（大杉 仁君）

基本的には人にといいか、お客さんとか、それから地域に開かれたということで色々地域の方なんかが見に来た場合には工場見学とかというのはございますけどね。

○委員（松永隆志君）

ただ地域の方限定ぐらいですか。

○証人（大杉 仁君）

大体我々の商売に、あと地域で例えば、産廃を持ってこられるお客さんがおられれば当然見に来られるというパターンですね。

○委員（松永隆志君）

なるほどですね。私も1回は見せていただこうかなと思って計画したら断られたもんです。やっぱり遠方の方はだめということかなと思ってですね。それは関係ございませんので。

そしたら、実際に今、向こうの工場やなんかでの処理経費とかなんかのあれはきちっと出ておるわけですよ。（「はい」の声あり）

何かの機会があったら、ちょっと勉強させていただこうかなと思いますので、よろしくお願いします。

そしたら、今回私のほうからお伺いしたいのが、もう稼働してからの所長さんですから、後もってほかの委員からその辺の技術的なもの、そして実際の状況を質問あるかと思えますけど、私のほうからは、ここの施設建設に至る発注仕様書とかなんかについての確認だけさせていただきます。なぜかといいますと、当然この施設の前提条件といいますか、どういうことでこの施設がつけられたということでその辺を押さえたいと思っていますので、まず甲第3号証をご提示お願いします。

(証人へ甲第3号証を提示)

○委員（松永隆志君）

ここに発注仕様書がございます。これは、この施設建設に当たりまして諫早市初めこの広域の市町で当初この施設建設を計画したわけですが、その折に色んなメーカーの方々、もちろんガス化溶解炉方式以外のものも当初検討していた中で、こちらとしてはどういうふうなものがここの施設で欲しいかということでまとめ上げたのがこの発注仕様書です。これ見られたことありますか。

○証人（大杉 仁君）

見たことはありますが、直接担当は当然しておりませんでしたので。

○委員（松永隆志君）

当然、書類かなんかでずっとその過去からのあれで事務所やなんかにも備えてあったんじゃないかなと思いますけれども、所長さんですので、一応目は通されたかと思えます。

この3ページをご覧くださいますと、ここの施設の当初からの計画というのが、公称能力で指定されたごみ質の範囲内で300t、24時間ということで、こういう施設が欲しいなということで計画されています。指定されたごみ質というのは、次のページ、4ページにあります。1、100から2、800、これはこの地域の家庭系のごみなんかを調査してこのくらいになりましたということなんですけれども、これは見られたままだと思いますけれども、これはもう間違いございませんですね。これも前見られたのと同じでしょう。

○証人（大杉 仁君）

恐らくこれが正しければそうだと思います。中の数字は私はわかりませんが。

○委員（松永隆志君）

書き替えてはおりませんので。それで、ここの中で挙げておるのが221t、3ページの真ん中のところで、なぜ300tの炉が欲しいかということのものとの数字がここに書いてあります。221t、これはそこにありますよ

うに目標年次というのが平成21年度にこの地域全体から日量これくらいの量が出るだろう。そして、ごみ質については先ほどのようなごみ質だと。だから、これが365日出てくると80,665tになると。だから、そのときの数字80,665tをまず21年としては処理できないといけないよというので前提があったわけですね。そして、その稼働日数やなんかを勘案して、ここに計算式がありますけれども、これで日量300t、こういう炉を造ってくださいというこちらの基本的計画があった。これはもう間違いございませんですね。見られたとおりで。

○証人（大杉 仁君）

ここに書いてあるとおりでしょうね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、甲第4号証をちょっとお示してください。

（証人へ甲第4号証を提示）

○委員（松永隆志君）

これが入札指名業者への応札条件なんですけど、先ほどの発注仕様書というのは大体こういうふうな能力、炉の規模とか、そして、こちらが考えているごみ質処理能力について示したもので、この応札条件の中で年間経費というのをここで押さえているわけなんです。これも見られたことはありますよね。

○証人（大杉 仁君）

これは見たことはないんじゃないかと思います。

○委員（松永隆志君）

事務所やなんかにも備えつけてはなかったということですかね。

○証人（大杉 仁君）

目に見えたかどうかというのは覚えておりませんが、この書類を明確に覚えてはいないですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、その2ページをお開きいただきますと、ここでごみ焼却施設と、一番下、四角で囲った中で6億7,500万円という数字が書いてあります。これ年間ですね。トンに直すと8,368円になります。言ってみればその下に書いてあります。応札される場合は、ごみ焼却施設の年間平均経費、年間で6億7,500万円以内におさまるようにしてくださいと。そういう方々をお願いしたいんですよ。これ応札の条件です。そして、この年間経費というのは保証事項となります。だから、それぞれのところはどれくらいの経費でできるかということを示したわけです。だから、それに対応して入札に参加しようという会社は、自分のところはこれくらい年間で処理

しますよ。年間平均経費としてこれくらい出ますよというので出したのが甲第5号証。甲第5号証書を。

(証人へ甲第5号証を提示)

○委員(松永隆志君)

これが川崎製鉄さんですね。当時の川崎製鉄の大阪支社長名で今の応札条件にこたえまして、川崎製鉄としては年間経費内訳書の中でこういうふうな一番下のほうに記載ございます。トン当たり7,271円、その前に色んな諸経費こういうものを積算書いてあります。そして、トン当たり7,271円、そして年間これ80,665tと想定して5億8,652万8,000円でできますよということが出されております。これも書類として間違いございませんですね。これも見られたことはありませんか。

○証人(大杉 仁君)

あったんでしょうね。確実にははっきり覚えていませんが。

○委員(松永隆志君)

それで、このごみ1t当たりの処理経費として7,271円、これについては実際の処理に当たられる経験十分お持ちの方としては、これは処理できる経費とお思いですか。

○証人(大杉 仁君)

これは個人の感想という意味ですか。

○委員(松永隆志君)

はい。個人的に結構です。

○証人(大杉 仁君)

前提条件を成立させるんだったらこうだと書いてあるんだから、こうでしょうね。ちょっとすみません。そういう意味ではわかりません。

○委員(松永隆志君)

もう川崎製鉄さんとして自信を持って出してこられた数字というふうに思いますので。

○証人(大杉 仁君)

そうなんですか。いや、私はわかりません。

○委員(松永隆志君)

はい、と思いますので、それが、というか、佐藤証人にちょっとお伺いしましたら、とてもこんな安い経費じゃできないと、自分は来た当初から思っていたと言われたんですよ。

○証人(大杉 仁君)

佐藤がそう言っていたんですか。

○委員(松永隆志君)

はい。当初からこんな数字ではなかなか処理できるものじゃないと自分は思っていたという証言があったんですけれども。

○証人（大杉 仁君）

正確にそう言ってたんですか。

○委員長（西口雪夫君）

ここで証言されました。

○証人（大杉 仁君）

今の同じ文言で。

○委員（松永隆志君）

文言はちょっとこれを起こさなければあれですけれども、とにかく5億8,700万円、この数字ではおさまらないということを当初来たときから認識しておったということは言われました。これは佐藤証人の発言ですので、大杉さんとしてはその辺は何とも言えないということですか。

○証人（大杉 仁君）

いや、前提条件がちょっとわかりませんし、それから経費のことについては基本的には後から言われるんだと思いますけど、変更覚書でしたか、あれに従ってやる。要は優先順位みたいなやつがありまして、一番優先度の高いものを基準にしてやるというようなことがあったと思うんですけど、それとってそれに対して今、まさに裁判している最中ですので、ここで何か述べるというところはちょっとそぐわないような気がしますね。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

そしたら、元々ありました応札条件というので金額提示がしてあります。そして、年間経費内訳書がございます。そして、覚書の中で年間経費というのが掲載してあります。この数値というよりも、最終的には変更覚書というものの中で決めたものが優先順位からいくと優先するというお考えですかね。

○証人（大杉 仁君）

考えではなくて、どこかにどれを幾つかこういう公文書みたいなのがあったときに優先順位をどうするというのが書いた書類があったんじゃないかなろうかと思います。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

そしたら、次に甲第8号証をちょっとお示してください。

（証人へ甲第8号証を提示）

○委員（松永隆志君）

これが性能保証に関する覚書でございます。この中の3ページに5という

ことで用役費、副産物再利用経費、維持補修及び人件費の保証ということで、本施設の用役費以下こうで、総額は年間平均5億8,700万円、これは年間平均、ずっとここまで引継がれているのが年間平均経費なんですよね。こういうことで書いてございます。ここも書いてあるとおりですので、この辺まではもう見られたままだと思いうんですけれども、間違いございませんですね。

○証人（大杉 仁君）

すみません。私自身は、このあたりの覚書とかその辺のところは…。

○委員（松永隆志君）

タッチしておられない。

○証人（大杉 仁君）

担当していないので、今、こういう文書があるんだと言われれば、こうですぬというぐらいしか言えません。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

そして、その後、今度は甲第9号証、これについてはもうご記憶あるかどうかと思います。甲第9号証を。

（証人へ甲第9号証を提示）

○委員（松永隆志君）

これはよくお読みになっているやつだと思いうんですけれども、結局JFEが実際のここを造るに当たって、こういう性能のものでこういう仕様でやっていますよというものの実施設計の文書ですよ。ここはもう十分把握しておられると思いうんですけれど、間違いございませんか。この中なら聞かれても大体全部わかりますよという。

○証人（大杉 仁君）

すみません。こういう図書がここにあるというのはわかります。この中の例えば設計の思想だとか、そういうところら辺は物によってはわかる場所もあればわからないところもあるんじゃないかと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、大杉さんの場合は実際の運転とか、そういうところに係る責任者をしてもらったということで、そもそもの機械の設計、そりゃ運転に係わられる部分とかなんかは理解しているけれども、それ以外のところはちょっと何とも言えないところもあるということですね。

○証人（大杉 仁君）

質問にもよると思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、実際の運転のところとちょっとあれですけども、1の2の1というところを開いてください。

そこに、これは公称能力300tということで書いてあります。これは発注仕様書でこちらから300tの処理能力ということでお願いしてあるわけです。3炉で300tということですから、これは言ってみれば3炉運転を1つの前提にした数字だと理解してよろしいんですよね。

○証人（大杉 仁君）

運転ですか。ここの発注仕様というか、このページで言えば3炉で300tだというふうに書かれてあると。

○委員（松永隆志君）

だから、こちらも3炉で300tの能力を出してくださいということは、その3炉で300t動かしていけますよという数字でしょう、これは。

○証人（大杉 仁君）

公称能力が100t掛ける3で300t/日だということを書いてありますね。

○委員（松永隆志君）

だから、3炉運転は前提だったんでしょ。

○証人（大杉 仁君）

3炉運転が前提だという意味が、申し訳ない、意味がちょっとわからないんですが。ここに書いてあるのは、能力は300t/日だというふうに書いてあるだけですね。どういうふうに運転するのかということの質問というか、その答えをここに書いてあるわけではございませんので、100t/日のものが3炉ですよということを書いてあるだけですね。

○委員（松永隆志君）

だから、実際の運転をされていて221tということは、単純に1炉100tならば2炉ちょっとかかるわけですよ。もちろん1炉100tじゃなくて120tになると思いますけれども、基本的前提としては1炉100tならば、221tで365日回していくならば、それはだけど、そういかないうちからということで300tということは、大体もちろん休ませたりすることはあっても、3炉運転というのが基本的にそれはもう十分いつでもできますよというものがここに示されているというふうな理解でよろしいんですか。

○証人（大杉 仁君）

そういう理解ではないかと思います、これは。

○委員（松永隆志君）

どういうふうな理解すれば。

○証人（大杉 仁君）

これは理解とかいうんじゃないで、これ書いてあるというだけですから、これをどのように操業上運営していくかというのは、その時々やり方というか、実情に沿ったやり方で運営していくんだらうと思います。

○委員（松永隆志君）

それは例えば、ごみが増えてちょっと量的にしくちやいけないというときは3炉運転にすぐ切り替えたりとか、ちょっと炉を休ませてメンテをやったりするときは2炉とか、そういうものじゃないんですか。

○証人（大杉 仁君）

そういうものだと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、いつでも対応できるような形で3炉の回す能力は、はなから持っているということですね。

○証人（大杉 仁君）

これは炉の能力を書いてあるページですね。年間の運転計画というのは恐らく今でも同じだと思いますけど、あえてという言い方かどうかちょっとわかりませんが、基本的には2炉がベースで、その分だけで賄えないタイミングで3炉をやるとというのが適切な言い方なんじゃないかと思いますが、これではそんなことは書いてないですね。

○委員（松永隆志君）

わかりました。申し訳ありません。

これはあれですね、その前提となるもので、3炉300tということがあったので、申し上げたまでですので、実際のところ運転としてはそうだろうと思いますけれども、量とかなんかが増えてきて、緊急にしろ1炉は通常は休ませながら、何か量が増えてきたなといったら即3炉運転にできるような施設の中身は備わっているということをお聞きしております。

○証人（大杉 仁君）

即というのをどういうふうなとらえ方をするかは別にしまして、それなりの準備をすれば休ませている2炉ベースのところから3炉目を立ち上げるということは当然できると思います。

○委員（松永隆志君）

できるということですね。

○証人（大杉 仁君）

もちろん2炉目をやっているときに3炉目が例えば炉の修理をしているとか、そうするとメンテをした後でないと立ち上げられない、当然そういうふうな状態ではありますから、即ということを厳密に言うとそぐわないと思いますけれども。

○委員（松永隆志君）

それはもうわかります。

例えば、一度緊急に壊れたりすると、その休んでいる炉がぴっと動き出すと。

○証人（大杉 仁君）

タイミング。

○委員（松永隆志君）

そりゃ時間はかかると思うんですよ。炉を動かすのに。そして、場合によっちゃ3炉ちよつとごみが多かったりすると3炉同時にも回せるということですよ。

○証人（大杉 仁君）

可能性の話だけで言えばそうだと思いますね。

○委員（松永隆志君）

実際にこの試験運転やなんかのときも3炉運転とかなんかもしておられるということは、それは前提として3炉回すこともちゃんと想定されているということですね。

○証人（大杉 仁君）

2炉ベースでも3炉やるタイミングがあるよということは当然想定しておりますし、それから3炉300tというのは、恐らく引渡性能試験のことだと思いますけど、どういう試験方法をするかということと、もちろんコンサルさんとでやっていただいて承認されたやり方でもってやるということですから、そのときに3炉300tだったと思います。

○委員（松永隆志君）

私も引渡性能試験とかなんかも見せていただいて、3炉回せば300tの数値で順調にいつている成績なんか見まして、ああ、これはもう300tがいけるそもそも備わった能力かなという。

○証人（大杉 仁君）

それが引渡性能試験の試験項目でございました。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

そしたら次に、1の2の2ということで書いてあります。ごみ質ですけども、このごみ質というのは、これは産廃と違いまして、言ってみれば一般家庭からの廃棄物ですから、生ごみがあればプラスチック系の、だからカロリーの幅も広いわけですよ。一定しないと思うんですよ。ごみとして。それは間違いございませんですよ。

○証人（大杉 仁君）

すみません。ちょっと意味がわからないんですが。

○委員（松永隆志君）

だから、ここの地域で集めてこられるごみというのは家庭系のごみですので、産業廃棄物のように何か1カ所から出てくる近い均一のものではなくて色んな種類のごみが集まっているから、カロリーだって変動幅があるんですよ。

○証人（大杉 仁君）

それは組成で書いてある前提条件ですよ。

○委員（松永隆志君）

その前提条件をお尋ねしているんです。

○証人（大杉 仁君）

前提条件は我々が提示したわけじゃないわけですから、こういう前提条件を与えられているということですよ。

○委員（松永隆志君）

そして、実際考えても家庭系のごみ、もちろんJFE、川製さんも産廃処理のための炉じゃなくて、家庭系とかそういうものに対応するための炉であるから、こういうふうな幅のあるごみ質のものでもちゃんと処理できますよというのが大きなうたい文句だったわけですよ。

○証人（大杉 仁君）

すみません。それが大きなうたい文句かどうかというのはちょっと今のことはわかりませんが、元々提示された前提条件の基に設計しているというのがこの実施設計図書なんだと思います。

○委員（松永隆志君）

だから、提示された条件をクリアするというのがここに書いてあるクリアしますよということで書かれているものですよ。実施設計書。

○証人（大杉 仁君）

それはそうだと思うんですが。

○委員（松永隆志君）

そうしないと実施設計書が成り立ちませんよ。そんなのはできません、できませんと書いてあったら、それはおたくじゃなくてほかのところで造りなさいということになりますから、これはできますよということでこういうやり方でやりますよということが前提条件ですよ。

○証人（大杉 仁君）

正確な言い方をすると、この組成で書いてある計画のごみ質というのが、低質ごみから高質ごみはこんな範囲だというふうに提示されているということだけだと思いますけれども。

○委員（松永隆志君）

提示されていて、そしてここに建設した炉はそれを全部クリアできる炉であると。

○証人（大杉 仁君）

クリアというのはちょっとよくわかりませんが。

○委員（松永隆志君）

そのごみ質のものであれば、年間ここにあります量、日量300tに対して処理ができますよ。

○証人（大杉 仁君）

だと書いてありますね。

○委員（松永隆志君）

ということで、あくまでも今申し上げているのは、ここに書いてある前提条件を押さえているだけのことで、何もその言葉じりとして何とかしようというものではございませんので、ただ書いてあることをきちっとそうですよねという押さえですので、何もそんな注意される、用心して引っかけようとか、そんなことしているわけじゃございませんので、安心してお答えください。書いてあるとおりということで。

そうやってきてますと、今度は最後に変更覚書ですので、甲第10号証をちょっと。

（証人へ甲第10号証を提示）

○委員（松永隆志君）

この辺も今から提示しますが、この中身についてはもちろん大杉さんは実際運転のほうですので、後もってそちらのほうから質問する委員がおりますので、私のほうからはこれまでちょっと確認させていただきます。

これが変更覚書でございます。覚書と変更覚書、この変更覚書も見られたことないでしょう。

○証人（大杉 仁君）

変更覚書に、これが、一番優先順位が高い文書じゃなかったかと思いますが。

○委員（松永隆志君）

これは見たことはあられるわけですか。

○証人（大杉 仁君）

はい。

○委員（松永隆志君）

覚書は見たことないけど、これはある。

○証人（大杉 仁君）

ちょっとすみません。恐らくこれをベースにしておったんじゃないかと思いますが。

○委員（松永隆志君）

そしたら、運転に対する考え方は、これをベースにしておられたということですね。わかりました。あと詳細については、後、質問があろうかと思いますが、まず、この覚書の経緯とかなんか、この協議の中身とかなんかは当然ご存じないですよ。

○証人（大杉 仁君）

はい、それはわかりません。

○委員（松永隆志君）

もう運転する以降のことですよ。わかりました。そしたら、覚書が締結とかの時期とかなんかで今、ちょっと問題になったりしているんですけども、その辺のことについても何も聞かれてもおられないということですよ。わかりました。

それでは、私のほうからの質問は以上です。

○委員長（西口雪夫君）

次、上田委員。

○委員（上田 篤君）

私は、雲仙市議の上田といいます。よろしくお願ひします。

私は、主に補強工事関係についてお尋ねします。先ほど久野証人からもちよつと聞いたんですけども、この補強工事、4種類の補強工事、これが行ったのが組合側から94,000tでしたっけ、そのごみ量に対応するように改善してほしいと言われて補強工事をやったということですよ、これは間違いはないですか。

○証人（大杉 仁君）

はい、間違いありません。

○委員（上田 篤君）

大杉証人は当時の所長ですから、詳しくご存じだと思うんですけども、いつ、どういう場で、だれが参加してそういう話になったのか覚えていませんか。

○証人（大杉 仁君）

それはちょっと私は覚えていないんですが。要は、私は施設の運営をしておったので、組合さんからの相談というのは、もともと80,665t/日というのがベースというか、それが基準みたいな感じになっておったんですけど、それを大きく上回るような量にどうもなりそうだと。92,000か3,000か4,000かちょっとお忘れしたけど。それで、恒久的に

は9万何千t体制するにはどういうことをしたらいいかということ相談を受けて、それで、要はどのような技術的なアプローチというか、どういうことをやったらいいのかというのを会社と一緒に全体で協議して組合さんにご提案して、採用された分が幾つかの工事だというふうに思っております。そのときに、元々のご質問は、だれがどこにとかというようになると、正確にはだれがだれにとかいうんじゃないですけど、組合さんがJFEに対して依頼されたというやつだと思っております。

○委員（上田 篤君）

その場でこの4種類の工事すべてが提案されて、組合はそれを了承したわけですか。

○証人（大杉 仁君）

細かいやりとりはもう覚えておりませんが、採用されたのがその4つだったんだろうと思いますね。ちょっともう記憶がないですけど。そこに修練するまでの間に、要は1つ1つについてもスペックとかありますから、どういうことをやっていったのかという過程まではちょっと私は覚えていません。

○委員（上田 篤君）

ということは、これは4種類の工事ですが、これ以外にも幾つか提案されて、じゃ最低4つやってもらおうということになったということですか。

○証人（大杉 仁君）

どんな感じだったのかももう忘れたので、ちょっと覚えていませんが、いきなり4つどんと出てきて、この4つ全部やりましようと言ったんじゃないんじゃないかと思いますね。色々と協議したんじゃないかと思います。

○委員（上田 篤君）

私ちょっと不思議に思うのは、今、裁判ではこの補強工事に掛ったお金です。こっちは請求していますよね。組合側ですね。JFE側に対してですね。

○証人（大杉 仁君）

90,000何千t体制にする改造の案件という意味ですね。

○委員（上田 篤君）

はい。4種類の。

○証人（大杉 仁君）

組合さんが我々に請求されている。

○委員（上田 篤君）

はい。正式な契約したのに、そこで正式な契約してお金を払いますよということになったのに、私は裁判でそれを請求するのはよくわからないんですけど、何かその辺あります。

○証人（大杉 仁君）

いや、すみません。私たちは請求されることを指示しているわけではないので、今の質問の意味がちょっとわからないんですが。

○委員（上田 篤君）

正式に組合側からお願いをして工事をやってもらったのに、その代金について。

○証人（大杉 仁君）

私の認識は、組合さんから依頼受けて、ご提案させてもらって、発注契約みたいなものを結んで、要はお金なんかのやりとりも当然あると思いますけど、それで正式に受注を受けて建設した工事ですから、何というか、それはそれだけだろうと思うんですけど。

○委員（上田 篤君）

それで、正式な工事だから請求されるのは不当だと。

○証人（大杉 仁君）

いや、それに対してじゃなく、普通に発注受けた工事だと私は認識していますというだけです。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

じゃ次、具体的に工事の内容についてお尋ねします。

まず、最初に行われました排水処理設備増設工事ですね。これ大体どういう工事だったのか、要点だけで結構ですので、お願いします。

○証人（大杉 仁君）

これは塩製造の中の、どう言ったらいいんですかね、フィルタリングみたいなものをして塩と水とを分離するような装置を複数系列でもって要は切り替えて、いわゆるとめてメンテするというのをせんでもできるように改造するやつだったんじゃないかなと思いますけれども。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

甲第35号証の1の提示をお願いします。

（証人へ甲第35号証の1を提示）

○委員（上田 篤君）

その仕様書の部分を示してください。

（証人へ仕様書を提示）

○委員（上田 篤君）

その2ページの上のほうに一般概要とありまして、本工事は、県央県南クリーンセンターへのごみ搬入量が計画ごみ処理量を上回ることを予測されるため、能力を増強する必要がある排水処理設備の増設工事を実施するもので

あるとありますけれども、このときの予測したごみ搬入量、計画ごみでは80,665tだと思いますけれども、その予測したごみ搬入量、もう一度お願いします。どれぐらいだったのか。

○証人（大杉 仁君）

すみません。私が予測したわけではないので覚えておりませんが。

○委員（上田 篤君）

しかし、組合から提示があったにしても、その数字を確認した上で契約したわけでしょう。

○証人（大杉 仁君）

そうだと思います。

○委員（上田 篤君）

わからないんですか、それで。

○証人（大杉 仁君）

どうおっしゃられたのかというのが90,000tだったのか、92,000tだったのか、93,000tだったのか、そういう数値は今、覚えていませんという意味です。

○委員（上田 篤君）

覚えてないということですね。

○証人（大杉 仁君）

はい。

○委員（上田 篤君）

わかりました。

次、甲第13号証、資料提示をお願いします。

（証人へ甲第13号証を提示）

○委員（上田 篤君）

この2ページですね。2ページ見てください。この中段に、先ほどもちょっと示されましたけれども、表の2-2というのがあります。5のごみ量ですね。17年度から20年度までまとめてありますけれども、このデータはこれまで見られたことがありますか。

○証人（大杉 仁君）

どう言ったらいいんでしょう。搬入量のデータとしては把握はしています。わかります。操業しておったんですから。ただ、これが何を意味しているのか、すみません、わかりません。わかりませんという意味は、そうですね。そこまでに留めておいたほうがいいですよ。

○委員（上田 篤君）

私は、単純にごみ量が17年度83,527tだったと、18年度が84,

450 tだったと、そういう数字だと思って今からちょっと質問しますがけれども、ここに17年度から20年度まで4年間ありますけれども、これで見ても一番多かったのは18年度の84,450 t、計画ごみ量の104.7%です。確かに計画よりは多いには多いですけども、余り大きな違いはないように思うんですね。どうでしょうか。大きな違いでしょうか、それともそうではないでしょうか。

○証人（大杉 仁君）

まず、この表だけを見て80,665 tに対して何%かと言われておられるんでしょうか。

○委員（上田 篤君）

はい。

○証人（大杉 仁君）

この数値が真実であるならばね、百何%だと言われるのはそのとおりでしょうね。ただ、それが多いか少いかは別にいたしまして。もしも上田委員が県央県南広域組合で本来処理しなければいけない2市15町村の、今は4つの市ですかね、その当時の総量だというふうに思われているんですしたら、それは恐らくちょっとした誤解ではないかとちょっと懸念いたしております。

○委員（上田 篤君）

その誤解の中身はどういうことなんでしょう。

○証人（大杉 仁君）

平成17年度と19年度は長崎市にごみを委託しているんですね、発生しているごみをね。ですから、17年度で言えばちょっとうろ覚えですけど、86,000 tかぐらいのオーダーだったんじゃないかなと思います。19年度も78,000 tとかという値ではなくて、82,000 tとかそんなオーダーだったんじゃないかな。要は長崎市に入れた分という意味ですね。要は幾らかの分を毎年長崎市に委託してその分だけ減らしてこちらにやるんだとするならばこの値でしょうけど、恐らくそういうことはずっとおやりになるわけじゃないと思いますから、何となくこれはミスリードした値になっているなという気はしますね。

済みません、もう1つ言わせていただくと、先ほどの90,000 tか91,000 tか90,000 t幾ら、ざっくり90,000 tという言い方をするのは、あれは確か始まって当初の話だったと思うんですよ。平成17年の始まった当初、当初というか、4月、5月、6月とかというオーダーがありますけど、要は、その最初の4月、5月、6月とか、4、5、6、7とか、その4カ月間ぐらいの分を例えば3倍したらどんな値になるかといったときに、それがまさに90,000何千tぐらいなやつですね、年間の

ごみ処理量というのは、例えば、2月は少ないとか、どこか少ない時期もあれば多い時期もあるとかというのがありますから、最初の4カ月を3倍した値がどうかという議論はもちろんあるんですけど、少なくとも平均的に80,665t、ざっくり80,000何百tとかという値のペースに比べると、えらい多いなというような感じであったのが平成17年の最初だったと思います。というわけで、これはえらいたくさん来るよということで組合さんから90,000tかなんかの言い方はちょっと正確じゃないですけど、要は90,000tぐらいの体制やるのにどうしたらいいのということでさっき言った4つの提案とかさせてもらってやったんだと思っておりますがね。

○委員（上田 篤君）

17年度と19年度確かに長崎市とか、19年度は菊池ですかね、これに持っていったということで聞いておりますけれども、それでも多くて86,000、17年度が86,000ぐらい、19年度が82,000tぐらいですかね。確かに80,665tと比べれば多いですけども、それでも1割、何%でしょうか。7、8%でしょうかね。107、8%でしょうかね、86,000tとしてですね。そう私は多いような数字じゃないような気がするんですね。例えば、こういう機械については大体何でもきっちり造るものじゃなくて余裕持って造るものでしょう、設計するものでしょう。例えば、10%から15%ぐらい少々来ても対応できるように造るもんだと私は思うんですけど、その点どうなんですか。

○証人（大杉 仁君）

まず、発注仕様書に書かれているとおりの分だろうと。発注書じゃなくて、実施設計図書でしたっけ、実施設計図書に書かれているとおりのもんだと思いますし、それから処理する契約というんですかね、それは年間80,665tやりなさいと、これがタスクだと、こう思っておりましたけれども。

○委員（上田 篤君）

もちろん契約はそうですけれども、例えば、これは甲第18号証を見てもらっていいですか。

（証人へ甲第18号証を提示）

○委員（上田 篤君）

その8ページですね。8ページの上のほうに、これは土井勝好さんの証言に出ているんですけども、これはもちろん公式な見解じゃないでしょうけれども、その4行目から建設当時に被告の担当者へ、稼働後は300tの処理は大丈夫でしょうねと尋ねたときも、2割ほど余裕を持った施設ですから大丈夫ですという話があったと。これは1つの記憶ですけども、私は大体機械の設計というのは本来そういうものだと思うんですよ。もちろん契約

は契約どおり保証があればそれは文句が言えないんでしょうけれども、当然それをわずか数%超したらその機械が動かなくなると、そういうもんじゃないと思うんですけどね、どうなんでしょうね。

○証人（大杉 仁君）

すみません、ちょっと補佐人と相談させていただいてよろしいですか。

○委員長（西口雪夫君）

今のは法的なこと関係ないでしょう。そうでもない。

○証人（大杉 仁君）

例えば、尋問の中に、意見を述べるという質問は質問しないと、こう委員の尋問等についての2番の、留意するという中のウの中のAのところに書いてございますので、これはそれに相当するのかどうかということをお補佐人に相談しようかと思ったんですが。

○委員長（西口雪夫君）

何番ですか。

○証人（大杉 仁君）

(2)のウの(A)です。

○委員長（西口雪夫君）

意見の陳述を求める質問ですか。

○証人（大杉 仁君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、質問に変えてください。

○委員（上田 篤君）

それでは、お尋ねしますが、この排水処理設備増設工事によってどういう効果が出たか覚えておられますか。

○証人（大杉 仁君）

ROを止めないで切り替えて操業ができるというふうになりました。

○委員（上田 篤君）

処理量はかなりアップしたんですかね、この工事によって。

○証人（大杉 仁君）

処理そのものは系全体の幾つかのネックのポイントがありますから、これだけで全部できるというわけじゃないと思いますけれども、能力は有したということになるんですかね。実際にこれで90,000tやったのかと言われたら、皆さんご存じのとおり90,000tもやってないんじゃないですかね。

○委員（上田 篤君）

それはわかりましたけれども、実際目に見える効果が出たということじゃなかったんですか。

○証人（大杉 仁君）

目に見える効果という意味では、止めずに切り替えてできるということで効果はあります。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

じゃ、次に移ります。この負担ですね、これは当然先ほどもあったように組合側が負担したということで、3,979万5,000円組合が負担しております。しかし、今、裁判でも争っておりますけれども、私は次のような確認事項からも、これはJFE側が持つべきじゃないかと思うんですよ。甲第3号証の資料提示をお願いします。

（証人へ甲第3号証を提示）

○委員（上田 篤君）

27ページが一番上のほうですね。保証期間とありまして、そこに保証期間中に生じた設計及び施工並びに材質及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造、または取替えを行わなければならないと、これがありまして、私これ見てこういう工事は当然JFE側の負担であるべきじゃないかと思ったんですが、そうではないんですかね。

○証人（大杉 仁君）

そうではないと考えたので、組合さんがその当時発注していただいて我々は受注したんだと思いますが。

○委員（上田 篤君）

あと同じような文章が出てくるのが、甲第30号証の1の資料提示をお願いします。

（証人へ甲第30号証の1を提示）

○委員（上田 篤君）

この1の6の2というところですね。甲第30号証の1の6の2、一番上のほうですね。これは当時の川崎製鉄株式会社が作った契約設計図書ですね。その一番上に保証事項とありまして、責任施工とあります。ここに、本施設の処理能力及び性能はすべて弊社の責任により確保致します。また、弊社は、設計図書に明示されていない事項であっても、性能維持するために当然必要なものは、貴局の指示に従い、弊社の負担で施工するものと致しますとあります。若干言葉は違いますが、これを見てみても、私はこういう工事というのはJFE側が自己負担でやるべきもんじゃないかと思うんです

けれども、どうでしょうか、見解は。

○証人（大杉 仁君）

見解というか、この文書というのは何でしたっけ、さっき言ったR Oの増強工事をやる際にはこの文書というのはなかったんですかね。これは既にあったんですよ。

○委員（上田 篤君）

あったでしょう。これは14年度ですから、できたのは。

○証人（大杉 仁君）

ですから、これも当然のことながら把握された状態で我々は組合さんから発注を受けて受注してやったんだと、こういうことだと思いますが。

○委員（上田 篤君）

当然、組合側の負担でしかるべきだということですね。

○証人（大杉 仁君）

ここに書いてあることと相矛盾することではなかろうと思っております。

○委員（上田 篤君）

わかりました。

次、もう1つの工事ですね。液体酸素貯留気化装置設置工事についてお尋ねします。

甲第35号証の2の資料提示をお願いします。

（証人へ甲第35号証の2を提示）

○委員（上田 篤君）

またすみません、仕様書の部分ですね。後ろのほうについていますけれども、仕様書と書いてあるもののすぐ裏ですね。ここには一般概要というのがありまして、県央県南クリーンセンターへのごみ搬入量が計画ごみ処理量を上回るため、整備が必要である液体酸素貯留気化装置の設置工事を実施するものであるとありますけれども、このごみ処理量の増加と、この装置の設置工事のなぜ必要だったのか、その関連性をちょっと説明をお願いします。

○証人（大杉 仁君）

ごみ処理量を上回るので、この設置工事を実施するというそのもの。

○委員（上田 篤君）

いや、液体酸素がそれがどんなふうに使われるのか、この設備の中で。

○証人（大杉 仁君）

炉の中に振り込む酸素のうちの1つとして使われるものですね。

○委員（上田 篤君）

酸素発生装置というのは元々ついてはいますよね、2基ですね。

○証人（大杉 仁君）

はい。

○委員（上田 篤君）

これに足りなかったわけですかね。これが新しく設置したということは、2基では対応できなかった。

○証人（大杉 仁君）

条件と、それからごみ質みたいなものと、それから量の問題だと思いましたが、このときはこういう形で要ると判断していただいて我々は受注したんだと思います。

○委員（上田 篤君）

この装置は、現在はもう使われていないんですか。どうですか。

○証人（大杉 仁君）

設備は今、あるのではないかと思いますが。

○委員（上田 篤君）

いや、あるんじゃないかと、使っているかどうか。

○証人（大杉 仁君）

私はわかりません。

○委員（上田 篤君）

使っていないということでちょっと聞いたんですが、それは聞いたことないですか。

○証人（大杉 仁君）

今、現在はわかりません。

○委員（上田 篤君）

大杉さんがおられたころ、いつごろからいつごろまで使っていたか覚えてらっしゃいますか。

○証人（大杉 仁君）

ちょっと覚えていませんけど、炉を3炉運転して、それで、なおかつ非常に高い温度で操業せにやいかんとかということも相まって、そうやっているときには使っていたんじゃないかなという気がしますね。

○委員（上田 篤君）

ということは、ごみが多いから必ずしも使うというわけではないんですかね。

○証人（大杉 仁君）

ごみが多いから3炉運転を、しかも高温の操業もひっくるめてやらなければいけないということでこれが発注いただいたんだと思います。

○委員（上田 篤君）

この液体酸素というのは非常に高価だということですがけれども、大杉さん

がおられたところは酸素の購入費用はだれが負担していたんですか。

○証人（大杉 仁君）

すみません、それは覚えていません。

○委員（上田 篤君）

J F Eのほうで負担していたということもちょっと聞いたことがあるんですけども、覚えてないですか。

○証人（大杉 仁君）

覚えてないですね。J F Eだったのかもしれませんがね。

○委員（上田 篤君）

J F Eが負担していたとしたら、それはなぜJ F Eの負担したんでしょうかね。

○証人（大杉 仁君）

今、記憶は定かではないんですが、要は、本来だれが負担するかとか、操業に関してどちらが負担するかとか色んな問題が時々刻々局面あったと思いますけど、そのときに最初のスタートしたところとか、まだごみピットにたくさん入っていたころなんていうのは、要は、とにかく処理を継続するというのが一番とか、それをトップライオキーしてましたから、まずはやって、それからあと、掛ったお金は後で例えば精算するかそういうふうな行為があったのかもしれないです。本来払うのはどっちという場合、例えば、よく問題になっているのは、非常に高い温度で操業せざるを得なくなったので、酸素をたくさん使わなきゃいけない。高い温度でやらなきゃいけないのはだれのせいなのと言ったら、少なくともごみがそうになっているから我々はやらなきゃいけないという話で、そのときに温度を高くしなきゃいけないから、じゃ処理はしませんというわけにはいかないから、まずは自分らでもとにかくやったという認識じゃなかろうかと思います。

3年経った後、何年やったか、すみません、3年やったか、1年やったかちょっとあれなんですけど、処理を実際やって、それで協議するということがあったと思うんですけど、なかなか協議するということに、やりとりみたいなところに要は終息することにならずに、結果としては今に至るまで裁判とかになっておまして、ですから本来なら運転の費用というのも実情に即して協議するということだったのが、そのまま最初の変更覚書に沿った値でもってずっと続いておるとというのが今の実態だと私は思っております。

○委員（上田 篤君）

大杉さんが所長でおられたところは1回もこの点で協議はしてないんですか。

○証人（大杉 仁君）

3年目の終わった後にやるとか、何かそんなことだったんじゃないかな

と思うんですけど、私自身は協議する相手というのは実際には恐らく営業と組合さんの担当者だと思いますので、それが何というか、協議できてなくてずっと引き続けているんだらうと、こう認識しておるんですけどね。

○委員（上田 篤君）

とにかく大杉さんは協議はしてないということですね。

○証人（大杉 仁君）

はい。

○委員（上田 篤君）

わかりました。

では、次、すみません、予備高温反応炉下部、均質化炉製作工事に関する
ことでお尋ねします。

甲第35号証の3の資料提示をお願いします。

○委員長（西口雪夫君）

ここで、すみません、ちょっと休憩します。10分から始めます。休憩
します。

（午後3時03分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続きまして委員会を再開します。上田委員。

○委員（上田 篤君）

甲第35号証の3、提示をお願いします。

（証人へ甲第35号証の3を提示）

○委員（上田 篤君）

その同じく真ん中から後に仕様書ですね、開いてください、ご覧になって
ください。

この上のほうに一般概要、先ほどと一緒にすけれども、「本工事は耐火物
等補修時における高温反応炉停止期間短縮を図るため、予備の高温反応炉下
部及び均質化炉を製作かつ備え置くものである。」とあります。ここで言う
耐火物等補修というのは、当然高温の炉ですから当初から予定しておくべき
ことであって、本格稼働してからそのための工事を行うというのはどう考え
てもおかしいんじゃないかと思うんですけどね、どうなんですか、設計上。
どうなっているんですか。

○証人（大杉 仁君）

すみません、私にどうなっているんですかと言われてもちよっとあれなん
ですけど、これは当時のあれで、要は90,000t、まだあれですけど、
92,000t体制、93,000t、それはちよっと別にして、90,0

00 t 来たときに定常的にこれやるといったときに炉の修理という時間も短くせにやいかんだろうということで、それで提案してご発注いただいて、我々受注したというものであります。ですから、やる前に90,000 t やるとかというふうに元々そういう仕様というか、そういう契約になっていないんでね、だからシチュエーションが変わってこういうふうなことが起こったというか、こういうふうに発注されたと思っています。

○委員（上田 篤君）

この問題についてですね、甲第13号証を提示してもらっていいですか。甲第13号証の4ページから5ページにかけて、石河エンジニアリングの石河さんがちょっと指摘されているんですけども、すみません、12号証でした。申しわけないです。

（証人へ甲第12号証を提示）

○委員（上田 篤君）

甲第12号証の4ページから5ページですね。4ページの一番下から5ページの上のほうなんですけれども、予備炉について見解を述べてあって、5ページの上のほうに、「明らかに設計考慮不足であり、JFEの重大な瑕疵に相当する。」というふうに指摘してありますが、この点どうでしょうか。

○証人（大杉 仁君）

何でこんなこと書いてあるのかちょっとよくわかりません。

○委員（上田 篤君）

何てですか。

○証人（大杉 仁君）

何でこんなことが書いてあるのかがよくわかりません。

○委員（上田 篤君）

わからないってですか。

○証人（大杉 仁君）

ええ。

○委員（上田 篤君）

わかりました。また、その資料の若干下に、「取り外された旧品はその後一度も使用されていない。」ということも指摘してあるんですが、これどうですか、間違いはないですか。

○証人（大杉 仁君）

どうですかって、一度も使用されていないかどうかというのは私はわかりません。どうだったのかというのはわかりません。これが事実だったら使用していないだろうと思います。あえて言えば、意見としてでしかないですけど、だからどうしたのか、だから何なのかというのがちょっと私わからな

いんですよ。要はたくさんごみがあるよということでどういうことをやったらいいかということと一緒に考えてですね、意見だと言われて止められたらあれなんですけど、あの当時、処理が結構だぶついていたということが、それはまたどうせ後で言われると思うんですけど、色んなやつであって、そこへもってきて量がこれからもずっと続くというときに、どうしたらいいのかという話のときにみんな必死になって考えたわけですよ。要はもう出来上がった仕様のところにもっとやんなあかんと。もっとやんなあかんのうちの1つは、例えば、さっきから何回も言っていましたけど、温度を上げて操業させるを得ないという状態になったりとか、元々当初見込んでいたところと思惑がちょっとずれているところも当然あったりして、どちらかという、だれがというんじゃないで、プラント全体から見たら大変な方向に、悪い方向にというか、処理が伸びない方向、お金が掛る方向に行ってしまった状態でみんなはどうするかということで一生懸命考えたうちの1つなんです。それはそのときにそういうことを想定されて、だからこれやったら何とかなるだろうと思ってみんなで作ったというか、アイデアを具申して受注を受けたものでありまして、その結果、ここまで使わなくても多分済んでいるでしょう、もし今、使っていないんだとしたら。私存じ上げないんですけど。それは結果として、そこまでごみが来なかった、多分今に至るまで90,000tも来ていないんじゃないかと思うんですが、そうならないというだけのことであって、本来もしも色んなシチュエーションでなったならば使っておったかもしれないし、何とも言えないと思います。

ただこれ、いずれにしても、誤解していただきたくないんですが、今、こうやって裁判やっているから皆さんやっているんですけど、このときはどうやったら本当にできるのかということを生懸命考えてやったような値でありまして、別にこれで金儲けしようとか何かそんなようなところでやったようなものでは全然ないんですよ。要は要らんもんを造らせたとか、そんなようなものじゃなくて、この当時はこれで要るんだというふうに考えて、ご理解いただいて、発注していただいて、造って、結果として今、使われていないんだとしたら、それは逆に言えば使わなくても色んなところで、その後我々も本当に量が増えてくるとしたらメンテも自分らでやって、止めてメンテするというのをなるべく延ばさないかんとか色んなことをやってですね、これもだれが悪いとかいいとかというんじゃないで、まずはごみをちゃんと経済的に処理できるようにしようという部分で色々まだ手を加えてきたとかいうのも相まっているとは思いますがね、実力も上がってきたというのもあるんだろうと思いますけど、これ使っていないから何なんだというふうに言われると、それはその当時一生懸命考えてきた人間と、それを頼んで許可し

ていただいてお金出すということで結構苦渋の決断をされたと思うんですね、当時の事務局の方々も。それはちょっとあんまりにもあんまりじゃないかと、こういうふう思うんで、使われていないじゃないかという質問に対しては、まず発注いただいて造った分までは、私別に、そうですとこう言うだけなんですけど、使われていなかったからどうなんだと言われたら、じゃ、どうなんだというぐらいの感じですね。すみません、ここは意見みたいなもので申し訳ないですけど。

○委員（上田 篤君）

とにかくごみが多くなればこれからも使うような設備なんですかね、これは。

○証人（大杉 仁君）

そういう意味では、色々組合さん側も努力されて啓蒙運動といいますが、ややこしいごみなんかも確かに減ってきて、変なものも、何というかな、溶けにくいものなんかも確かに減っていると思うんですよ。ですから、必ずこれがないとだめだということになるのかどうかというのはそれはちょっとわかりませんが、そういう意味では、最近ちょっと状況がわからないから、すみません、ちょっと答えられないですね。

○委員（上田 篤君）

ちょっと今のごみの質云々というのは全くの憶測でしょうからね。よくなったんじゃないとか、昔みたいに何でもかんでも入れていたんじゃないかというのは。

○証人（大杉 仁君）

いや、それは違うんですよ。最初結構ひどいごみが多かったんですよ。だれが悪いとかいう話じゃないですけどね。燃えにくいもんだとか、何か産廃みたいなもんだとか、結構入ってきて、確かに温度上げないと操業できないという事態は続いているから、それはもうこの定性的なのは全然変わらない性質のもんだろうとは思いますが、それでも。

○委員長（西口雪夫君）

お二人に申し上げますけど、意見の交換じゃなくて質問をしてください。

○証人（大杉 仁君）

真実だけで言えばね。公式発言で残っていいのかわかりませんが、やっぱり引き受ける側のチェックが甘いというようなところがあって、明らかに産廃とか燃えにくいもんだとかプラスチックのやつだとか、完全にビニールをぐるっと巻いて、そこに穴あいているのはもう、何というかな、ゼリーのふたみたいなやつを打ち抜いた後のくずなんか、これ絶対どう考えても一般廃棄物じゃないだろうというようなやつなんかもぼこぼこ入っていたり

とか、消防のあれは一般廃棄物かもしれないんですけど、何か長いひもみたいに切れないものとかいっぱい入っていたりもした。（「はい、わかりました」の声あり）いや、一言だけ言わせて。そういうやつを困ったとって組合さんに言ったときに、そのときにもう森松さんが号令一下、みんなを説得に当たって、各市町村のところに啓蒙活動をやってもろうたんですよ。地道にそういうことを、布団丸ごとだめやとかね、そうは言いながら今まで布団できたの何でやとか、そんな色んな地域のこと聞いているんだけど、そういうふうな当時の事務局もものすごい頑張ってもらって、まともなごみになってきたというの量も伸びているという中には多分あるんだろうなと思っています。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

最後に、シリカ除去設備ですね、これのことでちょっとお尋ねします。

これは甲第35号証の4ですね、提示をお願いします。

（証人へ甲第35号証の4を提示）

○委員（上田 篤君）

同じく仕様書のところをちょっとあけてもらっていいですか。表紙の裏ですね。そこに一般概要のところ、用水中のシリカ分を除去する装置とありますが、この設計の段階で用水池の成分というのは確認しておくべきものじゃないかと思うんですけども、これはしていなかったんでしょうか。

○証人（大杉 仁君）

これは明確にというか、私自身の所掌じゃないですけど、元々組合さんから提示された値のシリカ分よりも本当の実際に出てくる水中のシリカの濃度が高かったということに起因してこれやっているやつです。だから把握するべきだったんじゃないですかという意味では、組合さんからいただいた資料を基に検討したんだけど、元々いただいた資料がいわば実態に即したデータではなかったということだろうと、だろうじゃなくて、そうでしょうだと思いますけどね。

○委員（上田 篤君）

もしそういう実態に即したデータがあれば、これは当初から設置された装置なんですか。

○証人（大杉 仁君）

ということになるんでしょうね、恐らく。

○委員（上田 篤君）

シリカについて、甲第12号証をいいですかね。

（証人へ甲第12号証を提示）

○委員（上田 篤君）

また石河エンジニアリングの石河さんの意見書というのがあるんですけども、甲第12号証の2ページですね。この下のほうに（1）シリカ除去設備ということで書いてあります。シリカが43mg/lが実際は57から60mg/lだったということで、実際はかなり濃度が高かったということで色々JFEが説明したけれども、しかし、色々考えるに、この設備というのは計画当初から設置すべきものだったんだというふうな見解なんですか。この点どうですか。

○証人（大杉 仁君）

いやいや、シリカって基本的には、シリカだけじゃないですけど、何か色んなほかの成分もね、基本的には水の中って真水じゃないですから何か入ってるわけですよ。何か入っていて、それは別にここだけじゃなくてどこでも入っているんですけど、中にはカルシウムが高かったら硬水だと言われていたようなね。そういうやつを冷却塔で冷却すると、純粹の水分だけH₂Oだけが飛んでいくわけですよ。それで自分自身が蒸発して、その蒸発潜熱でもって自分自身を冷やすということになるんですが、そのときどういうことになるかといったら、中に含まれている成分ってちょっと濃縮するんですね。どう言ったらいいのかな、昔の化学の実験みたいな、硼酸みたいな、お湯には溶けるけど、だんだん温度を下げたら中に溶けていたやつが析出するとかというのはありますよね。例えば、砂糖水ね。（「ええ、わかります」の声あり）ああいうような感じにちょっと似たようなやつで、何というか、溶解能というのがあるんですよ。水の中に何ぼ以下だったら溶けない、何ぼ以上になったら析出というんですけど、溶けずに出てくるというやつがあって、どこでもずっとほったらかしで、要は極端に言ったら、水をずっと煮出して行って水だけどんどん飛ばしていったら最終的にそういうかすみみたいなのが出てくるんですけど、そういうことをしちゃだめなんで、中をちょっとブローするわけですね。何ぼか濃縮してきたら、その濃縮した分だけ外に取り出すわけですよ。それである一定のところをやるんですけど、極端に言ったら、元の濃度がものすごく高かったら、ものすごくたくさん抜かないとバランスしないわけですよ。そうなってくると逆に言ったら排水処理の能力をもっと増強せなあかんとかということになって、だからそれは設計が変わってくるから、シリカ除去がよかったのかどうかはわかりませんよ。それはシリカ除去を造らないで、もっとたくさんブローして、そのかわり巨大な水処理設備造るとか、経済的にはあんまりならないからあれなんですけど。だから必ずしもこれが、これじゃないやり方も当然、常識的な範囲ではこれなんだろうと思うんですけど、違ったやり方はあるかもしれませんが、要は元々シ

リカが低かったらそれなりにブローしてやるような計画になっていますから、なかったらなかったで、低かったら大丈夫なんですよ。というか、これ別にそれはサーモセレクトに係わる話じゃなくて、いわゆる空冷塔というか、こういうようなやり方をしているところは必ずこういうふうなやり方していますから、こんなことやっているとなら、元々つけなあかんじゃつかと言われると、じゃ、どこでもつけなあかんのかと、別にこんなんついているようなごみ処理処理工場なんかはないです、そんなね。だから要は元々高かったからこういうのをつけざるを得なくなったわけで、そういう点では、最初から低い濃度になってもいるんじゃないかというのは、それはちょっと見解違うだろうというふうに思いますね。

○委員（上田 篤君）

しかし、これは43mgで提示してあったんですかね。それであっても、確かにその期間は長くなるかもしれませんが、除去する間の期間がですね。それでもやっぱり当然シリカは溜まるものであって、必要なんじゃないですか。

○証人（大杉 仁君）

要は濃度積みたいなものだから、どう言ったらいいんですかね、必ずしもちょっと増えるぐらいだったらちょっと増やしたらいいんじゃないのと、そういうふうにバランスするものではないんですよ。要は析出しようと思ったらだめなんで、析出しないように抜かないかんので、結構これダメージを食らうわけですよ。このときも、というようなことも別に私が説明したわけじゃないけど、これちゃんと論理系統立てて説明させてもらって、それでそのときにご理解いただいて発注しているものですよ、そう言いますが、これは稼働してもなしですよ、やっぱり今までのパターンからいったら総合エンジニアリングさんとか何かおられたはずですよ。石河さんというのは元々総合エンジニアリングにおられた方ですよ、だからこの人にも相談しているんじゃないかと思うんですよ、組合さんが。

○委員（上田 篤君）

私は終わります。

○委員長（西口雪夫君）

質問。町田委員からお願いします。

○委員（町田康則君）

証人に聞きます。今のところですね、シリカ除去設備は当初から設置すべきであるということをお石河さんはJFEのほうには質問されていますよ。そしたらJFEは、これは問題ないということで、現状の排水設備及び塩製造設備により全く問題ないとの回答であったということなんですよ。ですから

この今先ほどの甲第12号証のほうで最後にずっと意見書ありますけど、いちばん最後のところには書いてあるのは、最後のところというか、3ページですね、「このような事実を考慮すると、シリカ除去設備はJFEの責任において設置すべきものであり、組合が負担すべき問題ではない。」と。これについて、やはりですね。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、質問をしてくださいね。

○委員（町田康則君）

はい、だからそういうふうに書いてあるのはどう思われますか。

○証人（大杉 仁君）

率直に言って、恐らく最初に相談を受けた、石河さんが指摘したというのは稼働前の、要は元々の当初の設置のときだろうと思うんですけど、そのときに要はコンサルさんとして要るんじゃないのかというふうな質問をして、そのときに結論がJFEの責任でもってつけるべき設備だと言われるんだったらそのときにコンサルさんとして言うべきであって、そのときは恐らく、わかりませんよ、それは私全然タッチしていませんからわかりませんが、石河さんが本当にそのときにJFEのエンジニアとこの議論をして納得されたんだったら、ここでこういう回答を書いていること自体がちょっと相矛盾するんじゃないかという気がします。

○委員（町田康則君）

ですから、質問をしたと。結果的にこれは最初言われたように造る前のときにも言ったと。しかし、問題ないと。しかし、實際上、運転、稼働し始めたら、このシリカのほうに溜まるやつが、結果的にこの水というのは、ずっとピット内で循環して排水するようになっていませんよね。

○証人（大杉 仁君）

ピットではないですけど。

○委員（町田康則君）

ピットじゃなくて、水が外に出るようになっておりますよね。

○証人（大杉 仁君）

はい、一部は出しますけどね。

○委員（町田康則君）

ですから、それでもうそういうふうになっているものだから、結果的にそういうふういきちっとするんだったらシリカは最初から除去設備をつけるべきだったと言っている。だからこれが今度はないために、水がどんどん悪くなって色んなところに、今、さっき言われたように血小板みたいについてくる。そうすると色んなところの閉塞が始まりましたよね。

○証人（大杉 仁君）

おっしゃるとおり。それはおっしゃるとおり。

○委員（町田康則君）

閉塞が始まるということの原因になったのはここですから。そして、それを今度はあなたがおられるときにピットに排水を入れられましたですね。

○証人（大杉 仁君）

排水をピットに戻すということを取り上げられて、先ほどもこのときにちょっとお聞きはしましたけど、当時の状況だけをまずご理解いただくためにちゃんと申し述べようと。私はこういうことを申し述べようと思ってきたんですけど、要は色んなことで前段の状況というか、だれが悪いとか、それはまた別にして、要はもうピットが結構そこそこいっぱいになって、ごみ処理をどんどんやらなあかんと、そういう状態になっているときに、おっしゃるとおり、排水処理系のところも結構詰まってきて、排水処理というのは要は層を幾つか持ってきて、ちょっとずつ順番に処理するんですけど、滞ってくることは層の中に水が満杯になって、次行かないんですね。行かないとごみ処理が続けられない。どうしますかといったら、ごく普通に雇われ業者の、私は業者だと、こういうような感じで言えば、当時の組合さんのところに行って、いや、もう処理ができませんと、ここを掃除させてくださいと。掃除するということはおみ処理止めます、こういうことでしたけれども、止めさせてくださいと、こういうことなんですけど、そんなんまかりならん、当たり前、そんなことわかっているんですよ。そういう手続というか、そういうふうなことはもちろん毎日やっているんですけど、とても止めたならえらいことになるというような状態で、とにかく何が何でも続けろというのがもちろんご下命でありまして、だとしたら出てくる層のうちの水の一部をピットの中に一遍戻して、そっとあけて、その分だけごみ処理を続けると、こういうことで何とか処理を滞らせるなということに対して何とかやってきたわけですよ。

○委員（町田康則君）

今のところでですよ、それを組合に相談されましたか。言われましたか。

○証人（大杉 仁君）

もちろん、それはとにかく何が何でも処理しろということに対してこたえたわけでありまして、一方で、それ全く知らないとかということにはならないですよ。毎日毎日一緒にやっていて、我々もどんな思い、どんな感じでやっているかというようなところであって、しかも担当者の方が毎日こちらにこちらにというか、処理するところに来られて、我々がどういうことをやっているのかというのは把握されていますから。

○委員（町田康則君）

それではですね。

○委員長（西口雪夫君）

すみません、さっきのどなたに相談されましたか。組合の方は。当時。

○証人（大杉 仁君）

どなたにということはないですけど、それはもうどなたにというわけではないですね。事務局のところでやりましたですよ、それは。

○委員長（西口雪夫君）

ピットの中に入れるのは組合は了解済みということで。

○証人（大杉 仁君）

了解済みというか、とにかく何が何でもごみ処理を続けろということに対する答えとしてですね。

○委員長（西口雪夫君）

ピットに水を入れますよといったことを言われたんですか。

○証人（大杉 仁君）

そういう作業をしているということは把握されていると思います。それ知らないよと、私は何とも、私の立場では非常に言いがたいんですけど、今の構図からいったら、何かまるで事務局とJFEの間がいつも敵対しているような感じで言われているんですが、そんなことなく、ピットが溢れんばかりと、これで何かもし例えば停電みたいなことが起こったら、要は市民に迷惑かけるというか、ごみ処理の収集がおぼつかなくなってしまう。ピットに入らなかったらえらいことになるよと、そういうふうな危機感でもって一体となってやっております、何をやっているかとかというようなことなんかも当然把握されながらやっているわけですよ。

○委員（町田康則君）

すみません、甲第40号証の1をお渡ししてください。

（証人へ甲第40号証の1を提示）

○委員（町田康則君）

その11ページ。

○委員長（西口雪夫君）

その前にちょっともう1回確認しますけれども、先ほど（発言する者あり）ちょっと私から質問します。先ほどピットに水を入れることについてですね、組合方に了承得ましたか。はっきり聞きます。

○証人（大杉 仁君）

だから私が言っているのは、とにかくごみ処理を続けろということに対してこたえたわけでありまして、それを、いや、何かピットに水をどンドン、

あたかも水をどんどん入れてだぶだぶにしているとかって、そういうふうなことでは全くありませんし、ごみ処理を続けるに当たってそういうふうな形になっているということは把握されておられるはずですし。

○委員長（西口雪夫君）

おられるはずですか。

○証人（大杉 仁君）

ええ、把握されておられます。

○委員長（西口雪夫君）

言われましたか。

○証人（大杉 仁君）

ごみ処理を続けているということは要はそういうことなんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

私言っているのは、ピットに水を入れますよということは言われましたか。組合のどなたかにでも結構ですけど。

○証人（大杉 仁君）

いや、とにかくごみ処理を続けろというふうなご下命に対してこたえました。

○委員長（西口雪夫君）

今の私の質問に答えてください。

○証人（大杉 仁君）

だからごみ処理を続けろということに対してこたえました。

○委員長（西口雪夫君）

水を入れることは言っていないですね。

○証人（大杉 仁君）

その質問が何に起因するのかがちょっとよくわからないんですが。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、9月5日に組合とJFEと総合、これでごみ処理報告会がありますね。所長として出席されましたか。

○証人（大杉 仁君）

何月にどこに出たかというのはちょっと覚えていませんけど。

○委員長（西口雪夫君）

それをちょっと言ってください。

○証人（大杉 仁君）

恐らく排水処理に関することじゃないかと思うんですがね。

○委員（町田康則君）

9月6日のところを見てください。

○委員長（西口雪夫君）

9月6日、5日を見てください。ここに組合とですね、9月5日です。説明事情のところを見てください。9月4日にP S A室から溢れと、何かありますね。

○証人（大杉 仁君）

漏れている。

○委員長（西口雪夫君）

漏れているとありますね。

○証人（大杉 仁君）

壁からですね。

○委員長（西口雪夫君）

そして、5日が組合、J F E、総合の出席の中で開催されておりまして、ここでJ F Eはごみピットの投入を指摘をされて、そこで排水等に認めるとありますね。この会議には所長として出席されていますか。

○証人（大杉 仁君）

恐らく出たんでしょうね、出たと思いますね。

○委員長（西口雪夫君）

このとき指摘されて認めるとあります。認めるということは、所長が認められたと理解してよろしいですか。

○証人（大杉 仁君）

今の言い方ですと、何だろうな、いや、そのときの方々にそれは聞いていただいたらわかると思うけど、要はメンテして何とかまともな状態にしたいということに対してこういうふうな処置をしたわけですよ。じゃ、これだれが悪いのと、だれがこの水の始末するのということになれば、シリカ高いような状態なんか我々悪いわけじゃないだろうとかという話になると、我々がパフォーマンスを落としているわけじゃないですよと、この水も元々ごみ処理を運営する上でやらざるを得ないからやった水でしょうということになった、そんなことをぐちゃぐちゃ言うとしたら、らちが明かないから、この水を、戻したからですね。それに対して、やっぱりピットから出さなきゃいけないよというようなことで、じゃ、そしたらピットの水を抜きますよと、こういうふうな話になったわけですよ。

○委員（町田康則君）

あのですね、いいですか、だれ一人として組合の側の方が、その後のピットが溢れるその写真を見て、そして初めて知ったと。だれも聞いていないんですよ。あなたが所長だったときにだれかにピットに水を入れますよなんて、だれも聞いていないんです。

○証人（大杉 仁君）

だからそういうふうだね、何だろうな。

○委員（町田康則君）

いや、そのことだけを聞いている。あなたはだれかに言いましたと。だれですかと聞いたら言わないでしょう。それはおかしいじゃないですか。だれかに言ったんだったらちゃんと、こんな大変な事実があっているときに、会議まで入れられているときに、その前にだれかに言いましたというのは言えないわけないでしょう。

○証人（大杉 仁君）

ごみ処理を、あのね。

○委員（町田康則君）

ごみ処理を続けることと、そうじゃなくてピットに水を入れるというのをあなたは前もって言いましたと言ったんですよ。

○証人（大杉 仁君）

いや、同義なんですよ、要は。それは。

○委員長（西口雪夫君）

すみません、質問に答えてくださいね。先ほどもう1回言います。水を入れる前、水を入れる了承を得たのか、イエスかノーかでお答えください。

○証人（大杉 仁君）

ごみ処理を続けるということに対して、続けますと、何とか続ける策を練ってやったというだけのことです。

○委員長（西口雪夫君）

私が言っているのは、水を入れることに対して了承を得たのか得なかったのかです。イエスかノーかで結構です。

○証人（大杉 仁君）

排水処理系を全うにするためにごみ処理を止めてメンテするなんていうようなことはできないと言われて。

○委員（町田康則君）

それは答えになっていないでしょう。今、言われたのは、入れることを言いましたかと言っているんですよ。そのイエスかノーかだけですよ。

○委員長（西口雪夫君）

どちらかで結構です。イエスかノーかだけで結構です。

○証人（大杉 仁君）

そういう言い方をすると、じゃ、全く知らなかったのかという話ですよ、要は。

○委員（町田康則君）

今私どもの中で聞いていると、水をそういうふうに入れてどんどん溢れて、つかんだときわっと出てきたからそれでわかったと皆さん言っているんです。

○証人（大杉 仁君）

そんなことはないですよ。だって排水処理系が非常にアップアップしているから。

○委員長（西口雪夫君）

少し落ちついて質問してくださいね。

○証人（大杉 仁君）

アップアップしているからごみ処理をもう続けられませんということはちゃんと申し上げていますしね。

○委員（町田康則君）

それじゃ、ちょっと話変えます。

○証人（大杉 仁君）

いや、要は何を言いたいかと言ったら、色々それだけじゃない、こんなことだけじゃなくて、ひたすら組合さんは組合さんの立場で、我々は我々の立場で何とかごみ処理を続けて、経済的にですよ、とにかく収集を滞らせるとか町中にごみが溢れるだとか、あるいはパッカー車来たけどピットに入れなとか、そういう事態が、とにかく全員で役割分担決めてやるんだと、こういう中でやっとなるわけでありましてね。

○委員（町田康則君）

だからですね、そういうふうに水がそんなに多いんだったらそれをバキュームカーでですよ、発覚した後やりましたように、バキュームカーで汚水処理するとか、そういうふうに考えないと、水がわんわん浮いたままで燃やすことなんてできないでしょう。

○証人（大杉 仁君）

わんわんということもないし、今、発覚したからだというふうな言われ方しますが、このときのやつは、要はこういう形でしてごみ処理を続けてきているにも係わらず、じゃ、これだれが悪いので全部JFEだということになればそれはやらないかんですけれど、そうじゃなくて、ごみ処理続けなきゃいけない、やめて排水処理系を掃除すればそれはまたいけるんでしょうけれど、それは許されないという状態やったから、実際にはどうするかといったら、例えば、このタイミングで長崎市にお願いするとかすればとめられたわけですよ。色んな選択肢があったと思うんですね。こうやったと。じゃ、この水だって僕らが全部やらなあかんのかといったら、そんなことはないですよ、元々シリカが高いからでしょうというような議論なんかをしてもらちが明かないから。

○委員（町田康則君）

実際、これ17年に始まってから、操業始めて、6月から8月で長崎へ2, 538 t ゴミをやっていますよね。多かったというので色んなのでわざわざよその市まで持って行ってやっていますよね。その後にも19年には長崎市へ3, 781 t、菊池へ405 t もまたやっていますよね。實際上、この設備で最初するときそういうふうな色んなピットの中に水を入れたりしてとんでもないことになっている状態をつくったのは、今、言われたみたいに組合は全く関知していなかったと思いますよ。

○証人（大杉 仁君）

全く関知していないというのはそれは言い過ぎでしょうということで、私も惻隱の情があるから、それは言ったじゃないかと。おれ確かにあのとき何月何日にだれだれに言っただろうとかというのは、それは惻隱の情でそんなことまで私は申し上げていないだけのことですよ。

○委員長（西口雪夫君）

ここで質問を整理します。少しお互いに落ちつきましょうね。もう1回証人にお聞きしますね。さっきの私の質問は、先ほど言いましたように、水を入れる前に水を入れることの承認を得ましたか、イエスかノーかでお答えくださいと言いましたので、イエスかノーかでお答えいただきたいと思います。

○証人（大杉 仁君）

どう言ったらいいですかね、今の質問に答えるというのは、その背景を全部理解した上でのご質問でしたらあれなんですけど、今、さっき町田先生のご質問、例えば、発覚だとかいうようなことを言われておる。その状態で今のクエスチョンというのは、じゃ、言ったらとしたらあんたは何月何日にだれに言ったんだというふうな話になりますわね。

○委員長（西口雪夫君）

私は言われたのかどうかお聞きしているんです。組合の方が皆さんそういうことは聞いていないと言われるんです。今までした中でですね。

○証人（大杉 仁君）

それは聞いていないと仮に言われたにしても、それはないだろうというぐらいに思うんであって、私はどちらかというところと組合と対決してとかそんなんではなくて、今、委員さんとは別にあれなんだけど、その当時はみんな一緒になってやっと思ったわけですよ。

○委員長（西口雪夫君）

それはもう本当に苦労はわかります。

○証人（大杉 仁君）

それでそんなことで。

○委員（町田康則君）

答えになっていないじゃないですか。

○証人（大杉 仁君）

そんなことで責任転嫁するつもりなんかさらさらないですし、さらに言えば、何というかな、意識のずれみたいなんがあったのかどうかわかりません。ただ、大変な思いしながらでもごみ処理はひたすら続けてきたと、こういうふうなところで。

○委員（町田康則君）

これがこの施設の欠陥だったということですよ。欠陥になっているからそんなに燃えなかったと。

○証人（大杉 仁君）

そこの話をすると、やっぱり1つはご理解いただきたいのは、どんだけやってきてもガスになる部分というか、カロリーの分はあるんですけど、溶け残っている分の溶ける温度というのが異常に高いんですね。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっとお聞きしますね。これピットにごみ、水を入れるのは、試験運転中からはあっていないんですか。

○証人（大杉 仁君）

それらだからピットが、いや、もっと後の話ですよ。

○委員長（西口雪夫君）

試験運転中は入れていない。

○証人（大杉 仁君）

試験運転中なんかそんなない。

○委員長（西口雪夫君）

全くない。

○証人（大杉 仁君）

ええ、ないです。

○委員長（西口雪夫君）

本格稼働してからですか。

○証人（大杉 仁君）

もう大分後になってからだと思いますけどね。

○委員長（西口雪夫君）

それは大杉所長が入れると係の方に指令されたんですか。

○証人（大杉 仁君）

すべてについては私が全部司令官、トップですから、私の指令下でやったということになります。それはなるんだけど、何回も言いますが、要は我々

のタスクというのは、とにかくごみをあのときはひたすらやるということだったと。別にこれ入れた分を後に抜いたからそれでチャラだと、そんなようなそんなこまいこと言っているわけでは全然ないですよ。このときだってそれでも何とか続けているんだけど、やっぱりこっちのお金で抜かなきゃいけないよと、こういうふうな会議でもちろんあったんで、それで抜いたと、こういうことですから、全くあれよ、偉そうなこと言っているわけでも何でもなくて、入れた分はちゃんと自分、その分だけでも自分で自分のけつをふいたという言い方をしたらいいのかわかりませんが、かなりの点ではプラマイ0になっているというのはそうやったんだけど、元々そもそも隠れてこそこそやっているとか、そんなような感じじゃ全然ないですよ。

○委員長（西口雪夫君）

先ほど、高い温度はだれの責任でその温度で燃やすんですか。1つは水も関係したと思うんですよ。

○証人（大杉 仁君）

いや、それは違います。今に至るまでだと思うんですけど、やっぱり何とかな、カロリーとは別にともとも灰分というんですけど、そのところの溶ける温度が高いんですね。それで仕方ないからどんどん詰まってくるんで、温度を上げて操業せざるを得ないということで、温度を上げるということはエネルギーをその分だけ突っ込まないかんというようなことがありまして、そもそもはそういうふうな高温でやるということなんかは当然想定もしていなかったから、そういう効率的なやり方に行き着くというのに若干時間はかかったかと思えますけれども、ただ、その事態は今も変わらず続いているんだろうと思っております。だからそれは今、言ったようにあのときだけだとか、あるいは当初何か色んなものがぐちゃぐちゃ入っていたからとか、そういうわけではないですね。

○委員（町田康則君）

ガス化溶融炉問題が全国で多発しています。これはガス化溶融炉の補修費が各地で増加し、運営する自治体の約6割が想定を超えるという形で、その点に関して専門家から、そもそもこのガス化溶融炉というのは未熟な技術だったんだという指摘もあっております。これは32都道府県のガス化溶融炉70カ所に対して調査をした結果でございます。やはり、確かにこれはドイツから持ってこられて、川崎のほうで色んな格好で改修をされたんですけど、実質上、応札条件から色々ずっとこっちきて、普通大体やはり17年4月からしたら新品ですよ。そしたらちゃんと回る。それはもちろん色んなトラブルが少しずつあったとしても、やっていくのが普通じゃないですか。それがずっとトラブル続き。トラブルを挙げたらびっくりしますよね、

本当。これは連結管の詰まりですとか、炉の熱耐力の不足ですとか。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、もう少し質問に入ってください。

○委員（町田康則君）

ですから、この施設がやっぱり今は確かに高い、コスト的に高いのでは運転されていますけど、コストをそんなに下げて効率のいい施設ではないと思われませんか。

○証人（大杉 仁君）

まずご質問の中で、最初に、長かったからちょっとうろ覚えのところがありますけど、ガス化溶融炉というのに対して全国の都道府県にあって、ガス化溶融技術が未熟だというアンケートがあったというのは、私は見ていないからそれを見ないと何とも言えないんですけど、各自治体さんがどういうふうな評価をされているかというのは私はわかりません。それに対して、ドイツから川崎製鉄が導入したというのは、大きく言えばガス化溶融炉のうちのカテゴリーのうちの1つのガス化改質炉だと思いますけれども、それと最初の全国の自治体にアンケートされたやつとがどういう整合性があるのかというのはわかりませんから、その点については何とも言えません。最初のやつはガス化溶融炉じゃないかと思いますので、ガス化改質炉についてはドイツから確かに輸入してきたものだというのはそうですけれども、前のアンケートとはちょっとどういう関連性があるか私はわかりません。

それから、今の発注資料から色んな経緯があったとかというふうになっていますけど、本来変更覚書ですね、あれになる経緯ももちろん皆さん色々明らかにだんだん明らかにというか、当然ご存じだと思いますけれども、元々の設定が用役なんかについても基準ごみの80,000tだったら何ぼなるのと、こういう条件を提示しなさいということから始まってこうですね。実際にはごみなんか増えますから、それに応じて当然変更するんで、それに対してどういうふうにするかというのが変更覚書の用役に関する骨子のうちの1つですね。それはそれ。それと、それに対して、またそれ以外に運転だとか維持管理だとか何かそんなような別のやつがありまして、それは変更覚書で規定しておいて、実際にそのお金で支出がそれ以上に増えているかといったらそんなことなく、ちゃんとそれでやっていただいているんじゃないかとか認識しておりますから、今のご質問は何とも答えようがないなと思っております。

それと、最初の用役の話については、色々そこがまさに裁判で争っているところにもなっておりますから、その点について量が増えているのは確かにそうですよね。量が増えているというか、量が変動しますから、それに対し

て高い温度でやらないかいけない分だとかいうのが増えているとかそういうのがありますから、その点についても見解の相違みたいなのかどうかわかりませんが、裁判で争っているというところでもあります。トラブルが多いと言われましたけど、連結管が詰まるというのは、まさしくその話でありまして、温度を上げないと溶けないというのは事実なんですね。ですからそういうのはありますけど、それはトラブルというよりもこの施設での特性だと。こう言うと、また、刺激的で怒られるかもしれませんが、集めてくるごみを実際にそういうふうなごみになっておるといふことであろうと私は思っております。

○委員長（西口雪夫君）

ここで休憩をします。4時から委員会を再開します。

（午後3時54分 休憩）

（午後4時00分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続きまして委員会を再開します。

委員長のほうからもう一度確認をさせていただきます。本委員会は事実を確認することが目的でございますので質問しますが、先ほど水を入れる前にですね、入れることを了承されたのかされなかったのか、イエスかノーかでお答えください。

○証人（大杉 仁君）

何にもないグリーンフィールドでいきなり水を入れ始めたんじゃないのというようなことではないということをご理解いただいた上では、入れる直前に「入れますよ」といって言ったわけではないと思います。でも、それは同時並行的にごみ処理を続けているということ、当然把握されていることであろうというふうに思っております。

○委員長（西口雪夫君）

言われなかったと理解してよろしいですね。どなたにも、組合関係の方には。

○証人（大杉 仁君）

それだけをつっ込まれると私も申し上げたいと、こういうところがありますが、要は水を戻して、それで何とかごみ処理を続けてきていて、当然そこにも組合さん、いつも担当者の方がおられたので、同時並行的にご存じの状態で行っているというふうに思っております。

○委員長（西口雪夫君）

担当者はどなたに。

○証人（大杉 仁君）

担当者というのは、そのときの事務局皆さん一体になってやっていたから、どなたとかというわけではないですよ。

○委員長（西口雪夫君）

私は事実確認をとりたいものですから、そこをお聞きしています。

○証人（大杉 仁君）

今、言ったのは、だから、そういう意味ではだれとかいう特定じゃなくて、それはもうみんな、皆さん一緒ですよ。

○委員長（西口雪夫君）

でも、言われたわけじゃないんですね。相談をされたわけじゃないんですね。

○証人（大杉 仁君）

だから、相談という意味では。

○委員長（西口雪夫君）

口頭で。

○証人（大杉 仁君）

そういう意味では、ごみ処理を何としてでも続けろというふうに。

○委員長（西口雪夫君）

答えになっていません。私の質問に教えてください。口頭で相談されたわけじゃないですね。

○証人（大杉 仁君）

口頭で、いや、要は止めさせてくださいと、こういうことに対してまかりならん、何とかごみ処理を続けろというふうに口頭で。

○委員長（西口雪夫君）

私は、水を入れたか入っていないかを聞いております。どうですか。

○証人（大杉 仁君）

水を入れる直前に、ただ単に水を入れますよと。

○委員長（西口雪夫君）

私の質問に教えてください。質問に教えてください。お願いします。

○証人（大杉 仁君）

水を入れる前にだれかに言ったかという意味では、その許可を取っているというようなところでやっているようなわけではありませんけれども、一緒になってやっているんですから、それは当然知っておられて当たり前でしょうというふうに思っています。

○委員長（西口雪夫君）

言っておられないということですね。

○証人（大杉 仁君）

いや、どうしてそういうことになるのかな。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員、どうぞ。

○委員（松永隆志君）

そしたら、その水ですね。水の件でちょっと追加で。大体どれぐらいの量を入れられたんですか。

○証人（大杉 仁君）

ちょっと忘れましたが、少なくとも石河さんのところにあるね、何か5,000m³だとかね、そんなようなオーダーではなかったと思いますよ。もう忘れまして、それは。

○委員（松永隆志君）

もう忘れられたけど、量的にかなりのものは。

○証人（大杉 仁君）

逆に言えば、何か打合せしてでもやっぱり抜かなあかんねとかいうことになって、抜いた量に相当する分でしょうから。

○委員（松永隆志君）

そしたら、抜いた量というのが、バキュームカーで抜かれたら、バキュームカー何台だったという記録はあるわけでしょうかね。

○証人（大杉 仁君）

いや、ちょっと記憶はないですね。わかりませんが。

○委員（松永隆志君）

そしたら、調べたら記録としては事務所内に残っているということですか。

○証人（大杉 仁君）

それはわかりません。それはちょっとわかりません。要は、それに相当というか、わかりません。

○委員（松永隆志君）

証人のお話を聞いていますと、大変運転当初苦労されて、このごみの処理に一生懸命やられたというのはお話で十分わかります。それで、結局は運転経験というのは、もちろん千葉にデモ機はあったと思うんですけども、実際の稼働として、証人としてはこのサーモセレクトのこれの処理に当たられたのは初めてなんでしょう、この運転経験。

○証人（大杉 仁君）

すみません。質問がちょっと。

○委員（松永隆志君）

運転経験として、その職員の方を含めて実際稼働のあれというのは、デモ機で行われた方もおられるとは思いますが、その状況はどがんだった

んですか。

○証人（大杉 仁君）

運転法案そのものは教育いたしておりましたし、それから、OJT的に言うと、最終的には試運転のタイミングのときにトレーニングをしたことですね。

○委員（松永隆志君）

しかし、試運転のときといっても、今まで例えばストーカ炉とかなんかはどこでもあるような形で、一定の技術を持った方なら経験というものがあられると思うんですけれども、教育を受けられた試運転のときというもので、言ってみれば運転的には皆さん未経験の部分が多くて試行錯誤していたということですか。

○証人（大杉 仁君）

そんな試行錯誤がものすごいかといったらそうでもなくて、標準的な運転法案みたいのは当然ありましたから、標準的なやつはできておりましたですね。ただ、さっきも言っていましたけど、要は標準どおりにやっている、溶けにくい、ものすごくわかりやすい言葉で言ったら溶けにくいとか、さっきのだんだん詰まってくるというようなところで、要はそれを溶かすのには温度を上げなきゃいけないと、こういうのは、だんだんそれもわかってくる話なんですけど、今度は温度を上げるといっても、ごみを処理しながら炉の上部の温度を上げるわけですから、それなりに技術が要りまして、どうやったらごみのカロリーも維持しながら温度も上げるかというような効率的なやり方をやるのに苦労はしたなという気がしますね。

もっともその前の段階として、元々何で詰まるのというところから始まっていたとは思いますがね。

○委員（松永隆志君）

だから、例えば、排水をピットに注入という決断は証人が所長としてされたということですが、それに対しては当然設計とかなんかに当たった本社なり、技術部門や何かへ相談というのは当然されたと思いますよ。

○証人（大杉 仁君）

だから、それが要は、後でだんだんわかってくるんですけど、元のシリカの水がなくて、それでシリカがだんだん詰まってくるんだとかですね、それから、今、灰分が溶けて、スラグだとか出てくるやつを、成分を調べてみると、やっぱり何というか、融点というんですけど、溶ける温度は確かに高いよねとかね、だんだんそういうのは本社と一緒にわかってきて、今に至っております。

○委員（松永隆志君）

だから、その水投入については、組合には直接口頭で言わなくて、今の話のあれはのけとって、本社とかなんかに対しては、技術的なあれの専門は設計から何から携わった本社に技術者がおられるわけですから、そこへの相談というのは当然されたんでしょう。

○証人（大杉 仁君）

だから、シリカがだんだん詰まってくるということなんかについては、当然事象としてはわかっておりますから、それで後にシリカ除去の設備を造ったりとかというようにときに結びついてくるわけですからね。

○委員（松永隆志君）

だから、水をピットに投入という判断のところは相談はされなかったんですか。所長としての独断でされたんですか。

○証人（大杉 仁君）

独断とかというわけではなくて、今、言っているようなこと以外にですね、例えば、炉が上の連結管が詰まってくると止めて、どんどん温度を上げるような操業をしなきゃいけないとか。

○委員（松永隆志君）

その辺はわかるので。

○証人（大杉 仁君）

そういうようなことも全部。

○委員（松永隆志君）

本社への相談とかされたの。

○証人（大杉 仁君）

ああ、それはだから、いちいち本社への相談というのは、当然大きな話ではやっていますが、その日の操業で止めるか止めないかとか、何か温度を上げるような装備をするかどうかというのを相談するのは組合さんのところですよ。事務局のほうですよ。

○委員（松永隆志君）

いや、私が聞いているのは温度の話じゃなくて、ピット内に水を投入というのは、組合にさっきは当然運転するためには必要なことだということで、組合も暗黙のうちにわかっていただろうというふうな言い方だった。

○証人（大杉 仁君）

暗黙じゃなくて、見に来られているからわかっているでしょうと言いたいだけです。

○委員（松永隆志君）

それは、そしたらば所長の独断だったのか、いやいや、それは技術的にそういうふうな手法もあるよということで、本社の技術部門や何かで、証人も

この運転の所長はしておられても、設計から何からの専門じゃないわけでしょう、この機能の、機械の。

○証人（大杉 仁君）

もちろん、そうです。ただ。

○委員（松永隆志君）

そうでしょう。だから、そこに当然相談されたのかということを知っているんです。

○証人（大杉 仁君）

水を入れて、それで何とか処理を続けるかということ自体については、そのアクションそのものについては相談していませんね、恐らく。ただ、今、言っているのは、何で詰まってきたのかとかね、そういうふうなところを言っているだけであります。

○委員（松永隆志君）

その詰まっているのはもういいんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

質問だけお答えください。

○委員（松永隆志君）

水の投入の部分だけは、そしたら本社には相談せずに、当然必要なことだと思って所長の判断で水投入というのを職員に指示して投入させたということで理解してよろしいんですね。

○証人（大杉 仁君）

ご理解という意味ではね、何とかしてごみ処理、これでするわけじゃないですけど。

○委員（松永隆志君）

それはそうです。さっき前提として、一生懸命やられたというのを前提として。

○証人（大杉 仁君）

ごみ処理を続けるためにどうしたらいいかというやり方を判断したのは私であり、それは組合さんももちろんご了解の元で一緒にやっておるということでもあります。

○委員（松永隆志君）

そして、本社にはそういうことは、水投入というのは事前には相談はしなかった。

○証人（大杉 仁君）

事前にやっているような、そんなようなことではないと思いますね、恐らく。

○委員（松永隆志君）

ピット内に水を投入するという事は、本社の技術部門にも言うほどのことでもなかったわけですか。

○証人（大杉 仁君）

いや、それをどう取り扱うかというのは、見解がある、認識があるんじゃないですか。

○委員（松永隆志君）

だから、報告されたのか、されてないのか。

○証人（大杉 仁君）

いや、報告していないという意味では報告してないんですけど、それは取るに足らんことなのかというような言われ方をすると、いや、それは必ずしもそうじゃないんじゃないですかという意味ですね。

○委員（松永隆志君）

そして、ここの運転で非常に未熟な、経験的にも操作も未熟だから、最初処理に滞っているんだよというふうなこともそちらから言われたということも聞いているんですけども、それで、実際に2炉から3炉運転に切り替えてほしいということで組合からあったら、本社に相談せんといかんというお話を大杉さんがされたということであってございましたけれども、これで結局人員を増やさなくちゃいけない、経費も増えるということでのご相談だったと思うんですけども、実際ですよ、この炉を運転していて、当初の計画よりか人員体制も今も多いと思うですよ。実際にどれくらい経費的にはJFEとして、当時所長として、この炉はとにかく持ち出し分が多いなというふうな感じのところというのは、実際に人員やなんかでどれぐらいの負担というのを増えたというふうにご記憶されていますか。

○証人（大杉 仁君）

いや、まず最初のところから全部言われたままに答えると、最初のところが全部追認する形になるから1個1個言っていきますと、未熟だからどうのこうのというのは、確かに経験ないというのはそうなんですけど、標準的なやり方よりも非常にさっき申したように温度を上げなきゃいけないとか、色んなところがあつたというのが大変な思いをしながら来たことだと、それから、シリカが詰まってくるというのは、水の量だけじゃなくて、色んな冷却系統のところ詰まってきたというのも、これまたやはりダメージが起きたというのは、それはあります。そのためにしょっちゅう熱交換器なんかを掃除せなあかんとかという。

○委員長（西口雪夫君）

証人、すみません。時間もありませんので、簡潔に答えてください。

○証人（大杉 仁君）

それで、いずれにしても3炉体制でずっとやらないかんだとか、それから、人はまああれですね、どっちにしてもあれでしょう。組合さんにご負担いただくという意味では、変更覚書のところで規定された分を守っている。

○委員（松永隆志君）

そこを守っておられるというのは、それが前提で、職員も今もかなりたくさんおられて、かなりJFEとしても負担されている部分というのが結構あるんじゃないかと思うんですよ。

だから、所長をしておられて、いや、この施設は本当金を食う施設だなど、自分たちが運営していても、組合から委託されている、もらっている金で十分利益を得ていますよというのか、いやいや、それよりかこんな掛っているんですよという。

○証人（大杉 仁君）

同じような質問を前にもしていたと思いますけど、まさに裁判の争点のうちの1つになっているところなんでね、やはりここはちょっと、それはコメント控えさせてもらわないかと、そう思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、経費とかJFE負担については、ちょっとその辺のところはお答えできないということ。

○証人（大杉 仁君）

私が言えるのは、変更覚書に従って、用役はあれですけど、それ以外のところ、運転経費だとか、維持する分だとか、副産物とかですね、そういうようなところは、あの契約に基づいた値でもってやっていただいているというふうに認識しております。

○委員長（西口雪夫君）

あと人件費と酸素はこちらのあれには入っていないんですか。その辺の持ち出し分、わかりませんか。

○証人（大杉 仁君）

組合さんが今、ご負担いただいている分は、その変更覚書の契約のところで作っていただいている分で、できていると認識しております。これ以上のことは、基本的にはさっきみたいな裁判の争点になるやもしれないので、コメントは控えさせてもらいたいと思います。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

最後に何か。柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

すみません。今、委員長のほうからも聞かれよったんですけれども、私、柴田というんですけれども、今、多くの人間が、当初予定以上の人間を配置して運転されているというふうなことを聞いたんですけれども、運転自体は何人ぐらいで運転されているんですかね。

○証人（大杉 仁君）

今、わかりません。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員、ちょっとよかですか、すみません。

先ほどの松永委員の質問ですけれども、裁判の争点とはちょっと違うと思うんですね。今の持ち出し分ですよ。私も、これはあと15年経ったら瑕疵期間が過ぎますので、その辺の事実を確認しておかんとこの百条の意味がございませんので、ぜひその辺をお答えいただきたいと思います。所長をされていたからわかってでしょう、ある程度は。

○証人（大杉 仁君）

いや、ただ、いずれにしても見解は、委員長はそういうふうな見解なのかもしれませんが、私としては今のまさに裁判の争点のうちの1つだと認識しておりますので。

○委員長（西口雪夫君）

いや、裁判は、人件費は争つとらんでしょう。

○証人（大杉 仁君）

いや、裁判に全く影響しないのかどうかという判断が私にはできないです。

○委員（松永隆志君）

なぜ私なんかがお伺いしようと思ったのは、やっぱり将来にわたって、今、裁判していますけれど、裁判が終わったら、ここのある施設、ある機関はJFEと組合も仲よくまたやっていかんばいかんわけですよ。そのとき、一番問題なのが経費の点で、やっぱり今、この前、佐藤証人はトン1万3,000円ぐらいでできている、今現在。だから、そんな高くないんですよというお話もあったもんですから、そしたら将来ともそのくらいの経費なのかなと思っていたら、どうもそれ以外にもかなりのところ、人件費を含めて負担しておられる部分があるということも聞いたもんですから、その辺のところをちょっと教えていただければ、将来に向けては。

○証人（大杉 仁君）

少なくとも私の答える所掌範囲の中ではないと認識しております。

○委員長（西口雪夫君）

当時所長をされておって、そのときの人員かれこれは何名ぐらいいらっし

やいましたか。元々31人ぐらいでこちらは応札で上げているんですよ。

○証人（大杉 仁君）

何人だったかはちょっと覚えていないですね。

○委員長（西口雪夫君）

酸素がかなり当時、こちらに10t車で1日2台ぐらい来ておったように思うんですけども、その辺はおたくのほうで負担はされておったと思うんですけど、その辺は17年度でどれくらい負担があったかわかりませんか。

○証人（大杉 仁君）

いや、そういう意味では全く記憶がありません。

○委員長（西口雪夫君）

所長をされておって、ある程度わかっとなつてでしょう。当時所長をされておって、どれくらいの経費が掛ったなど、これに掛ったなどわかるでしょう。

○証人（大杉 仁君）

いつ、幾ら掛っているかというような把握はして、今、過去の記憶はありませんね。

○委員長（西口雪夫君）

そういう連絡は来ませんでしたか。所長をされたら、それくらいはわかるはずでしょう。全体を把握しとかんといかんでしょうから。

○証人（大杉 仁君）

今、答えるだけの記憶がないと言うしかないですね。

○委員（松永隆志君）

だから、ちょっと変えますけれども、そういう記録というのは、例えば、どれぐらいの何台と、さっきのバキュームカーと一緒にすけれども、記録としてはそちらの事務所なり、どこかにちゃんと残っているんでしょう、経費に掛る記録というのは。当時を含めて現在、現在なんか絶対ないといかんでしょうけれどもですね。

○証人（大杉 仁君）

まあ、把握はしておったんじゃないかと思えますね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、記録は、当時所長をしておられたときにはそこには残っていたんですたいね。あったということですよ。今、あるかどうかはわからないけれども。

○証人（大杉 仁君）

まあ、あいまいなんで、記憶がないから何とも答えのしようがありませんですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、とにかく記録はちゃんとあるわけですね。

○証人（大杉 仁君）

今から思い返すに、あったんだろうなと推定はできますけれども、ちょっと記憶はないですね。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

甲第30号証の3のほうを提示して。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

この右のほうですね、これ左のほうが変更覚書の締結前の会議なんですけれども、この右のほう、大杉さんはここから参加をされておりますけれども、これは大体何の会議だったんですか。どういうことの協議をされたんですかね。

○証人（大杉 仁君）

施設の動く平成17年の4月よりも前は試運転関係の話ですね。操業が始まってからは操業絡みの話ではなかったかと思いますが。

○副委員長（柴田安宣君）

これの一番上を見ていただければわかりますけれども、組合のほうから変更協議案の提出とあります。

○証人（大杉 仁君）

えーっと、どこですかね。

○副委員長（柴田安宣君）

一番上、17年の11月29日ですね。

○証人（大杉 仁君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

これから察すると、左のほうで変更覚書を取り交わした後から1年経った後からは、またそれについての協議が提出されたというふうに理解をするんですけれども、そういうことになっておるわけですかね。

○証人（大杉 仁君）

いや、すみません。質問の意図もちょっとわからないで、趣旨がちょっとごめんなさい、わからないんだけど、何になっているのかというのは私わからないですね。何だろうな、これ。

今、どれのことを言われているのか。

○副委員長（柴田安宣君）

この一番上を見てみてください。

○証人（大杉 仁君）

一番上は、組合から変更協議案提出とありますね。

○副委員長（柴田安宣君）

だから、何の変更かわからんとですけれども。

○証人（大杉 仁君）

ええ、何かわからないですね。何だろうな。

○副委員長（柴田安宣君）

あなたが、それから18年の3月16日からずっと入ってもらっていますよね。

○証人（大杉 仁君）

平成18年のといたら、17年が。

○委員長（西口雪夫君）

4月が稼働です。

○証人（大杉 仁君）

17年の4月が稼働ですね。

○委員長（西口雪夫君）

稼働です、はい。

○証人（大杉 仁君）

だから、稼働した後の操業状況か何かの報告みたいなので出ているんじゃないかなと思いますね。

○副委員長（柴田安宣君）

18年の3月16日に組合のほうから提案されたものが組合に回答ということで出ております。これはどういうことを協議して、それに対する組合のほうに回答されたのかなと思うんですけれども、協議の内容は覚えておられませんか。

○証人（大杉 仁君）

覚えていないですね。何のことかちょっとわかりません。

○副委員長（柴田安宣君）

それから、その下のほうにもずっと資料を提出し、用役費の超過の価格の問題ということで、18年の7月28日分、協議されているですよ。超過額についてどうするのかと。

○証人（大杉 仁君）

はい。

○副委員長（柴田安宣君）

そういうときの議論というのは、どういうことが議論されたか、わかっている範囲内でいいんですけれども。

○証人（大杉 仁君）

いや、このときにこの会議だったかどうか、この会議でこう言ったのかどうかは記憶が全くないんですけど、さっきも何回か言っていたやつに絡むんですが、主には連結管の温度を上げないと操業できないといった今の話につながるんですけど、要は温度を上げるためにエネルギーを投入して、何を言っているかといったら、LNGと酸素を入れて全体の炉の温度を上げるということをやってきたわけですよ。だから、その分に関してはもともと想定以上に当然使っておるわけですから、こういうのが超過しますよね。これは何というか、もともとの溶ける温度が高いので、こういうやり方をしないとごみ処理はできないから、この分は超過するけど、これはお客さんが払ってよねとかいうようなことを言っておったんじゃないかなと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

それから、その下のほうで変更案の資料ということがずらっと並んで、それについての協議ということがありますけれども、あなたが出席されたりされんだりということで、されたときだけで結構だと思うんですけども、どういう内容の協議を変更ということはされておったんですか。

○証人（大杉 仁君）

いや、この後は記憶にないというか、私自身、これどこも登場していないでしょう。いや、いないからわからないですね。ここから以降は私自身は登場していません。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員、ちょっといいですか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと、すみません。

先ほど松永委員から質問があってございました持ち出し分ですね、今、組合が出しておる分はわかっておるんですけども、今回、百条委員会で一番重点を置きたいのは、今、幾らおたくのほうで、JFEのほうで負担されておるかなというのもちよっと調査したいんですね。

それで、この分、今、私所長じゃないからわからんと言われましたけど、どなたに聞けばその辺は回答できますかね。今の所長の方ですかね。

○証人（大杉 仁君）

そうじゃないと思いますね。今、だれに聞くのが適切かということはわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

少なくとも、あなたが所長のときにはそういうことは把握できておりましたか。

○証人（大杉 仁君）

その辺ちょっと記憶にないんですが、いずれにしても裁判でひっかかってくる場所であると言われるならば、それは裁判でやるんじゃないかなという気はいたします。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

なら、最後の20年の6月5日ということで、協議決裂により平成20年9月30日付で提訴となっております。この中で山田取締役を含めた吉田部長、久野さんという方がおいでで、そういうことで決裂をしたということは、精算における協議の会議だったろうと。それから、変更というのは何らかの形で変更しようじゃないかという協議だったろうと思うんですけども、あとは入ったり入らなったりということなんですけれども、これは大事なことで、記憶にある分結構と思うんですけども、説明いただけんですかね。

○証人（大杉 仁君）

記憶にないですよ。実際に入ったり入らなかつたりとかとおっしゃいますけど、ここ後ろは全然私は入っていませんのでね、わからないというか、記憶にないのは多分入っていないからじゃないかと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

最後にお聞きしますけれども、今回、私たちは最初の応札条件で5億8,700万円といった金額で、市民の皆さん方が実際17年、18年で2倍近くの経費が掛っておるということはおかしいと言われるものですから、それで百条を開いておるんですね。

それで、実際、今のこちらの組合の経費はわかるんですけども、JFEが負担している経費はわからないんですね。先ほど裁判で、裁判でという回答がですね、これはひょっとしたら百条委員会で証言拒絶と評価される可能性もあるんですけども、それでもやはり超過経費、今、持ち出し分に対しては証言はしたくないと判断してよろしいでしょうか。

○証人（大杉 仁君）

いや、少なくとも私は今の理由からここで発言するには適当ではないと思っていますし、私自身は答える立場にも当然ないと思っています。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、このことを聞くのにふさわしい方は、今は所長をやめとらすけんがあれですけど、どなたか、今のJFEの関係の方でどなたにお聞きすればよろしいでしょうか。

○証人（大杉 仁君）

いやそれは、まず、第一義的には裁判に係わることだから、私が言う立場じゃないというのは別にして、そもそもこういうことを答えるような形じゃなくて、組合さんに別に契約期間中は何というか、今の変更覚書でよいという、これで裁判になっているんですけど、今の解釈の違いみたいなものもありますけど、それ以外のところは、ご負担いただいているのはこのままなので、それ以上答えるところにはないと思っています。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

このことに関しまして、補佐人と一回相談されて、どうですか、今の私の質問に対して補佐人と1回相談されてください。

○証人（大杉 仁君）

ああ、何。私が。（「相談してくださいと」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

相談してください。

○証人（大杉 仁君）

わかりました。（発言する者あり）

（証人と補佐人相談中）

○証人（大杉 仁君）

裁判に絡む話なので、補佐人のほうから補足の説明をさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうかね。

○委員長（西口雪夫君）

結構です。すみません。

○証人（大杉 仁君）

わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、今日は長時間にわたりましてありがとうございました。

以上をもちまして、証人尋問を終わります。ご苦労さまでございました。

（証人退室）

○委員長（西口雪夫君）

しばらく委員会を休憩します。

（午後4時33分 休憩）

（午後5時30分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

委員会を再開します。

今までずっと証人尋問をやってきたわけですがけれども、ここで新たに証人尋問が必要かどうか、その辺を検討していただきたいと思います。松永委員。

○委員（松永隆志君）

今回の証人ですね、JFEからの証人の証言を聞いていますと、組合側と意見というか、実際の事象に対するとらえ方とか、事実で相反する意見が出たわけですね。そういうことを再度組合側に確認する必要がありますので、共通してずうっと出ておられた重野さんに対しては、もう1回ちょっと聞きたいことがあるので来ていただきたいと思います。

まず項目的には、第1番目に応札条件から年間経費内訳書に至る当時の川崎製鉄とのやりとり、それがまず第1点目。

第2点目が、次は覚書ですね。覚書作成の過程、そして、締結の日時について。

3点目が変更覚書の内容。特に覚書に記されていない事項、それについての協議の内容ですね。

○委員長（西口雪夫君）

今、松永委員のほうから3点ありましたけれども、今の証人尋問項目の中で重野氏を招致することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（西口雪夫君）

全員賛成で重野氏の証人を決定させていただきます。

ほかに何かございませんか。記録提出請求について何かございませんか。松永委員。

○委員（松永隆志君）

JFEに対して記録提出の請求を行いたいと思います。

その項目につきましては、まず、JFEがこの施設立ち上げ以降、JFEとして負担した例えば人件費とか、そして、ピット内に水が溜まった、そういうものの排水に要した経費とか、それら含めて年度ごとの経費とその内訳、そういう記録が当然この施設管理のために使われた経費というのが残っているとしますので、その内訳の提出をお願いしたいと思います。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員のほうから J F E が本格稼働しました平成 17 年以降の、J F E が出された金額に対しての内訳書の請求をさせていただくことに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、決定いたします。J F E のほうに請求をさせていただきます。

ほかに何かございませんか。（発言する者あり）

日時をはっきりさせておきます。重野氏を招致する日にちはいつがいいですか。松永委員。

○委員（松永隆志君）

案としては何日があるんでしょうか。

○委員長（西口雪夫君）

一応私の案としては、先ほど 5 月の 18 日が吉次さんお一人を招致しておりますので、その日の後にでもどうかなと思っておるんですけど。

○委員（松永隆志君）

早いほうがいいと思いますので、18 日で、間に合えば。

○委員長（西口雪夫君）

また、この辺の細部にわたっての変更はあるかもしれませんので、証人とその辺は調整しながら、一応委員会の決定としましてはそのほうで進めさせてもらっていいでしょうか。柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

奥村さんとか、もう 1 人の J F E の人は、名前があつたでしょう。それは 23 日ぐらいに招致ということは考えていないですか。

○委員長（西口雪夫君）

今、奥村さんと藤田さんですか、2 名の J F E の関係の方の招致をどうするかといったご意見がございましたけれども、いかがですか。柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

さっき言われるように、どうしてもこっち側も確認はいかんばいかんけれども、今、呼ばれた流れの中で、覚書もしくは変更覚書についてのそれぞれの見解のずれがあるような、同じようなことだろうと思うちゃおるけれども、そこら辺の流れも確認のため。

○委員長（西口雪夫君）

ここで言えば、奥村さんというのが一番、当時部長をされておったということで、かなり力もあつて権限もあつたでしょうから、その辺を皆さんがどう反応されるかですね。田添委員。

○委員（田添政継君）

重野証言でJFE側から言うのが正しいとなればもう呼ぶ必要がないと思いますので、食い違ったときに3つの確認のためにということはあるのかなと思います。

○委員長（西口雪夫君）

とりあえず、5月23日が予備日だったんですけれども、また日にちを後に回しても、その重野さん、18日が済んだ後にもう1回委員会を開いて、そこで最終的にどうするかを決定するでよろしいですか。

○委員（柴田安宣君）

随分遅れるのでは。

○委員長（西口雪夫君）

しかし、それは仕方ないでしょう。

変更覚書にやっぱりタッチされると、奥村さんが部長で当時タッチされておったということは今日の久野さんの証言で明らかになりました。

あと藤田さんはどういったあれかな、元々は。

○委員（松永隆志君）

藤田さんはね、とにかく応札条件とか、年間契約内訳書、最初売り込みに来らしたときに、佐藤さんの証言では80,665tで2,000kcalが前提としてこの応札条件の金額、そして、5億8,700万円か、それも出てきているということやったたい。それをその当時の担当として、もうそういう認識で向こうはおったと言わすけれども、そういうのをちゃんと説明したのかというのが1点と、もう1つは、年間経費内訳書を提出するときになぜ組合が提示した額よりか大幅に少ない5億8,700万円を出してきたか。それは組合側に言ったら、もっと安うしてこいと言われたという話を聞いていますと言った。そんなこと、何のためかどうかわからんけど、まあ本筋とは余りね、特に奥村さんに聞くものよりかは聞かんでも、その証言はあったってどうってこともなかぐらいのものではあるとき。

○委員長（西口雪夫君）

藤田さんの場合は。

○委員（松永隆志君）

うん。その当時の担当のあれとして、そこは聞いとかなばと。そこはね、やっぱり入札に至るところで重要なところだからと思わすなら、やっぱりそこば聞かんばいかん。色々その当時、説明の何のと言わすけれども、機種選定に至るまでのところから、機種選定というか、入札に至るまでのところとして、そこが一番係わっていると思うならば、その当時の向こうのメーカーの担当者ば、それが藤田さんでしょうから。

だから、その入札とかなんかを経ているんだから、機種選定とかなんか、

その辺はどうっちゃよかたいというならば、その辺の細かなことは省いて、変更覚書のほうでいくなれば、さっきの奥村さんになると思います。

○委員（柴田安宣君）

これはだけど、変更覚書についての新しい証言をもらえるかな。

○委員長（西口雪夫君）

変更覚書には、奥村さんと呼ばば幾らかもらえるでしょう。当時の一番親分ですけん。

○委員（松永隆志君）

佐藤さんはどうするのかと。

○委員長（西口雪夫君）

また呼ぶごと。

○委員（松永隆志君）

と、藤田さんとかさ。今、問題になりよつとは藤田さんですたい、その前の人やけん。それはどがんすつと。（「また佐藤さんと呼ばべきか。」の声あり）佐藤さんは、奥村さんば呼ぶけんがよかでしょう。

○委員長（西口雪夫君）

もうよかでしょう。

○委員（松永隆志君）

一番の責任者ば呼ぶけんが。佐藤さんという名前は出たばってんが、そこはよしとして、要は藤田さんですたい、藤田さんはその前の話になるとですたい。

○委員長（西口雪夫君）

佐藤さんの前任になつとつとですか。

○委員（松永隆志君）

うん。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、奥村さんをちょっと調べていただいて、今のお勤めとか。委員会のほうで奥村さんをどうしますか。手を挙げて、皆さん。

○副委員長（柴田安宣君）

終点が変更覚書という形になってくれば、当時からわかっておる人間を、佐藤さんにするか、改めてもう1回呼ぶか。

○委員（松永隆志君）

もう奥村さんに聞くとはいもう決まっているんですよ。覚書の協議の中で、さっき言った一番変更覚書になって入ってきた項目、覚書がなくて入ってきた項目、これはどこの時点から入れたのかといたら、久野さんに聞いたら、自分が入った16年のその当時には、もう方向性としてそれは決まっていた

と。その前の人がかんばわからんということで、そこをどういう経緯でなぜこれを入れたのかと、そこだけですよ。（「だったら、もうそれでよかと」の声あり）うん、呼ぶとするなら。いや、もうそれはよかと言わずならば、それでも。だから、ただ呼べばよかじゃなくて、何のためにどこば聞かば決めんばいかんとやっけんが。

○委員（田添政継君）

ただ、それは重野証言で明らかになるんじゃないですか。そういうふうにもしJFEがいうとおりであったらば、そのときに協議したのは、奥村さんも入っていたのどうかというのを確認していけば。

○委員（松永隆志君）

そうそう。だから、重野さんにまず確認して、それで重野さんもその前、前回言った協議の中身としては、全体をあれして、向こうからはそがん証言はなかった、そがんことは言われんやっつと、絶対そう同じことを繰り返さすけん、そしたらばということで、今度はその次に奥村さんば呼ばんばと。

○委員長（西口雪夫君）

すみませんね。今、ちょっと書記と協議しとったんですけど、前回、JFEの証人4名の方の今の役職とか所属かれこれを一応こちらのほうからJFEのほうに記録提出として請求しておるんですね。ですから、今度はまず藤田さんにしても、奥村さんにしても、まずこちらのほうから向こうのJFEのほうに今の役職、そのほうを提出してくれということでせんと進まんごたっけん、まずこっちのほうを先に決定しましょうか。記録提出のほうで奥村氏と藤田氏の現在の所属と役職及び当時の役職と、この辺を記録提出請求したいと思えますけど、賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、決定させていただきます。

○委員（松永隆志君）

そして質問。そこで決めとつてもよ、呼ぶ呼ばんはその後やろう。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと確認せんばいかん。

○委員（松永隆志君）

そしたらね、もういっちょね、本当はね、奥村さんと同時期で、もういっちょ上がった藤田さんか、その人もずっと係わつとつとき、同時期に。もし奥村さんが来れるとなったらそっちで構わんとぼってんが、一応藤田さんも今、どこという確認をしておったら。

○委員長（西口雪夫君）

そいけん、今、言うたとは、藤田さんと2人。

○委員（松永隆志君）

それと、もういっちょは、あれはだれか。藤田さんじゃなくて、そのあれは。佐藤さんと藤田さんともういっちょだれやったかな。そのときに係わった。ああそうか、これは伊藤さんか、これは要らんね。伊藤さんが出て。自分の前は伊藤さんと言わしたけんがね。うん、久野さんが前の営業は行っとんさっけん。

○委員長（西口雪夫君）

重野さんは、今度2回目ですね、呼ぶとすればですね。（「はい」の声あり）そしたら、最終的に奥村さんか藤田さんか、皆さんの意見を聞いた上で、その上で呼んだほうがようはなかかなと今、感じもあるんですけど、とりあえず、まずこっちのほうを請求しまして、それで向こうの住所とあれを調べて、呼べるようだったらこっちをまず呼んで、新たに委員会の中で日にちを決定して、その後に重野さんと呼ぶごととしましょうか。

今ですね、重野さんが前回の証言の中では、もうそういうことはなかったとか、私は係わっていないとか言うたらすわけですかね。今度はまたして、また向こうがあれしたときは、また呼ばれる日のあつとやけんさ、一応奥村さんと2人の話を聞いてから、最終的に重野さんのあれを、証言をとったがましじゃなかるうかというような話なんですけど。

○委員（町田康則君）

重野さんは近くにおって、呼ぼうと思えばすぐ呼べるから。

○委員長（西口雪夫君）

いや、もう3回目はやっぱり。

○委員（町田康則君）

いやいや、ちょっと待って。呼んでもいいんじゃない。そして、調べてから、JFEは経費から何から色々掛るから。

○委員長（西口雪夫君）

いや、今回もかなり久野さんと佐藤さん、そして、今日の大杉さん、食い違いのちょっとあつですもんね。テープ起こしたらまたわかるんですけど、そういった中でまたひよつとすれば、2人を呼んで、また食い違いがかなり出てくる可能性もあるわけですからたいね、JFEのほうで。その辺はどうですか。

○委員（田添政継君）

遡って覚書を締結したということでしょう。

○委員（松永隆志君）

その1点だけやろう。

○委員長（西口雪夫君）

それは、1点は。

○委員（田添政継君）

そこだけ確認すればいいですか。

○委員（松永隆志君）

そいけん、さっき言った確認項目は、3つはせんばいかんと思います。

○委員長（西口雪夫君）

その辺は、まず管理者にまた確認できますけど、その日に、私のほうで。覚書とかですね。（発言する者あり）

○委員（松永隆志君）

それはわかるもんや、管理者が、覚書の締結。（「私は初めて見ましたと言うたば」の声あり）それは初めて見たというのが本当さ。（「無理さ」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、委員会で呼びますか、重野さんを先に。（「そうしましょう」の声あり）

○委員（松永隆志君）

そしてね、管理者もね、説明を受けたというレクチャーば受けて来らして、そして、事前に12月、契約の直後に覚書のレクチャーを受けてしたというふうに思いますと。みんな組合からレクチャーを受けたと証言すつたい。その後こうして重野、いや、本当は1年後でしたというのが出てきたら、それこそ大変なことになつとばい。

○委員長（西口雪夫君）

しかし、私はこれだけの証言の出よるとやけん、一応管理者へも質問せんばけんさ、そのことに関しては。

○委員（松永隆志君）

だからさ、その順番は管理者よりかまず重野氏に対して、彼に対してその辺きちつとしておかんと。

○委員長（西口雪夫君）

でも、その日に呼ぶとすれば、午前中が管理者ですよ。午後から重野氏になつとつですよ、呼ぶとすれば。（「そうですもんね」の声あり）管理者は先に呼んどつとやけんさ。じゃあ、入れ替えましょうとはでけんとかやけん。

○委員（松永隆志君）

そいけん、それにしてもその日のうちにやっぱり早う片つけんばいかんと。

○副委員長（柴田安宣君）

聞いたとき、呆れたて。それはあなたが管理者に確認しても初めて見たて言われる。

○委員（田添政継君）

それは委員長が言うたごと、覚書の問題は後で出てきた問題であって、管理者には今回は聞かんでよかつちやなか。

○委員長（西口雪夫君）

聞かんでよかですか。（「うん」「管理者は印鑑ばついちよらす」の声あり）

○委員（松永隆志君）

そして、覚書の印鑑そのものも公印はついてあるばってん、協議の決裁のときはついとらっさん可能性もあるくらいに思うとさ、管理者は。そこまでいっとらん可能性のあつとやけん。

○委員長（西口雪夫君）

じゃあ、もう決定していいですね。（「はい」の声あり）重野淳氏については、5月18日午後から、2時ぐらい、その辺で呼ぶと。（「はい」の声あり）いや、吉次さんがちょっと無理かもしれんけんが、5月18日の午後2時にしますか、どうですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

それでは、5月18日午後2時で決定し、出頭要求を議長のほうへ依頼したいと思います。

次回の委員会は5月8日の午前10時からを予定しております。

その他の件で何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第17回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を閉会します。お疲れさまでした。

（午後6時06分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会
委員長 西口 雪夫